有へかりける。記傳にも。此事を論れたれとも。紀記の上に於て。互に一は省かりて。偏りつる故に。然異説に見ゆる事なるを。考漏されたりと云り。

時皇孫勅二天鈿女命一曰。汝宜下以二所レ顯神名一爲中姓氏上焉。因賜二猿女君之號一。故猿女君等。男女皆呼爲レ名。此其緣也。高胸。此云二多歌武娜娑歌一。頗傾也。此云二歌矛志一。

時皇孫勅天鈿女命曰云々。（本に曰字なし。今永享本丹鶴本に従て補ふ。）右に注る如く。猿田彦神は。伊勢に送奉らして。此は日向宮に仕奉らせざるか故に。天鈿女命をして。其神の仕奉る事を相承て。令二仕奉一給へる較略なり。さるは記に。此立二御前一所二仕奉一猨田毘古神者。專所二顯申一之汝送奉。亦其神御名者。汝負仕奉。是以猨女君等。負二其猨田毘古之神名一而云々。と見えたる。其事を記傳に。凡て名を負と云は。他人の名にまれ。物名に在れ。取て己か名に著を云ふ。其名を負持つ由なり。仕奉るは。皇朝に仕奉るにて。即後まて有る猨女の職是なり。さて是は猨田毘古神躬つから皇朝に侍て。仕奉り玉ふへきを。此神は幽契ありて。能退て。伊勢に坐へきか故に。宇受賣命此神の代として。其御名を負持て。（近世に身の代を。名代と云は。此義によく合れり。）仕奉れと詔ふなり。汝負二其神御名一とは云すして。其神御名者。汝負仕奉。とある語勢に。心を著て能々味ふへし。其神の代には。汝仕奉れと詔ふ意自含めり。と云れたるか如く。こゝに以二所レ顯神名一爲二姓氏一。と詔へる。即其意なり。○姓氏を。本にカハ子と訓るに就て心得あり。加婆禰はもと。其家の職名を云稱なり。（後には家々の氏に脳て云名目となれゝと。其もとは職名なり。此事こゝに云ては。いとまぎらはしけれはいはす。上卷安曇連の下に云る事共見合すへし。）されとこゝにては。職名にもあらす。只後世の稱號のやうなる物にて。猿田彦神の猿と云名を取て。我稱號にせよ。と詔へるにて。即猿女と云る號是なり。さるは後世の如く。此時未臣下に。姓氏を賜ふなとの制あらさりければ。記に其神御名者。汝負仕奉。とある如く。たゝ名とあるへきなり。上に云る如く。凡て名を負とは。他人の名にまれ。物名にまれ。取て己か名につくるを云。然るを。爲二姓氏一なと。ことふるしく書れたるは。當昔の時世の風に。書取れたりし者とこそ見えたれ。（拾遺には。細書して。以二所レ顯神名一爲二氏姓一。今彼男女皆號爲二猨女君一。此緣也。と有にて。注文の如くなるを思ふに。此も其類にて。後より書加たるものなるへし。）然るは。紀中賜レ姓と云事は。垂仁紀二十二年に。湯河板擧に。賜レ姓曰二鳥取造一とある。是始なり。其三十二年に。野見宿禰に。改二本姓一謂二土部臣一。と有を見れは。此より以前にも。姓氏を賜ふ事は有と雖。神代に係て云むは。餘なる事共なるへし。（記傳にも。此は漢文を修ろはれたるに就て。古意の主とある所を失へり。此記と合せて曉るへし。且此文には心得ぬ事あり。先上には姓氏と云て。下には號と云。忽違へり。と云れたり。また信友云。上古はよろつおほらかにて。姓氏なといふ事も。さはやかなる制はあらす。其狀にて。職名の如く。又嘉號の如く稱たるを。子孫に傳へて。後遂に姓氏とせる例あれは。これも其趣にてありけるを。大らかに語り繼き。書も傳へたるものゝあるに依て。其を漢文に修ひ記さるゝに。文の調はて。古傳の主を失へるものなるへし。他の古書ともに考へ合せて曉るへし。と云り。此亦さる説なり。）○猿女君之號。猿女は氏。君は尸なり。さて右にも云る如く。其始はたゝ稱號なるか。後に君と云言をも加へ

て。遂にさだかなる。氏姓とは成れるなり。信友云。猿女君と云るは。其子孫の女子をも。世々に猿女と召して。神樂の職供奉らしめ給ひけるほとに。後に加婆禰を給ひて。猿女君と召されたるに依て。さだかに姓氏とはなれるにて。古事記其餘の書ともに。猿女君と云る處は。後の猿女君氏の。人等を指て云るなり。と云り。さて猿田彥の猿を取り。（かの猿がう態に取れるには非す。思ひまかふ事勿れ。）女は此氏もと。女の仕奉る職名なるを以いふ。さて君は。後に云加婆禰なれは。こゝに預る事なく。此はたゝ賜㆓猿女之號㆒。とのみあるへきに。紀のみならす。記又拾遺にも。君字を記れたるは。凡て尸は。此世々に替て。賜はれる例多かれと。此氏のみは。後世まて君の尸なれは。言馴れて自ら。君も氏の如く成れるなり。故何㆑れも君字を添て。云るものと見えたり。（拾遺に。中臣齋部二氏云々。猿女君氏云々とあり。これ中臣齋部には尸をいはす。猿女にのみ尸を添て云へり。されは此も例によらは。猿女氏とあるへきものなるを思ふへし。）さて此氏の事に付て。記傳に云れたる說もあれと。彼五部の神の子孫。天武天皇の御世に。姓を給ひ。姓氏錄にも出されたれと。（但し此中に。鏡作氏のみは。姓氏錄に出されす。）鈿女命は女神にて。其裔の猿女氏は。女のみ其氏を負て。男の仕奉る事なき姓なる故に。天武天皇の御世に。姓を給へる事なく。姓氏錄にも。此氏は出されす。然れはとて。此姓必しも子孫に非されとも。是職業を相嗣て。仕奉る女等を。猨女君と號て。鈿女命を祖神とせるにや有む。と云れたる說は。更に證とは爲かたし。（下に信友說を引くを見るへし。）さて平田翁云。其職業は拾遺に。神武天皇段に。猿女君氏供㆓神樂之事ヲ㆒とある。是第一の職にて。次には鎭魂祭の儀なり。此も同書に。凡鎭魂之儀者。天鈿女命之遺跡ナリ。然則御巫之職。應㆑任㆓舊氏㆒。而今所㆑選不㆑論㆓他氏㆒。所㆑遺九也。とあるにて知へし。（武郷云。なほ猿女の職業の。後まて大嘗會鎭魂祭なとに見えたる事とも。記傳に引れたり。信友云。天鈿女命之遺跡云々とは。鎭魂祭の時の神樂に。御巫の宇氣槽を覆せて。云々して仕奉り來れるは。高天原にて天照大神の御窟閇の時。鈿女命の神樂仕奉りて。招出し奉れる。尊くめてたき儀を。遺跡のまゝに。代々相嗣て仕奉り來れる由なり。もはら漢文のまゝに鎭魂之儀とは意得へからす。また舊氏とは。鈿女命の裔の。猿女君氏にて。こゝにては。主と其氏の女子を云り。）拾遺を奏進れる頃。既にかく舊氏を任れす。他氏を任給ふ事と成れりき。然るを類聚三代格に。弘仁四年十月の太政官符に。應㆑貢㆓猿女㆒事とて。右得㆓從四位下行左中辨兼攝津守小野朝臣野主等解ヲ㆒偁ク。猨女之興。國史詳シ矣。其後不㆑絕。今猶現存ス。（此文と。拾遺の應㆑任㆓舊氏㆒云々とを相照して。猿女君氏の正しき家の在けることは著明なり。）又猨女養田。在㆓近江國和邇村。山城國小野鄕ニ㆒。今小野臣。和邇部臣等。既非㆓其氏ニ㆒。被㆑供㆓猨女ヲ㆒。熟捜㆓事緖ルニ㆒。上件兩氏。貪㆑人利㆑田。不㆑顧㆓恥辱ヲ㆒。拙吏相容。無㆑加㆓督察ヲ㆒也。亂㆓神事於先代ニ㆒。穢㆓氏族於後裔ヲ㆒。積㆑日經㆑年。恐成㆓舊貫ト㆒。望請。令㆘所司嚴加㆓捉搦ヲ㆒斷㆗用非氏㆖。然則祭祀無㆑濫。家門得㆑正。謹請㆓官裁ヲ㆒者。捜㆓撿舊記スルニ㆒。所㆑陳有㆑實。右大臣宣。奉㆑勅。宜㆓改正㆒之者。仍兩氏猨女。從㆓停廢ニ㆒。定㆓猨女公氏之女一人ヲ㆒。進㆓縫殿寮ニ㆒。隨㆑缺即補。以爲㆓恒例ト㆒。と格給ひてそ。舊氏を任るゝ事とは成れり。其は西宮記に。猿女依㆓縫殿寮解ノ㆒。內侍奏㆓補之ニ㆒。とある裏書に。貢㆓猿女㆒事。（弘仁四年十月廿八日。猿女公氏之女一人。進㆓縫殿寮㆒。）延喜廿年十月十四日。昨佝侍令㆑奏。縫殿寮申ス。以㆓薭田福貞子ヲ㆒。請爲㆓薭田海子死缺替ト㆒云々。天曆九年正月廿五日。右大臣令㆑奏。縫殿寮申。被㆑給㆓官符於大和近江國氏人ニ㆒。令㆑差㆓進猿女三人死缺替ヲ㆒。云々と有にて知へし。（按に。かく舊氏を任るゝ事となれるは。前に拾遺に。所㆑遺九也と。廣成宿禰の奏されしより。上にも然る事におもほし坐し。下にも心着て。野主等のこと奏せるに依れる事にそ有へき。）さて稗田は。大和國の地名にて。天武紀に見えたり。（師云。今添上郡に。稗田村あり。此地なるへし。と云り。）其本家は。此地に住けむ故に。即て其地名を複姓として。猿女稗田公と稱しを。便にまかせて。

直に稗田とのみ稱るならむ。姓氏錄には。此氏を出されねと。姓名錄には見えたり。弘仁私記序に。天鈿女命後也。と有れは。錯なき氏なり。古事記序に。稗田阿禮とあるは。決く此氏人なり。（武郷云。阿禮を女として。猿女なりと云れたる說は。甚しき非なり。女を單に舍人と云事あるへくもあらす。）さてまた。此氏人の縫殿寮に司らるゝ事は。彼寮は。女王及內外命婦。官人名帳考課を。掌る官なれはなり。（取娶）と云れたるは然說なり。〇猿女君等。こは後の猿女君氏の人等を。指て云なり。〇男女皆呼爲名。記には。負二其猿田毘古之神名ヲ一而。男女呼二猨女君一之事是也。とあり。（皆通本には誤りあり。今は山田以文校本にしたかふ。）さて信友云。猿女氏の本末をとりすへて。證し考るに。まつ鈿女命。夫神（ヲカミ）に配（アヒ）て。（武郷云。夫神は知かたし。）生せる女子のありて。主と猿女の職仕奉て。繼々に仕奉り。さて其生せる男子ともは。別に妻を娶りて。猿女の氏人にてあるか中に。其族の別れて。出きたる氏のありて。かの稗田阿禮も。其族の中の氏人なるへし。（武郷云。山田以文の記る。諸社祠官系と云ものに。能登國珠洲郡三島。舟木大宮司の系とて。須々神社。高座宮瓊々杵尊。金分宮木花開耶姫命。人王九代社御草創。猿女君友春。其子友澄。文祿四死。其子友永。慶安二死。其子友繁。元祿六死。其子友治天和三死。其子友親享保十七死。其子友胤。享保二吉田殿執奏ニテ。從五位叙。元文元死。と云る系圖あり。さて始祖友春の下に。系譜燒失。故先代不レ知。と記せり。また能登國名跡志にも。須津比古神社。神代より御鎮坐。崇神天皇に御草創。昔は三崎の郷三十貫神主。大宮司猿芽氏云々。とあり。此も猿女君氏ありし一の證なれは。此にしるす。）また猿女氏は。舊仕奉る職名を以て。稱（ヨ）へる氏名なるを。後に加婆禰をまたひて。女子も男子も。猿女君と稱ひ。女子の其職仕奉るうへにては。猿女と稱例なりしとそ聞えたる。抑この猿女の事はしも。いと殊なる神代の古實の。遺跡のまゝなる例なれは。尋常おしなへての。世嗣の例を以て。疑をなして。とかく論ふへきにあらす。と云れたる然る說なり。（然るを記傳に。男女皆と云ることいかゝ。其故は男女皆呼ことは。萬姓の常なり。いつれの姓かは然らさらむ。殊更に云へき事にあらす。且此號は。女に局れる事とおほしくて。男に猨女君と云ることは。諸の書に見えたることなし。故思ふに。此は男のみならす。女も

と云意にて。實は女を云むためにはあれとも。かにかくに。男を云るはいたつらなるのみならす。事違ひてうきこゆる。と云れたるは。此氏を女にのみ限りて負へるものと。思惑はれたる說なり。此氏女を本にてはあれと。亦其族の男にも云號となれりしを。記紀にも拾遺にも。弘く記したるものなり。此は實に。尋常の世嗣の例を以疑ふへきに非すかし。）さて本に名を君と爲り。其に就て記傳云。此は猿田毘古神の名を取て。爲るなれは。猿女と云こそ主なれ。君と云はたゝ尊稱のみにて。此の由緣に關れる事には非るを。その主とある猿女をは略きて。たゝ君と呼ことを云るは。何の由そや。故思ふに。本は是も呼爲二猿女君一とありけむ。上にも猿女君等とある故に。煩はしと思ひて。後人の生さかしらに。猿女二字を削れるにこそあらめ。と云れたるは。然る言なから。（拾遺には。皆號爲二猿女君一とあり。）活字本又元々集本ともに。君を名と作り。名は上に號とあるに同しく。猿女君の名と云ふことになれは。いとよく通えたり。故今改めつ。（續紀十四。天平十四年八月の下。太秦公之名。と云る處の考證に。名金澤本堀本作レ姓。雄略紀云。十五年秦氏云々賜レ姓曰二禹都麻佐一。姓氏錄蕃別。太秦公宿禰。及秦忌寸條載レ之。賜レ姓作レ賜レ號。案號猶レ名。即謂レ姓也。神龜元年二月。詔其負而可キ二仕奉一姓名賜フ。勝寶三年二月紀。遂絕二骨名之緒一。爲二無源之氏一。又姓氏錄。名二大雀臣一。負二岸田臣號ヲ一。賜二名賀佐一。賜二號島田臣一之類並可レ證。とあるをも思ふへし。）

追加

猿女氏

猿女氏を男も名乘て。朝廷に奉仕りしことは。上に云る如くなるか。此頃政事要路を見しに。又々其證とおほしきを見出したれは。こゝに擧く。同書八十四糺彈雜事廿四。伊賀國百姓解申進雜愁（文カ）大事。合若干條下に。云々一審讀申。右少史猨女副雄。右中辨大伴宿禰國道。少辨藤原朝臣村田。弘仁十三年七月廿二日。とあり。本に猨を授に誤れり。此處此人名三所見えたり。これうつなく猨女氏なり。

日本書紀通釋卷之十八

飯田武郷謹撰

一書曰。天神遣經津主神武甕槌神。使平定葦原中國。時二神曰。天有惡神。名曰天津甕星。亦名天香々背男。請先誅此神。然後下撥葦原中國。是時齋主神號曰齋之大人。此神今在乎東國檝取之地也。

天神は。天照大神高皇產靈尊を。ひろく申せるなり。（舊事紀に。天照大神高皇產靈尊。遣經津主神武甕槌神。とあり。）〇天有惡神。こゝに天と云るは。大空を云るにて。後に此國にて。語り傳へたる時の語を以て。談れるにて。例多かる事なり。然れは天飛天翔なとの天と同く。後の語り言にて。經津主神武甕槌神の。天に坐せる當時。大空を天と云るには。あるへからす。〇天津甕星。名義。本書の香々背男の下に解り。〇請先誅此神云々。重胤云。本書には。此星神の事。大己貴神の。八十隈に隱れ玉へる後の事と爲るを。此一書の趣は。然らす。先誅此神。然後撥葦原中國。と有て。前後に大なる違あり。此書の趣に因ていはゝ。二神の天降坐す中天に。星神ありて。天神の御趣けに順ひ奉らさりしかは。其言向をは。倭文神建葉槌神に託

て。事向しめて。二神は其に係列はせ給はす。直に出雲國へ。天降らせ玉ふとして。出立す首途の祭事を。行はせ玉ふなり。故に建葉槌命は。大己貴神に。問給ふ方の事に預からせ玉はぬも。中天に止り玉ひしか故なり。と云り。山陰に。此星神の事かく申せるはかりにて。其の誅ひたる事のなきはいかゝ。是時齋主神云々。とつゝきたるも聞えす。其下に既而といへる言もきこえす。彼是を以思ふに。是時の上に。星神を誅ひたる事。又齋主神の事をいふへきよしの事なとありしか。其文ともの脱たるにそあらむ。と云れたれと然らす。星神を誅ひたる事は。本書にも出たれは。それに譲りて。齋主神の御事跡上にうつれるなり。○是時は。使レ平二定葦原中國一とある。其の時の事なり。○齋主神とは。重胤云。まつ上古に。軍の首途。また國治めに出立つ時は。必ず其の道の口にして。忌瓮を居ゑ。神祇を齋ひ祭りて。行く先きの平安を祈る事なり。此等の事は。記なる黒田宮段に。大吉備津日子命。與二若建吉備津日子命二柱相副而。於二針間氷河之前一。居二忌瓮一而。針間爲二道口一以。言二向和吉備國一也。と見え。又水垣宮段に。大毘古命罷二往於高志國一之時云々。於二丸邇坂一居二忌瓮一而罷往。と見え。（此事此紀にも見ゆ）軍の首途には。必其主將たる人の。齋主と爲りて。神を祀祭る例なりしなり。肥前風土記に。三根郡有二神社一。名曰二物部經津主神一。曩昔小墾田宮御宇。豊御食炊屋姫天皇。令三來目皇子征二伐新羅一。于時皇子奉レ勅到二於筑紫一。乃遣二物部若宮部一。立二社於此村一。鎮二祭其神一。因曰二物部郷一。とあるは。此齋主神を祀れるなり。されは今。經津主神。葦原中國を平定玉ふ大將軍として。出立玉ふ首途にて。躬ら齋主となり。忌瓮居て。神祇を祭り玉ふなり。さて齋とは。淸潔にして。神を祀る事と。物を鎮め平定る事とを兼たり。されは齋主神と申すも。神を齋ひ祀ると。猛威を震ひて。葦原中國を平定ると。二義を兼たる職號なり。（此時未經津主神の御名にはあらす。神武紀に。勅二道臣命一。今以二高皇産靈尊一。朕親爲二顯齋一。用レ汝爲二齋主一。とあるを以。職號なる事を知へし。）と云れたり。なほ次に云。○號曰二齋之大人一。本に曰字なきを。丹鶴本安倍本にあるに從る。山陰云。齋主とは。其時の其職をさして言ひ。齋之大人とは。其齋主たりし神號をいへるなり。其は經津主神。此祭を總掌りて。其大人たりしを以。世に此神を齋之大人と號して。即此神の號の如くなりしなり。かくて齋主といふは。即齋之大人の約りたる稱にして。後にはすへて。祭の大人たる人を。齋主といひて。其職號となれるを。（武鄕云。此說聊たかへり。すへての祭の大人たる者を。齋主と云ることなし。祭主また神主なと云ることゝ一に見られたるは非なり。）こゝには其後の職號をまつ擧て。其時の齋主たりし神は。世に齋之大人と號せし神なりき。と云るなり。神名を言はさるは。當時齋之大人といへは。經津主神の號の如くなりし故に。それとしられしなり。されは檝取に祀る御名をも。たゝ齋主神とのみ。古書にも擧て。神名をは申さゝるなり。と云れたる如し。（上にも云る如く。齋主は職號。齋之大人は當時の神名なるか。後には職號の方却りて。檝取の神名と成れる也。）されは此に。此神を齋之大人と申すは。自其齋を物爲玉へるなるを。祝詞に。香取坐伊波比主命とあるは。祭られ給へる御名にて。主客の相違有と知へし。かくて記傳に。黒田宮段。水垣宮段に。軍の首途の處に。居二忌瓮一と有は。凡て國言向に。出立つ道口にして。必爲る行事にて。行先平安て。言向竟む事を鎮ひ祈るなるへし。偖其を。唯居二忌瓮一而とのみ云て。神を祭とも何とも云ざるは。古

神を祭て祈る事を。居二忌瓮一とそ云たりけん。と云れたる說に就て。なほ考るに。事に就て首途するに。必軍神を祭るは。經津主神に始りたる神事にして。神武天皇に定りたる由緣。上に云るか如し。記傳に云れつる如く。古神を祭て祈る事を。居二忌瓮一と云けんか。此は神武紀に。自レ此始有二嚴瓮之置一とあれは。此御世に始れる神事なる事。云も更なり。但經津主神の。齋之大人と在て。其祭祀を物爲させ玉へりける御有狀は。如何なりけん。今知るへきよしなし。と云れたるはさることなから。彼神武御世なるも。天神の御訓に隨ひて。天香山の社中の土を取て。種々の忌瓮を造り。高皇產靈神を軍神と忌ひ崇めて。諸の名稱をさへに。嚴某と定め玉へるを通し思へは。此御時の祭祀の有狀も。大凡には知らるへきかことし。かくて思ふに。齋主と申す事は。齋瓮主の略かりたる御名ならんも知かたし。たゞに齋主とのみ心得ては。大凡の神祭の。神主祭主祝部なとゝふ。まかひやすきか如きこゆ。此はなほよく考へし。○東國とは。上野國碓日嶺より。東なる諸國を總て云稱なり。然云言の本は。景行紀に。逮二于碓日坂一。時日本武尊每有下顧二弟橘媛一之情上。故登二碓日嶺一。而東南之望。三歎曰。吾嬬者耶。故因號二山東諸國一曰二吾嬬國一。とあり。記には碓日坂を。足柄山とせり。異傳なり。○檝取は。和名抄に。下總國香取（加止里）郡香取鄕とある是なり。（檝は。和名抄舟具に。和名加遲とある字なるを。此に加に用たるは。古加遲を加と許も云しにや。）總國風土記に。檝取東限二大高山一。西限二草川一。南限二大亘一。北限二國府湊一。とあり。（平田翁云。此の古老說に。香取鄕を。古くは大楔鄕といひ。其後に大竹鄕と云へりと云は。信なるか知らす。さて神宮のある地をは。龜甲山と云ふとそ。）神名式に。同郡香取神宮（名神大月次新嘗。）と載され。名神祭式には。香取神宮一坐とあり。倍上に云る。齋之大人は。此神今在二東國檝取之地一。とあるにて。經津主神なること知られたり。其は春日祭詞に。香取坐伊波比主命と見え。拾遺に經津主神を。今下總國香取神是也。とあるなと以知へし。さて此神檝取宮に坐し。又武甕槌神は。常陸國鹿島宮にます。しか此神等の。東國に坐々するよしは。平田翁云。武甕槌神經津主神二神の。妖神等を平け逐ひ玉へる狀は。國內盡く逐ひ平つゝ。漸々に常陸國へ。逐集め逐及まして。此處の浦より。遂に外國の遠き境へ遣給ひし故に。此國邊に御靈を留め。宮を造らしめて。本體は天上に復命したまへるにそ有ける。と云れたり。（本體の天上に復命し玉へる事由は。常陸風土記。信太郡條に。古老曰。天地權輿。草木言語之時。自レ天降來。神名稱二普都大神一。巡二行葦原中津國一。和二平山河荒梗之類一。大神化道已畢。心存レ歸レ天。即時隨身器仗（俗曰伊川乃）甲戈楯劔。及所レ執玉珪。悉脫履二留茲地一。即乘二白雲一。還二昇蒼天一。とある文にて知られたり。）

既而二神。降二到出雲五十田狹之小汀一。而問二大己貴神一曰。汝將以二此國一奉二天神一耶以不。對曰。疑之汝二神非二是吾處來者一。故不レ須レ許也。

既而は。上の使レ平二定葦原中國一の文を承て見るへし。○疑之。本に之字なし。脫たるものなるへし。今永享本に從て補ふ。さて二神の天神の御使と云をもときて。然には非し。吾處に來れるには有ましと。疑しく所思すよしなり。（其由は次に云）○故不須許也。此文いと疑しきを。强て考るに。本書にも。數々

云る如く。大己貴神本より。大義をは知し召て坐ますか上に。穗日命の言をも。聞看し納れて坐ますを。今かく二神に。非吾處來者なと。知ぬ顔つくりて。答白玉ふへきよしなし。二神の天神の御使なる事は。あくまても知しめしては坐々ど。按ふに二神は。天つ御使の威勢を示せて。其動靜を試み玉はむとの。御態そ坐けむ。（かの五十田狹之小汀にて。十握劒を拔て。地に倒に植て。其鋒端に踞たまへるさまなど。しか見えたり。平田翁云。さるは此時二神に。事馴たる天夷鳥命の副てあれは。大國主神の御心のほとは。聞知玉ひつらめど。己命等の親しみて。知玉へるに非されは。若底に仇なむ心を。秘し持てや有むと心をおきて。まつ天御使の威勢を示せて。其動靜を試みけむは。是また二神の。武き神性にとりては。誠に然もあるへき事にこそ。と云れたるも。さることなり。）故大己貴神も。天御使なることは知しめしつゝも。然はかり比類なき御功績ありて。大國主と坐すを。二神の威勢をのみ示せて。聊も勞ひ敬ひ玉ふありさまのなかりし故に。其不禮を咎めて。まつはかく詔へるものなるへし。然れども後には。互に御心打和きて。問答ありける。其終に大己貴神より。天神に乞申し玉ふ事ありて。（此事は次に云）二神も尤なりと。思玉ふか故に。還昇りて。其状をは報告し給ひけむかし。（如此見されは。此處いかにしても通えす。其は次々にわきまふるを見て知へし。）

於是經津主神。則還昇報告。時高皇産靈尊乃還遣二神。勅大己貴神曰。今者聞汝所言。深有其理。故更條々而勅之。夫汝所治顯露之事。宜是吾孫治之。汝則可以治神事。

於是經津主神の下。武甕槌神の四字。貞丈校本にあり。○聞汝所言深有其理。重胤云。汝所言と云に。右の疑之二神非是吾處來者。故不須許也。の言を聞食て。何そ深有其理とは詔給ふへからむ。條理を裁斷つ程の言も無きに。何をか深有其理とは。詔下さるへき。故次に條々而勅之。と有を以て。大己貴神より。天神の御許に。申させ給へる御事に。條々の有けむを受けて。其申し玉ふ所に隨ひて。行下させ給ふ。大御政御坐ける御事を。見奉り知へきなり。今其條々を計へ見るに。第一條には。夫汝所治顯露之事。宜是吾孫治之。汝則可以治神事。とある是なり。第二條には。又汝應住天日隅宮者。今當供造。云々。又供造百八十縫之白楯。と有る是にて。即古事記の文に。大己貴神の御答に。此葦原中國者。隨命既獻。但僕住所者。如天神御子之天津日繼所知之登陀流天之御巢而。治賜者云々。と見えたる。即天上にて天忍穗耳尊の。天津日繼所知食し御坐す。宮殿の如く爲て。治させ給はるへき由を。請奉らせ玉へるにて。此第二條は。其大宮の状を以て。大己貴神の天日隅宮をは。令造給ふへき由の。御返事なり。第三條には。又當主汝祭祀者。天穗日命是也。と見えたる是なり。此三條を以て。治させ給はらん事を。皇祖天神の御許に。請奉らせ玉ふ其如く制可し。詔下させ給へるを以て。右に擧たる。記の文の所在を知へく。且は二神の。大己貴神の言を持て。天上に還昇らせ玉へる時をも。知へきなり。是此に記を抄出て。少か愚見を述る所以なる者なり。（天神本紀には。右の疑之汝二神非是吾處來者。故不須許也。十六字を省さすして。文を列ねたるは佳し。口訣に。深有其理者。以告不儀。以宥之。と云て。大己貴神をしも。不儀の神と爲る如きは。言に斷たる曲説なり。大己貴神の深意を。本より委しくも探らさりけれは。強事たらさる事を得す。と

云れたるは。然說なり。かく見されは。此の文意。更に明らめかたし。○條々は。物を一々にわけて詔ふなり。即ち右の三條にて。細目は七條なり。○汝所治顯露之事は。此神の大八洲國を。經營固めて。大國主神と成坐し。世を治め坐る。萬の御政事をいふ。其は次なる神事に對へて。顯露はれたる事なれはなり。さて顯露をアラハニと訓るは。下に顯露此云二阿羅帤貳一と。訓注あれはなり。平田翁云。阿羅帤貳とある貳は。辭の爾を衍りて。加へたること。決けれは除きつ。常にもアラハとこそはいへ。辭ならてアラハニと云言は。かつて有る事なけれはなり。然るを祝詞考に。貳は利に通ひて。アラハリの事なり。と云れしは信かたし。と云り。（此說さる事とはきこえたれと。諸本何れも貳字あれは。容易くは除きかたし。倘よく考ふへし。）○宜吾孫治之。（吾字纂疏には皇とあり）平田翁云。此は高皇産靈尊の御言なから。天照大神の詔を受て。勅ふ所なる故に。かく詔り。（また唯に親しみて。詔へる御言と見むも。惡からし。）と云り。文義は口訣に。汝所治顯露之事者。造レ國治二天下一。以レ宜奉二皇孫一也。衆倶抄に。顯露之事云々。王道はあらはなり。天下を治るのあらはなる事をは。皇孫に附與して。汝は退て。神事を治めよとの勅定なり。とあるかことし。○可以治神事は。神事は。下に幽事とあるに同し。天神本紀に。汝則可三以知二幽神之事一。と有を以思ふに。顯露之事に對へて。おきし字なれは。此所も幽神之事と。四字にてありけむを。後に寫し脫せるものなるへし。そはともあれ。纂疏に。神事則冥府之事。と言れたるか如く。現事顯事の對にて。神の爲し行ひ玉ふ事業にて。現人神を輔相奉らせ玉ふ。御所爲を申せり。さるは天神御子の。現人神と御坐て。所知食す御政に並て。大國主神の。天日隅宮に御坐して。行はせ玉ふ御政是なり。亞胤云。世中の治亂興廢は。更にも云はす。人身の吉凶禍福の類。誰か成すともなくして。自然に止事を得へからすして。其所に至るなん。本より此大神の御心にて御坐ける。其は崇神天皇七年詔曰。（中略）今當二朕世一。數有二災害一。恐朝無二善政一。取二咎於神祇一耶。蓋下命二神龜一以極中致レ災之所由上也云々。是時神二明憑倭迹々日百襲姫命一曰。天皇何憂二國之不一レ治也。若能敬二祭我一者。必當二自平一矣。我是倭國域內所居神。名爲二大物主神一。時得二神語一。隨レ敎祭祀（下略）と所見たる。此大物主神と共に。大己貴神の御坐す由は。大三輪三社鎭坐次第を引て。已に注せるか如し。是世中の治亂興廢はしも。幽事に因れる的證なり。又其四十八年に。天皇勅二豐城命活目尊一曰。汝等二子。慈愛共齊。不レ知二曷爲一レ嗣。各宜レ夢。朕以レ夢占レ之。二皇子於レ是被レ命。淨沐而祈寐。各得レ夢也。會明兄豐城命。以二夢辭一奏二于天皇一曰。自登二御諸山一向レ東而八廻弄槍八廻擊刀。弟活目尊以二夢辭一奏言。自登二御諸山之嶺一。繩二絙四方一。逐二食レ粟雀一。則天皇相レ夢謂二二子一曰。兄則一片向レ東。當レ治二東國一。弟悉臨二四方一。宜レ繼二朕位一。と見えたる。此二皇子共に。御諸山に登らせ玉へる夢を以て。奏させ給へるは。即其大神に。祈らせ玉へるなり。此御夢を以て。天日嗣を定奉らせ玉へる事は。謂ゆる幽事の御定に。因らせ玉へる者にして。是人身の吉凶禍福。共に其大神の御心に因る事を。見奉り知へき確證になむ。若て記玉垣宮段に。品牟都和氣命の御事を。（中略）是天皇患賜而。御寢之時。覺二于御夢一曰。修二理我宮一。如二天皇之御舍一者。御子必眞事登波牟。如此覺時。布斗摩邇爾。

占相而。求ニ何神之心一。爾祟出雲大神之御心。故其御子令レ拜ニ其大神宮一云々。因レ拜ニ大神一。大御子物詔。故參上來。故天皇歡喜。即返ニ菟上王一令レ造ニ神宮一。と見え。同天皇二十五年に。倭大神御言に。然先皇御間城天皇。雖レ祭ニ祀神祇一。微細未レ探ニ其源根一。以粗留ニ於枝葉一。故其天皇短命也。是以今汝御孫尊。悔ニ先皇之不一レ及而愼祭。則汝尊壽命延長。復天下太平矣。と見えたる。是人の病も命も。共に幽事の方より。治させ玉へる證文にて。天神御子の所知食す顯露事とは。反對なる御事を。見奉知へき件なりかし。（右の如く。幽事と云は。今日我々が身上に在事共なるを。惡しく心得る時は。死て後に往へき。冥の上の事なとゝ思ふなとは。古書を能も明らめさる説なり。）神之事と作て。カクレタルカミノコトと訓たり。記の於ニ百不足八十坰手一隱而侍。と有る。即幽事を所知食に當れり。侍とは。物の側より伺ひ居る事にし在けれは。人の爲す所業の善惡に就て。各治めさせ玉ふ御政御坐す謂なるにて。一條大閤の。顯露之事人道也。幽冥之事神道也。二道猶ニ晝夜陰陽一。二而爲レ一。人爲ニ惡於顯明之地一。則帝皇誅レ之。爲ニ惡於幽冥之中一。則鬼神罰レ之。爲レ善獲レ福者。亦同レ之。神事冥府之事。非ニ祭祀牲幣之禮一。祭祀牲幣猶屬ニ顯露事一。と注させ玉へるは。誠に見徹し玉へる御説にて。古來此に勝れるはなくなん有ける。と云れたり。

又汝應レ住天日隅宮者。今當供造。即以ニ千尋栲繩一。結爲ニ百八十紐一。其造レ宮之制者。柱則高太。板則廣厚。又將ニ田供佃一。又爲ニ汝往來遊ニ海之具一。高橋浮橋及天鳥船亦將供造。又於ニ天安河一。亦造ニ打橋一。又供ニ造百八十縫之白楯一。

汝應レ住とは。神事を知り給ふへき。御靈の住坐す所を云。即記に。大己貴神の乞玉ふ御言に。僕住所者。とあるこれなり。〇天日隅宮は。記に天之御巣とあるに同し。名義。天は例の稱辭。日は御と通ひて。これも稱辭なり。例は神壽詞に。日眞名子とあるは。御眞名子。比莽呂岐は御室樹なるなと猶多かり。隅は出雲風土記に。日栖宮とある。栖の義なり。此は住所を稱へて言へる。上古の號と通ゆ。されは。高皇產靈尊の御言に。汝應レ住天日隅宮と詔ひ。大己貴神の御言には。天之御巣と。白玉へるなり。かくて後に宮號とはなりて。即出雲杵築大社是なり。さて重胤云。上にも云る如く。高皇產靈尊の勅に。今者聞ニ汝所一レ言。深有ニ其理一云々。と詔ひて。こゝに又汝應レ住天日隅宮者。今當ニ供造一云々とあるを。對へて熟々思ふへし。必其御對の御言に。避奉玉ひて後に。住坐へき宮造の事を。好み白し給へる事のありけむか。脱たる事著し。其文は。記に武甕槌神既に事代主神建御名方神を。言向竟坐して。後の事を記して。問ニ其大國主神一。汝子等事代主神。建御名方神。二神者。隨ニ天神御子之

命一。勿レ違白訖。故汝心奈何。爾答白之。僕子等二神隨レ白。僕之不レ違。此葦原中國者。隨レ命既獻。唯僕住所者。如三天神御子之天津日繼所知之登陀流。天之御巢一而。於二底津石根一。宮柱布斗斯理。於二高天原一。氷木多迦斯理而。治賜者。僕者於二百不レ足八十坰手一。隱而侍。とある。唯僕所住者と云より。以下の御言そ。此時白し玉へる御言なるか。紛れて異時の傳の如くはなりしなり。（平田翁も。既に此說は立られたれど。此を事代主神建御名方神の。服ひ坐して。後に白し玉へるを。誤れる傳なり。として論はれたる說とも。甚く違へり。）なほ次々に云へし。○今當供造は。前に乞白し玉へるを。諾ひまして。今供造らむと勅へるなり。さて其造宮の事は。上に注るか如く。第二一書に。即以二紀伊國忌部遠祖。手置帆負神一。定爲二作笠者一。彦狹知神爲二作盾者一云々。と有る。其神等をして。此天日隅宮をは。令レ作玉へるなり。其事出雲風土記に。神魂命詔之。十足天日栖宮之。縱橫御量。千尋栲繩持而。百結々。八十結々下而。此天御量持而。所レ造二天下一。大神之宮造奉　詔而。御子天御鳥命　楯部爲而。天降下之。と見えたる是なり。偖此の造は。其宮を造りて。治奉る事を云なり。（右に引る上文には。造と云事を略きて。鎮坐む祭祀の事のみを宣ひ。此は其天之御舍を造り玉ふと云て。其鎮奉る事を。略かれたるなから。互に相照して。其條理聊も滯る所无くして。甚能通ゆる者なり。此を以ても。上に謂ゆる天之御巢と。此天之御舍とは。等しき事なるを知へし。）○千尋栲繩。千尋は。たゝ繩の長さをいふ。（記に。栲繩之千尋繩。）栲繩は。栲の木の皮もて索るなり。（栲木は。豐後風土記に。栲樹多生。常取二栲皮一。以造二木綿一。因曰二柚富郷一とありて。栲は穀木の事なり。穀木の事は。上卷に云り。さて記傳に。栲字は楮を草書より誤りつ。と師はいはれつれと。楮字を書る例なけれはいかゞ。此はなほ別に和字ならん。といへり。）此繩上代には。普く何にも用ゐつと思しくて。古書に多く見えたり。歌に海人の栲繩。なといへる是なり。○結爲百八十紐。平田翁云。出雲風土記に。天日栖宮之縱橫御量。千尋栲繩持而。百結々八十結々下而。とあり。繩を幾條も結合せて。橫を量り。また結下て。縱を量り。高く廣く造る由の古文なるか。また大殿祭詞に。此乃敷坐大宮地波。底津磐根乃極美。下津綱根。（古語。番繩之類謂二之綱根一。）波府虫能禍無久云々。引結幣留。葛目能緩比。取葺計留。草乃噪岐無久。と見え。顯宗天皇の室壽御語に。取結繩葛者。此家長御壽堅之也。なとあるは。いと上代の家造は。いつこをも繩葛を以て。結固めし故の語なれは。此も其由かとも所思ゆ。（若然もあらは。風土記なる下字は衍にて。上古以レ繩結二構宮室一也と云る說あたれり。）と云り。○其造宮之制者。山蔭云。此は今當二供造一の下にあるべき文なり。千尋云々も。造宮の制なれはなり。とあり。○柱則高太云々。太字本に大に作る。今熱田本丹鶴本等に據る。平田翁云。柱は高く太きを以貴とし。（武郷云。於二底津石根一宮柱布刀斯理。また眞木柱太心者なと。柱は太を賞ふにより。かゝる云かけも有なり。）板は廣く厚きを美とするは常なり。是謂によりて。杵築大社は。其構殊に廣く大きにて。他社に勝れり。故大社とも。名に負て。今世に至るまでも。尙然りとなん。（玉勝間に。出雲大社神殿の高さ。上古のは三十二丈あり。中古には十六丈あり今世のは八丈なり。古の時の圖を。金輪の造營の圖といひて。今も國造の家に傳へもたり。心得ぬことのみ多かれと。皆たゞ本のまゝ寫しとれり。今の世の御殿も。大かたの御構は。此圖の如くなりとぞ。と云て。其圖を寫されたり。就て見るへし。谷川氏は。聞レ之其製四方施二八柱一。中央有二心柱一。自レ礎至レ棟。長十三間半。本口徑九尺。といへり。）とあり。○將田供佃。田とは神御食料なり。纂疏に。謂爲二神田一擬二粢盛一也と云り。さて出雲風土記。出雲郡美談郷。所レ造二天下一大神御子。和加布都怒志命。天地初判之後。天御領田之長。供奉坐之。即彼神坐二郷中一。故云二三太三一。とある。天地初判は。幽顯初判れたる後を云るにて。其天御領田は。即此なる天日隅宮に。附玉へる神田を云なり。（猶又意宇郡出雲神戶云々。熊野加武呂命。大穴持命。二所大神等依奉。故云二神戶一。とある。神戶を依奉れるは。供御の御田を。進らせ玉ふなるをも。合せて思へし。）と重胤云り。さて此の文。貞丈說に。田佃當二互換一と云り。さる言なり。○往來游海。通證に。重遠云。出雲國湖海美大。

是其往來遊賞之具也。とあり。○高橋浮橋。又云。高橋反橋。（平田翁云。海に橋は似つかはしからす。此は海とのみ云て。川に遊ひ給ふ具をも。兼て云るか。）浮橋方レ舟之橋。天鳥船敏速之船。とあり。又重胤說に。爲三汝往二來遊海一之具。は句にて。次に高橋浮橋。天鳥船の如きは。內重外重の御溝水に。橋を架し。船を浮へさせ玉へるにて。其天鳥船は。海に遊はせ玉ふ用に。充玉へる者と見えたり。と云り。此事なほ次に云ふへし。○於天安河云々は。此神の高天原へ。參上り玉はむ時の料なり。○打橋。田沼善一云。打橋の打は。衣服に云る打着の打と同し。打はうちかくる義にして。今の世にもうちかけ。と云衣ある。その打掛とうちきと。名の意は全同し事なり。うちとのみ云て。下にかけと云こと無て。かけと云るに同しく聞ゆるは。此詞に始よりさる意も有なり。打橋を。移しかくる橋の由に說るは。誤にて。打かくる橋と云事なり。柱も何もなくて。蹈て通はるゝほとなる板を。たゝ渡したるを云るなり。打橋の名は。源氏桐つほにも。うちはしわたとの。こゝかしこのみちに。とありて。又夕貌にも其稱見えたり。細流の注に。渡殿のきり馬道に板をうちわたして。通ふ道なりと云ひ。用あらん時。とり放む爲に。釘してかためぬなり。と注り。此等か其名の本義を見るへき物なり。萬葉十に。機のふみ木もち行て。天河打橋わたす。君かこんため。とあるも。假初に打かくる橋なれは。ふみ木なとをも用たるなり。と云り。此說よろし。○百八十縫之白楯。百八十は。楯の數多きを云。縫としも云は。縫て製るものなれはなり。記傳云。楯は和名抄に。兼名苑云。楯一名櫓。和名太天。また釋名云。狹而長曰二步楯一。步兵所レ持也。和名天太天。なとあり。

名義は立なるへし。兵庫寮式に。凡踐祚大嘗會。新造神楯四枚。（凡長一丈二尺四寸。本濶四尺四寸五分。中濶四尺七寸。末濶三尺九寸。厚二寸。丹波國楯縫氏造。）戟八竿云々。其料。黒牛皮八張。（各長八尺。廣六尺。）掃墨一斗三升六合。（楯別三升八合。戟別三合。）云々。商布四段四尺。（裏料。楯別二丈六尺。）云々。（猶其料物委く見えたり）とあり。是にて古の楯の事。大氏に知らる。（楯を造るをは。縫と云へれは。皮を板の面に縫合せて。張て。裏には布を張るなるへし。料の板は。載せされとも。厚二寸とあれは。必板に張れるなるへし。）とあり。平田翁云。白楯とは。纂疏に。白木色。大嘗祭時。宮門之南立二楯戈一。是類也と見え。口訣に。白楯者必有二神社一。神幸之時。以爲レ圍。天子行幸時。竪レ獸要二白楯一とあり。纂疏に白木色白と言るを思ふに。餘に飾なく造れるをいふか。さて今楯の事を。かく詔へるは。社の周にもたて。又神幸にも用る料と聞ゆる物から。猶別に由ありけに所思れと。其は未思得す。（和名抄征戰具に。長曰二步楯一。和名太天。步兵所レ持也。とい）ひ。（字鏡に楯所二以蔽レ身幷一目云々。神武紀に。鳥見彦と戰ふ時に。取下所レ入二御船一之楯上而下立。とも見ゆ。）と云り。（崇神紀に赤色楯戈。黒色楯戈を。神に奉りし事も見えたり）菲牙云。さて神社其ほとゝゝに。神田ある事。又船橋なと作り奉り。神馬なと奉る事も。此時より始れることなるへし。其は人の目にこそ見え給はね。常に船にも馬にも乘たまひ。海にも河にも。幸ある事なるへし。又諸社の祭に。御輿奉りて。離宮また御旅所なといふに。奉仕ことあり。此は古書なとには。見えさる事なれとも。右の橋船なとによりて思へは。此も上代よりの事なるへし。其は其所々に。古き傳說ありて。彼所の神は。其神の御祖神。此處の社は御子神。又兄弟の神に坐すなといひて。其幸行の由緣なとも。處々に皆よくいひ傳たりしを。人の心もみな漢さまになりては。さる昔語は。これ幼稚き事とおもひて。語傳ふる人もなくなりて。絶たるなるへし。と云れたる。みな然る言ともなり。

又當主汝祭祀者。天穗日命是也。

汝祭祀とは。上に云る。天日隅宮。即杵築宮に奉仕する神主を云。さて天穗日命をしも。定給へるは。平田翁云。前に此神天降りて。大己貴神を媚和せれは。彼神の御心に應へる事知へし。天照大神の御子。また日嗣御子の御弟なる神をしも。彼神の御心に應へるからに。其祭祀を主る神としも。定給へるは。御崇敬の極にそ有ける。と云れたり。偖天穗日命是也とはあれと。此國に留りて。祭を主り給ふは。天夷鳥命なり。さるをこゝに。當主汝祭祀者。天穗日命是也。と見えたるは。其神の御子孫をして。令祭給ふ由にて。此時大神を。始て鎮め奉らせ玉ひて。諸部神と共に。天上に復命させ玉へりしなるべし。神賀詞に。八百丹杵築宮爾靜坐支。是爾親神魯伎神魯美乃命宣久。汝天穗比命波。天皇命能。手長大御世乎。堅磐爾常磐爾。伊波比奉。伊賀志乃御世爾。佐伎波閉奉登。仰賜志。次乃隨爾。供齋仕奉氐。朝日乃豊榮登爾。神乃禮自利臣能禮自登。御禱乃神寶獻良久登奏。と有は。天穗日命の。大己貴命を齋鎮めて。其禮賓の神寶を擎けて。天上に復奏し玉ひて。次の隨に。出雲臣の仕奉る由なるか。記に。天菩比命之子。建比良鳥命。此出雲國造云々等之祖。と見えたりければ。此國に留坐るは。其天夷鳥命是始なる趣なり。即崇神紀にも。武日照命。一云武夷鳥。又云天夷鳥。從天將來神寶。藏于出雲大神宮。と見えて。其御父の天穗日命を云さるは。其神はしも。天上に留まらせ坐るか故なりけり。

祝詞考にも。既く此等の事を。説て云れけるは。抑穗日命は。素戔嗚尊の六代の孫なり。されとも。大己貴命は天神の詔を受得て。天下を平け。諸の國を作り成て。大國主におはすれは。天神王といへとも。遂には媚給ひて。言治め成坐しつ。かゝれは穗日命の天降て。三年になるまて。漸に媚和し。宜き時を以つ。天に復命して。遂に天夷鳥命布都怒志命を天降し。建き稜威と。和し治ると。二を以て。大己貴命の日隅宮をは。天神の御巣なして。崇み齋ひ祭らしむといふ契して。避落まり坐しめたるは。専穗日命の思兼によれり。故に終の祭をは。此命の主む物とは。詔ひしなりけり。此事古事記日本紀の。一わたりの言にのみよらは。罪有へきを。さはなくて。此命に大己貴命の祭をなさむものと詔ひ。又此命天へ歸り坐さずは。此神王の命もあるへからす。末にも下つ國に。此命の坐よしも有へし。武三熊之大人の。父命の命に順と云るも。かく媚すは治むへからぬをもてのわさと知らる。古事記と紀にもれたる事を。神賀詞の古き傳をむかへて。思ひはかるへきなり。と云れ。又其頭書に。崇神紀に。詔曰。武日照命從天將來神寶。藏于出雲大神宮。是欲見云々。とある。抑此命始め國平に。天降り給ふ時には。神寶を持て降り給ふへきならねは。此は後に大名持命を祭らむために。天降給へる度の事なるへし。かゝれは此命も。一度天に復命申給ひし事知らる。神代紀に見えたる如くのみならぬ事。同紀のうちにても。かくの如くなれは。此の文を疑ふ事なかれ。また穗日命は。皇祖神の命は有しかとも。此祭をとらて。御子日照命を天降して。其事をとら

しめ給ひし事も知られたり。と云れ。後釋にも。古事記に出雲氏の祖を。天菩比命此出雲國造等祖。とは記さすして。天菩比命之子。建比良鳥命。此出雲國造等祖。と記したるは。考に云れたる如くなる故なり。と云れたる。みな然る事ともなり。（但し祝詞考の文には。をり〳〵いかゞなる處あれども。今みな本の如く擧たり。）さてかく。汝の祭祀を主む者は。天穗日命と詔ひしは。神賀詞に依るに。賀茂翁も言れし事の如く。只に大己貴命の御祀のみには非て。大己貴命を敬祭り。且つ御孫尊を。遠長く堅石に常石に。齋ひ奉らむ爲なること。神魯岐神魯美命の。穗日命に宣給ひし御言にて知られたり。偖重胤云。右の造宮の制はしも。然計の御勢にては。御坐なから。猶天神御子の御舍（ミアラカ）の如くは。爲させ給ざりしなりけり。然して此時に至りて。今まで現人神にて渡らせ給ひし間に。所知食ける現事顯事をしも。天神御子に避奉らせ給て。御身自は。八十隈に隱させ御坐て。神事幽事を。所知食させ玉ふと爲ては。其鎭坐す宮の制をは。以前の狀に易て。天神御子の住せ給ふ。天之御舍の如く。造らしめ玉ふべきを。乞奉らせ玉へるにて。此時に至るまて。天下造らしゝ大神と坐て。國土に在ゆる諸神を。從へさせ給ひ。滄海原潮之八百重を。悉くに主領らせ坐と雖も。天神に對奉りて。斯許り（カクバカ）己命の。愼せ御坐けるなりけり。今は天神御子に。相並はし坐て。神事幽事を所知食か故に。萬は天皇の如くに。會釋はせ賜へらむ御事を。天神にかくなん。乞奉らせ玉へるには有ける。天神の其に對へさせ玉へる大命の中に。又當㆑主㆓汝祭祀㆒者。天穗日命是也。と詔ひ下（シ）給へるを以ても。此より以後の狀はしも。凡て天皇に准らへさせ給へる御事をなん。見

奉り知へかりける。（然れは。此文唯に造宮の制のみを。乞奉らせ玉へる狀に心得むは。偏思兼の智至らさる所有か故也。萬の事をしも。密からに天皇に仕奉るか如く。治めさせ玉ふへき由を。天神に申させ玉へる物なりけらし。）偖其造宮の制はしも。拾遺に。令㆓手置帆負神。彥狹知二神㆒。以㆓天御量㆒云々。造㆓瑞殿㆒。兼作㆓御笠及矛盾㆒。と見えたる。是天照大神の。日宮の御事にして。其制ある始是なり。若てこゝに。汝應㆑住天日隅宮者。今當㆓供造㆒云々。又供㆓造百八十縫之白楯㆒と有は。全く天神御子の。宮制の法なるを。其に准らへて。今此に令㆑造玉ふとなり。柱則高太。板則廣厚は。記に謂ゆる。於㆓底津石根㆒。宮柱布刀斯理。於㆓高天原㆒。冰木多迦斯理。是なり。又將㆓田供佃㆒は。天皇の供御の料の營田（ミタ）に。准らへ給へるにて。出雲風土記に。天御領田（ミシロタ）と云る是なり。又爲㆓汝往㆓來遊海㆒之具は。句にて。次に高橋浮橋天鳥船の如きは。內重外重の御溝水に。橋を架し。船を浮へさせ玉へるにて。其天鳥船は。海に遊はせ給ふ用に。充玉へる者と見えたり。又於㆓天安河㆒云々と有る。天安河は。天上の河名なり。此天日隅宮の側の河をしも。其に准らへさせ給へるを以て。其天之御舍を移して。天上の儀式の任に。行はせさせ玉へる御事を。見奉り知へきなり。此等を以て。上天に在し天忍穗耳尊の。皇宮の御有狀を。想像り奉るへく。又大國主神の。其造宮の制の如く。治させ給へらむ御事を。乞奉らせ玉へる御旨をも。推量り奉るへき者なりかし。と云れたるは。みなさる說等なり。

於是（コヽニ）大己貴神報（コタヘテ）曰。天神勅教（ノタマフコト）慇㆓懃（ネモコロナリ）如此（カク）㆒。敢（テ）不㆑從㆑命（オホセニシタカハ）乎。吾所治（カシラス）顯露（ノ）

事者。皇孫當治。吾將退治幽事。乃薦岐神於二神曰。是當代我而奉從也。吾將自此避去。即躬披瑞之八坂瓊而長隱者矣。故經津主神。以岐神爲鄕導。周流削平。有逆命者。即加斬戮。歸順者仍加褒美。

殷懃は。泥母許呂と訓へし。（子ユコロと訓は。音便にて正しからす。）萬葉に葦根乃懃。また菅根乃殷懃。なとあり。○吾所治顯露事とは。此時まて。大己貴命の治看すことなれは。かく謂へるなり。○皇孫當治は。右の汝所治顯露之事。宜吾孫治之。汝則可以治神事。とある。大詔のまゝに。幽神事をは吾治む。皇孫尊は。顯露事を知しめせと。讓申し玉ふなり。○退とは。彼謂ゆる八十隈に隱れむ。と詔ふにて。實は天神の造らしめ給へる宮に。鎭坐すを。退くと云るなり。○幽事。（舊事紀には。吾將退治幽神事と。顯露事に對て。此も三字に作れること。既に云り。）本の訓に隨ひて。カクレタル事。と訓へし。（記傳に。これをカミコトと訓り。古き訓にもあり。舊事紀の如くならは。カクレタルカミコトと訓へし。）さて隱れたる事とは。現事顯事に對へて。神事の。顯に目にも見えす。誰か爲すともなく。自然に行はるゝか如きを云なり。○薦岐神云々は。大己貴命は。既に此顯世を離りて。幽世に隱ろひ坐むと。思ほし給ふか故なり。纂疏に。岐神主道路之神。薦奉之。而爲二神先導也。とあり。この神は。伊弉諾尊の黃泉よりかへり玉ふ時。御杖を投給ふに生坐る神なれは。道行によしある神にて。今二神の。國を行めくり給ふ案内とは。爲玉ふなりけり。（重胤云。此の岐神と申すは。伊弉諾尊の黃泉よりかへり玉ふ時。御杖に生坐る岐神。即それにて。此も大己貴神の所杖の廣矛を御體として。靈威を幸玉ふ神に坐り。されは本書に。以平國時所杖廣矛。授二神とあるも。こゝに薦岐神於二神。とあるも。別々の事に心得へからす。と云れたり。この事は。上卷岐神の下にも。已に引て云り。）○躬披瑞之八坂瓊。披は。（被に作れる本もあれと。字典に被通作披。ともあれは。何れにてもおなじ。）字書に。荷衣曰披とも。被負也（又帶也とも。）ともあれは。其義にて負而なり。纂疏に。披者負之意。如披衣之披とあり。御躬に八尺瓊を負持て隱坐るなり。さて今隱坐る時に當て。瓊を持去給ふ意は。知へからねと。御躬の裝飾はさるものにて。護身の御璽とも爲玉ふ。貴き瓊とおもほしける故ならむ。（纂疏に。以瑞玉爲鎭也。とあるも。此意なるへし。）この瓊の事に就ては。諸注とりどりに說あれとも。みな說得たりとも見えす。ことに眞龍か。披字を登伎自と訓るなとは。甚杜撰なり。又重胤は於伎自と訓るも。字義に叶はす。（其說に。其玉を寶し給へるなり。此玉を天神御許に。奉らしけるを。天神御子に傳りて。崇神紀に。先是天照大神。倭大國魂神。祭於天皇大殿之內。とある御是なり。大倭神社注進狀に引たる舊記に。倭大國魂神。亦曰大地主神。以八尺瓊爲神體奉齋。と見えたる如く。大倭神社の神體と。崇れさせ坐けるなり。と云れたるは。平田翁の說に據られたるなれとも。此時の瓊の。大倭神社の神體なること。更に證なし。）出雲風土記。意宇郡母理鄉條。八雲立出雲國者。我靜坐國。青垣山廻而玉珍置賜而守詔。とあるも。玉を御身に添へ置して。護身の鎭と爲給ひしなるへし。（されと。この置とあるは。此の負と同訓とは爲難し。）○經津主神の下。武甕槌神の四字。貞丈校本にあり。補ふへし。上に薦岐神於二神。とあるにて。脫したる事知られたり。○鄕導。平田翁云。美知備伎と訓へし。（舊くクニノミチヒキ。と訓たれと非なり。其は谷川氏說に。鄕は嚮と通へり。鄕國の鄕に非す。と云るかことし。）抑葦原中國の荒振神等を。平和し坐る事は。經津主武甕槌二神の。稜威に依ことにはあれと。また岐神嚮導して。御前に立給へる故に。枉神妖鬼ともの。殊に恐怖

りて。速けく神功竟給へるにそ有ける。其は岐神はしも。伊弉諾尊の。預美國より荒ひ踈ひ來る物を。攘はむと念し凝し坐る。御靈によりて。成坐る故に。預美國に屬る物を。撥平る功あること。既に云り。然るに當時世に踈ひたりし妖神ともは。預美國の穢惡に因て。成れる神等なる故に。二神の國巡りて。其妖神を攘はむ時に。此神を郷導とせは。速に其功の成なむ事を所思して。大國主神の薦め給へりしなり。果して御思慮の如く。御削平の功績の。伊豆速かりし事。此段に見えたるか如し。（されは。）（大國主神のこれまで。國巡り作堅め。荒振神を平給へる時も。常に此神を嚮導とし玉ひけん事は。云ふもさらなり。）と云れたる。然説なり。〇周流削平。且周り且平らくるなり。周流を古寫本に。メクリアリキツ、。と訓るよろし。此時の事を。式の祝詞等に。荒振神等平波。神問志爾。問志賜比。神掃爾。掃賜比氏。とありて。神問し問し給へと。歸順奉らで。なほ荒振神等をは。神掃に掃ひたまへるなり。彼平國之廣矛を。杖歩かせ玉ひて。荒振神を言向させ玉へるなり。出雲風土記に。意宇郡楯縫郷。云々布都怒志命之。天石楯縫直給之。故云楯縫。と見え。又山國郷。云々布都怒志命之。國巡坐時。來坐此處而詔。是土者不止欲見詔。故云山國也。なと有て。此間に種々の御事御坐けるなりけり。常陸風土記香島郡條に。豐葦原水穗國。所依將奉上始留爾。荒振神等。又石根木立。草乃片葉辭語之。晝者狹蠅音聲。夜者火光明國。此乎事向平定。大神從上天降供奉。と有は。武甕槌神の御事なり。又信太郡條に。天地權輿。草木言語之時。自天降來神。名稱普都大神。云々。甲戈楯劒及所執玉珪。悉皆脫履。留置玆地。即乘白雲還昇蒼天。と所見たる。是經津主神の御事なり。右の乘白雲還昇蒼天と云は。此所より。二神共に。上天に還昇玉へるなるが。此にて御身に從へさせ給へる物を。留置せ玉へる。香取神宮の神體となり。鹿島神宮の靈形と成れりし御物共なるか。國の鎭めに殘させ玉へるにて。其地に靈を鎭めさせ玉へるなり。

是時歸順之首渠者。大物主神及事代主神。乃合八十萬神於天高市。帥以昇天陳其誠欵之至。時高皇産靈尊勅大物主神。汝若以國神爲妻。吾猶謂汝有疏心。故今以吾女三穗津姬配汝爲妻。宜領八十萬神。永爲皇孫奉護。乃使還降之。

是時とは。二神の天下を既に事趣竟玉へる時を云。平田翁云。此一書は。二神の復奏し玉へる事は。傳へ漏して。大物主神事代主神の。八十萬神を合へて。其神等を帥て。共に天に昇り。歸順奉れる誠心を。高皇産靈神の御前に。陳し玉へるとの事なり。其は乃字にて。しか聞えたり。とあり。〇首渠者。（集解本には。首を酋に改めたり。）神武紀に。魁帥此云比登誤廼伽彌とあり。平田翁云。師言に比登非能加美とは。其中の長を云とあり。人子之長の義なるへし。と云り。〇大物主神。記傳云。つら〳〵此段を考るに。此神の御名。初には大己貴神とのみ有て。今の歸化へる處に至て。名を更て。かく大物主神とあるは。

即此時に。高御產巢日命の給へる御名なるへし。（神代紀にて。此一段は。事の趣きさらはしき故に。古來種々解者誤れる事なり。よくせすは。まかひぬへし。今其大旨を辨云む。まつ顯露と云までは。此神の現身の事。大物主神及事代主神云々と云よりは。御靈の事なり。凡て神代の故事。現身と御靈と。差別なく語り傳へたる物なる故に。まきるゝ事多し。此段も此差別を。よく辨ふへき事なり。さて顯露とは。現身は八十埛手に隱給ふを云。さて御靈をとゝめて。皇孫命の御護神となし玉ふ。其時に。高天原に參出たまひて。高御產巢日命の詔を蒙り玉ひ。大物主と云御名をも。賜はり玉ふなるへし。故此處に至りて。始て此御名を擧たるなり。されは帥給ふ八十萬神も。御靈を云なり。さて上文に。故更條々而勅之。天汝云々とある。此つゝきの條々は。御靈の上の事を。殊て詔し玉へるなり。抑かく現身と御靈とを。別て見されは。此段解かたし。一條の內にして。前と後と。御名の替れるを以。此差別ある事を曉るへし。）物主とは。八十萬神の首として。皇孫命を護奉るを以。神之大人と云むか如し。とあり。平田翁云。凡て物と云稱は。萬に泛くわたる中に。我に對へる物を。泛く指て云こと多く。（たとへは。此人彼人を。此者彼者と云類なり。）其より轉りては。萬物をも物といひ。また移りては。鬼魅の類は更なり。神をも泛く物といひ。（そは物氣。物狂。物の託。託《ツキ》物の爲《シ》たると云物の類是なり。また神を泛く物と云る事は。祈年祭詞に。疎《ウト》夫《フ》留物能云々。道饗祭詞に。麁備疎備來物。とある物など。凡て神を云り。）また正しく尊き神に對へては。邪神妖鬼の類をもいへり。（そは神代紀に。葦原中國之邪鬼とあるを。私記に安之支毛乃とあるなど是也。）さて此時帥給へるは。實に師言の如く。事代主神を始め。八百萬神も。其靈なること著けれは。（さるは御自の現身は。既に杵築宮に隱鎭坐し。事代主神の現身は。靑柴垣に隱坐し。從へ玉へる神等も。風土記に。杵築宮を造り玉ひて。後は解散《アラケ》ましつる由みえたれは。其御靈を帥給へること。動くましき師言なり。）物主とは。其神等をはしめ。人にまれ何にまれ。魂となれる限。また靈ある物の。幽冥に屬たる限は。萬國の物までも。識く掌玉ふ由の御名にて。信に產靈大神の賜へる御名にそ有へき。（崇神天皇の御世に。此神の御祟となり給ひし。百襲《モヽソ》比賣命の。御憑を。靈は人の造れるに。我は神の造れり。と有を以。有ゆる神の物主たること炳く。また同御世に。疫を流行せ玉へるを以。さる態を行ふ妖鬼の類にも。物主たる事著く。また同御世に。我を云々祭りては。外國人を參來しめむと。御託し坐るに。果して其御言の如くなりしなとを以て。外國の物までを。掌玉ふこと知られたり。）と云り。偖又本居翁說に。此神を神代紀に。大己貴神の一名ともを擧たる處に。亦名大物主神とあるは。古意に違へり。かくて世々の識者。たゝ廣く大己貴神の一名とのみ心得居るは。古書を見ることの精しからさるなり。と云れたる。さる言なれと。或人說に。神代紀のみならす。拾遺にも。大己貴神の一名とし。また播磨風土記。美嚢《ノイ》郡志染《シヽミ》里の處に。大物主葦原志許乎命なとある大物主は。正しく大己貴命の亦名と聞ゆ。されは。此段に出たる。和魂大物主神とは。もとより別なり。其故は大己貴神は。既に須世理比賣命を。嫡妻としてある上に。重ねて高皇產靈神の御女を。后に給ふへくもあらさるをや。と云り。かく御魂にも顯身にも。通して申せるにて。大物主と申すも。兩方に通はせても稱す御名と見たらんに。妨なかるへし。○事代主神。此神も現身は既に。青柴垣に隱給ひしかは。是は御靈なり。○八十萬神。平田翁云。常には天神國神を總て云へとも。こゝは國神等。八十萬神を云なり。其は大國主神事代主神の。素より從へ給ひし神等は更なり。是時經津主武甕槌二神の事趣《コトムケ》に。歸順たりし神等の御靈をも。悉合《ツト》へ給へるなり。（但し其は。皆御靈なりし事も。上に云るを考へて曉るへし。）とあり。○天高市の事は。上卷（石窟段一書）に云るか如く。こゝも今八十萬神の合《ツト》ひ給へる地なる故に稱ふ。市とは。四方より人の集合ふ處を云名なり。さて天とは。天國にある地なるか故に言ること。本よりなり。○昇天。上に合二於天高市一といひて。こゝに昇レ天とあるは。叶はさるか如くなれと。（故或說には。昇天字を。事代主神乃。の下に移して見よといひ。纂疏なとには。天高市を大和國なる高市そ。といへれと。共に非なり。）天高市に合《ツトフ》とは。其會合坐る地に附ていひ。さて昇レ天とは。天照大神高皇產靈尊の大御許に。參出ますにつきて云るなり。（今始て天に昇坐るにはあらす。天に昇りませるは。高市に合《ヒ》坐る前にあるへきなり。さて天神の御許に。至り給へるを。天に昇るとしも云は。此段天に昇り坐るは。主と天神の御許に。至りまさむが爲なれはなり。）○陳其誠欸之至。平田翁云。此は一通りに解むには。此度歸順へ

る事の。違なき由を。陳せるなりと。解釋へけれと。誠欵之至と書れたるか。小緣ならす聞ゆるに就て。潭く考ふるに。此は是時歸順の實を。陳たまへる事は。更にもいはす。しか服從ませる素懐をも。陳奏し給へりけむ。然るは此神の勤給へる。國作の御業は。伊弉諾伊弉冊二柱神の。成竟給はさる御業にて。素戔嗚尊の成竟給ふへき道理なるを。彼神は由緣ありて。此も其業成終す。後に其事を此神に任し給ひ。國修竟て後は。天神御子に避奉りて。終には其顯國の國魂神となれといふ。御諭ありし故に。國作竟給はむ後は。天神之御子に。讓奉るへき大義を。甚熟知看して坐しかは。避奉らさる以前といへとも。聊も天津神に。禮なき意は持給はさる御有狀なり。故今其事を白し。己命の勤給へる御業は。始に產靈大神の。二神に依給へる業を受嗣て。果せるなるを。今己に道理のまに〳〵。天神御子に。天下の顯事は授奉り。幽事の御依を承給りてあれは。是ぞ我か本分の道を盡して。素懐をも遂たるにて侍りと。復奏し給へる事とそ知られたる。と云れたるは。さる言と通ねたり。○國神は。高天原に坐神を。天神と申に對へて。葦原中國なる神を云なり。○妻をツマと訓るは。景行紀。媛此云二菟摩一とあれとも。女にのみは限らす。すへて物を兩つ並ふる時の名なり。衣のつま。屋のつま。なとのつまも同し事にて。男女互に云稱なり。和名抄 白虎通云。妻者齊也。與レ夫齊レ禮也。和名米とあり。○䟽心。本のまゝにウトキ心と訓へし。今も睦ひ親しむ心の薄きを。うとしと云それなり。祝詞等に䟽夫留物。また踈備荒備なとの踈も。言の本は同しけれと。こゝにてはさまての義にてはあるへからす。○三穗津姬。平田翁云。御名義未思得す。（出雲國の地名三保郷御穗之崎なとあれと。此神の御名なとは。然る地名を負給ふへくも非ねは。餘に由有へし。）式に。大和國城下郡に。村屋坐彌富都比賣神社（大月次相嘗新嘗）とある御社は。此神にて。清和天皇貞觀元年正月に。從五位上を奉られたり。（今藏堂村と云にありて。森屋社とも。天王とも。白すとそ。）城上郡大神大物主神社に。間近く立給へり。（口訣に。出雲國杵築大神大后神社を。此姬神なりと云は。甚く違へり。彼社は須勢理毘賣命にて。本說大國主神の后神なる故に。杵築大神大后とあるなり。此は和魂大物主神の后なり。思混ふ可らす）とあり。かくて。駿河風土記に。廬原郡御穗神社。所祭大己貴命。又號御穗津比咩命也。羽車磯田社離宮也。大己貴命登二天上一。奏二歸順一條。忽乘二御天日鷲大日鷲羽車一。休二御穗御崎一。後其鷲爲レ社。云々とあれとも。此風土記は後の物なれは信かたし。鎭坐次第記に。三穗神社三穗津媛命と有は。村屋社の外に別社有か。猶考へし。○配汝爲妻。或人云。此大物主神は。未御嫡妻をは。持給はぬ事と聞えて。汝若以二國神一爲レ妻とある。若字最其意ある詔命なるを思ふへし。今此神に。高皇產靈尊御親の御女を配せて。如此重く御翼應したまへるは。所謂大物主とまして。天下の荒ふる神等御魂等を。問和して。服從へ仕奉らしめ給へる。賞の賜物とこそおほゆれ。と云り。○領八十萬神。平田翁云。此勅命を熟思ふにも。大物主と申す御名は。是時に高皇產靈神の給へるならむ。と言れし師考の。動くましくこそおほゆれ。（其は八十萬神と云は。此にては。八十萬物といふへき意はへあれはなり。）と云り。○使還降之は。或人云。此顯國に還降らしめ給ふにて。式大和國城上郡大物主神社。とある此御社に。到り給ふへきは。云もさらなり。其は最早く己命の乞はし玉へるまに〳〵。大己貴命の親ら。齋き祭り置きたまへるを。おもふへしと云り。さて此時三穗津姬神をも。

帥て降り坐て。共に住給ひしなり。と云るもさる事なり。

即以紀伊國忌部遠祖手置帆負神。定爲作笠者。彦狹知神爲作盾者。天目一箇神爲作金者。天日鷲神爲作木綿者。櫛明玉神爲作玉者。乃使太玉命以弱肩被太手繦。而代御手以祭此神者。始起於此矣。

即以紀伊國云々。以下は纂疏に。笠盾等。祭大物主神之具。五神則供其事也。（口訣にも。代御手者。代天孫祭大己貴神と云れたり。）とあり。集解に。以下叙爲皇孫降臨。先以五氏定其職。と云れたるは然らず。こゝは國避の御事に就て。大物主神大己貴神等を。祭らしめ給ふ式を。定め玉ふなり。さて其式に依りて。他神をも祭らせ給ふことゝはなれるなり。（記傳に。上に既に當汝主祭祀者。天穗日命とあるを。又こゝに。諸部の神等をして。祭らしむるは。いかに。と云に。穗日命の主り玉ふは。出雲杵築社の事なり。此は別に皇朝にして。祭玉ふなれは。何の妨かあらん。と云れたるか如し。）○手置帆負神は。弘仁私記に。弖於支保於比とある訓によるへし。さて此に紀伊國忌部とあるは。手置帆負。彦狹知。二神にかけて見るへし。平田翁云。拾遺にも。（神武天皇段。）令天富命（太玉命之孫。）率多置帆負彦狹知二神之孫。以齋斧齋鉏。始採山材。搆立正殿。故其裔今在紀伊國名草郡御木麁香二郷。云々とありて。二書ともに。其祖を二神に係たるを思ふに。彦狹知命は。手置帆負命の子にて。（此中にも。父神は笠を作る事を得たまひ。子神は盾を作る）御父子ともに。木工屋作なとの事を。知玉へる故なりけり。

（事を得たまひけん故に。こは持分て物し給へるなるへし。）さて其裔の紀伊國に住ける事は。彼國は木のよく生る國なれはなり。式に紀伊國名草郡鳴神社。（名神大。月次相嘗新嘗）これ手置帆負彦狹知二神の御社なりとそ。（其は刪考に。此社は日前宮の東五町はかりにあり。秋月村の東口にあり。荒廢れて社もなかりしを。享保十八年領主より造營して。舊址に隨ひて二社を建つ。社南面七尺さかり。瑞垣門あり。鰹木東は外そき。西は內そきなり。社人を武川主馬と云。社域の內。西の方に齋館あり。神名知れす。其社より南六町はかりに小山あり。忌部山と云。山下には小村あり。忌部村と云ふ。是即ち手置帆負彦狹知命の所居なる事疑なし。といへり。）永享大嘗會記云。兵庫寮神楯桙立之。件楯桙。紀州鳴神社氏人等相論之。經御沙汰之後。祝與氏人相合。楯一帖充造進。云々とあり。（是鳴神社の。手置帆負日子狹知命なる正き證なり。）さて此二神は。誰神の御子と云ことを。書ともに所見たる事なく。據考ふへきに便なきに似たれと。其裔の紀伊國名草郡に住るに就て。熟々に思へは。此は紀伊國造紀直の祖なるへく所思たり。其は姓氏錄（和泉天神）に。紀直。神魂命子御食持命之後也。（神代系紀にも。神皇產靈神兒。天御食持命。紀伊直等祖とあり。）また（河內天神）紀伊直。神魂命五世孫。天道根命之後也。（國造本紀に。紀伊國造。橿原御世神皇產靈命五世孫天道根命定賜國造とみゆ。世數よく符り。信に道根命は。神皇產靈神の五世孫なりけむ。然るを神代系紀に。天御氣持命の弟とせるは。誤なるへし。）また（和泉天神）大村直。紀同祖大名草彥命男。枳彌都彌命之後也。（また高野大名草命之後也。とも見えたり。）三代實錄に。貞觀五年九月。紀伊國名草郡人。內竪從八位下紀直貞吉云々。なとあるを。合せて思ふに。御食持命と云は。手置帆負命の別名なる事灼し。其由は。御食の食は借字にて。名義は御木持なるへし。其は御殿造る御木の事に。與かり持つよしの名なり。（上に引る。御木麁香郷の故事を思ふへし。）かくて此神。名草郡に住しを。其四世孫道根命の時に。（神武天皇御代なり）彼國造に定給ひき。直と云戸をも給ひて。此より國造の事は行ひつゝも。猶神代よりの由緣のまにく。名草郡に住て。御木御殿の事。また御笠楯桙なとを。造仕奉れる。其職號を。忌部とは云るならむ。紀直の名草

郡に住る事は。大名草彦といふ名を負る人あると。三代實錄に。名草郡人紀直貞吉と云人あるにて炳焉し。（なほ國史に。此郡人に。紀氏見えたるを。今は此一人を擧て證としつ。）かゝれは紀氏より別たる家は。姓氏錄に十四家はかりも載られたる。其みな手置帆負彦狹知命の裔になむ有ける。と云れたり。なほよく考へし。○手置帆負神彦狹知神。又云。此二神の始めて。御殿を造り給へる事より。及ほして。名義を考るに。まつ手置とは。手を布て物を度るを云ふ。其は曲尺を用るは。稍後の事にて。古は必手して度けむ故に。十握劒。八握須。七握脛なとの都加。また八咫鏡の咫。みな手の度なり。（かくて中古より以來。矢の長を。十三束十五束なと云も。古風の遺れるなり。）帆負の帆は。借字にて尋負なり。尋は一尋二尋なとの尋なり。（此は一廣け。二廣け。と云義成へし。）さて比呂を保と云は。船の帆即比呂なり。（又衣裝の保呂といふ物も。帆と同言なるへし。かく見る時は。帆も借字には非す。正字と云へきか。）斯て尋は。長一丈ならむ者は。尋も一丈あるへく。五尺の人は。尋も五尺なり。これ大抵定れる度なり。然れは小物は。手にて度り。大なる物は。尋にて度れりと見ゆれは。手置帆負命と。御名に負給へるなるへし。（武郷云。こゝに負と云義を脱漏されたり。按に負とは。彦狹知の知と同しく。度の本を負持る由の御名なるか。）彦狹知命の彦は稱辭。狹知は。狹は借字にて。度知の義ならんか。（佐斯々利の斯々。一言に約まるは常なり。）其は尺度にて。物を度り給へるよりの名なるへくおほゆれはなり。但毛能佐斯を。唯に佐斯とはかり言むは。いかがにもおもふへけれと。毛能とは弘く諸物を指て言辭にて。佐斯とのみ云そ。本語なりける。（其はサシカ子。曲尺のサシは更なり。さし對ひ。さしふたき。又二人にて物することを。さしにて爲と云なとのさしも。此と彼と。差通れるを云て。同意なるへし。）さて掌は。彼事を司る。此處を鎭る。また神そしるらむなとの斯留。みな同言にて。尺度を掌給へる故の御名なるへし。（武郷云。此御名舊くヒコサチとも訓り。しかよむ時は。佐知と佐斯と通へは。彦度の義にもあるへし。）其は尺度は。家作に無くては叶はさるは。更にも云はす。萬の器械を作るにも。必用るへき物なるを。此二神さる方に。功く坐ます故に。各も各も其事を。御名には負給へるなりけり。と云り。（重胤も此等の說に就て。なほ云けるは。上代に物を量るに。身度なるあり。曲尺なるあり。拾遺によるに。二神は天御量に依れる神名なり。手置は布手と云に同し。帆負は度追にて。物の度を追て。量り行を云て。此は謂ゆる身度の神なり。次に彦狹知は尺知と云事にて。右に云る天御量を以。物の規矩を定給ふ神名と聞ゆれは。此は曲尺の祖神になん。渡らせ給ひけると云り。合せ考ふへし。）○作笠者。笠は菅を糸以て縫て。作る物なる故に。萬葉に王之御笠爾縫有在間菅云々。また笠縫之島。なと云る地名も見えたり。（雄略紀に。笠縫部。崇神紀に笠縫邑。と云もあり）さて此笠。また次なる盾。木綿。玉。みな神事の幣物の料なり。（そは上の五部神の祭り玉ふ職は。みな神事の料なり。と云る說を。こゝに思合すへし。こゝなる神等も。みな神を祭り玉ふ時の爲に。降し給ふなりけり。）平田翁云。儀式帳に。新宮遷奉御裝束用物の條に。菅刺羽二柄。菅御笠二口。なと見えたる即是なり。荒祭宮の裝束の處にも。菅蓋一柄。口徑四尺五寸。金餝。とあり。また御笠縫內人。無位乙郡部淨麻呂。右人卜食定。補任之日。後。家祓淸齋愼。供奉職掌。御笠二十二蓋。御簑廿領。忌敬供奉。具顯月記條。また四月十四日。神衣祭の次に。同日御笠縫內人。造奉御簑廿二領。御笠廿二蓋。即散用大神宮三具。荒祭宮一具。とあり。（此外に。大奈保見神社。伊加津知神社。風神社。瀧祭社。月讀宮。小朝熊社。伊雜宮。瀧原宮。園相社。鴨社。蚊野社。なとへ奉る。）と見えたり。此外に。年中行事四月十四日條。風日祈宮祭禮（號御笠神事。）の事なと。あまり長けれは略けり。按內匠式に。菅蓋一具。菅幷骨料材。從攝津國笠縫氏參來作。とあり。右の笠縫內人。此笠縫氏。（姓氏錄不見）なと。手置帆負神の子孫なるや。いまた考へす。○作盾者は。拾遺に。手置帆負命。讚岐國忌部祖也。また手置帆負命之孫。造矛竿。其裔今分在讚岐國。每年調庸之外。貢八百竿。是其事證也。（此國より每年矛竿を進れると。臨時祭式。また中右記大治二年六月八日の處等に見えたり。）

また令ニ手置帆負彦狹知二神一。以ニ天御量一。伐ニ大峽小峽之材一。而造ニ瑞殿一。兼作ニ御笠及矛楯（ヲ）一。などあり。また踐祚大甞祭式に。楯。丹波國楯縫氏造レ之。（阿波人池邊眞榛云。丹波丹後には。忌部に由ある神。あまた鎮坐す事は。丹波氷上郡楯縫神社は。若くは彦狹知神には坐さるか。）とあり。（此楯戟を作ること。委く兵庫寮式に見えたり。）これによりて思へは。矛をも手置帆負神の。作り玉ひし事はさらにて。此にも作矛者のことあるへし。若くは手置帆負神。定爲ニ作笠者亦作矛者一。などありしが。脱たるにもあるへし。

〇天目一箇神は。（此神名も。弘仁私記に阿米萬比等都（アメマヒトツ）とあり。）姓氏錄に。（山城神別）山背忌寸。天都比古禰命子。天麻比止都禰命之後也。とあり。（なほ此神の事は。上卷天津彦根命の下に云る事あり。）平田翁云。御名義は。麻比止都は。目（マ）一箇と書る字の意にて。此神は御目の。一（ツ）ましけるなるへし。（伊勢の多度神社の枝社に坐ます。俗に一目連と申す神を。此神なりと申すをも思ふへし。）根は稱言なり。故略きても申せり。（また麻比土都禰は。眞一根の意にて。日女島を天一根と云る類の。美稱かとも思へと。さる意ならむには。根を略きては云ましければ。なほ目一箇の意なるへし。）と云り。さて拾遺に。太玉命所レ率神。天目一箇命。筑紫伊勢兩國祖也。（姓氏錄。右京神別。桑名首。天津彦根命男。天久之比乃命之後也。とあるを合せて思ふに。天目一箇命の御裔の。鍛冶部を統領りて。桑名に在しを。伊勢國忌部とも。桑名首とも云しならむか。さて上の手置帆負神の例によらは。此にも筑紫國忌部遠祖とか。伊勢國忌部遠祖。天目一箇神とかあるへきなり。）また磐窟段に。令ニ天目一箇神一。爲ニ造雜刀斧。及鐵鐸一。また崇神段に。石凝姥神裔。天目一箇神裔二氏。更鑄レ鏡造レ劔などあり。（記の石屋段なる。天津麻羅は。天目一根命の亦名にて。此は鍛冶の遠祖なるか。此神と石凝姥神と二神にて。かの神鏡は造れるよしなり。）式播磨國多可郡。天目一神社。姓氏錄に。菅田首。天久斯麻比止都命之後也。とあり。（式に。播磨國賀茂郡菅田神社。近江國蒲生郡菅田神社とあるも。此神を祭れる社なるへし。記に天津日子根命。蒲生稻寸之祖。とあり。）〇作金者。右の拾遺の文によるに。今も幣物の刀斧また鐵鐸などを造れるなるへし。（矛は手置帆負神の作り給へれは。此神の預り玉ふましき事。上に云るを見合へし。）さて上卷の一書には。石凝姥爲ニ冶工（ト）一とあるに。此に天目一箇神を爲ニ作金者（ト）一と云るは。同し事の樣なれと然らす。石凝姥は鏡の冶工な

り。天目一箇神は。唯の鍛冶なり。此差異を思ふへし。〇天日鷲神の事も。作木綿の事も。已に上卷に出。〇櫛明玉神の事も。既に出。〇作玉者。此神の作玉者となり玉ふ事も。既に出。さて拾遺に。櫛明玉命出雲國忌部玉作祖也。とありて。臨時祭式に。凡出雲國所レ進御富岐（ミホキ）玉六十連。令ニ意宇郡神戸玉作氏（ヲシ）造備（ヘ）一。とあり。これ此神の裔孫の玉造なり。〇手置帆負神より以下。みな大物主神を祭る幣物なり。此より以下は。其幣物を陳ねて。太玉命の取持ち。天兒屋命は。太占卜事を以。神の御心を問せ玉ふ由の文なり。これを集解に引放ちたるは。甚しき非なり。〇以弱肩被太手繦は。祈年祭祝詞に。辭別忌部能弱肩（ヨワカタニ）爾。太多須支（フトタスキ）取掛氏（テ）云々。本居翁云。肩はつかひ目にて。折屈む所なる故に。弱とは云なり。と云り。されと祝詞考に。弱肩云々は。績紀の詔に。弱き身に重き任（ワサ）する事を詔へるに均しく。文に云て。且忌部の勞き仕奉るをあらはせり。と云る方まされる心ちす。重胤此説に據て。云れけるは。向ふ所の神を拜奉りて。殊更に謙退りて。弱肩と云て。文を抑へ。其より神事に仕奉る事の。懇（ネモ）到（コロ）なる志を見せ奉りて。太襷と云て。文を起せる者なるか。是に依て。其に云列ぬる事の。二なからに活きて。其心も厚く聞ゆるか如し。と云れたり。さて手繦の事も。神祭の時に手繦を掛る事も。既に神代上に云り。〇代御手以祭此神。代御手は。私記に美豆之呂止之豆（ミテシロトシテ）とある訓よろし。纂疏云。代御手者。代ニ天子（テ）自祭（ニ）一而祀之也。とあり。記傳云。御孫命に代り奉りて。御幣を取持を云なり。御手と云に心を付へし。たゝ代りて祭るとのみは。精しからすと云り。さる言なり。祭ニ此神一は。口訣に。

代二天孫一。祭二大己貴神一。と云るか如し。○始起於此は。纂疏に。謂三後世取二法於此一也。と云れたるか如く。杵築社を始め。諸社の御祭の式も。みな法をこゝに取れる也。

且天兒屋命主二神事之宗源一者也。故俾下以二太占之卜事一而奉上レ仕焉。

且。通證云。今按且字緊承二上文一。諸家以二且以下一爲二別段一説者。恐非。とあり。（さるを口訣には。上言二忌部氏所一レ宗。此言二中臣氏所一レ宗也と云り。いかゞ。）○主神事之宗源者也。（本の訓はあやまりなり。またこの神事に。カミコトとよめる訓もあり。本の如く神ノコトとも訓へし。）神事は。即上に幽事とも。神事とも云ると同く。纂疏の其の處の注に。神事則冥府之事。非二祭祀牲幣之礎一也。と云れたる。其の意にて。神事は神祇の事情なり。知二宗源一とは。其源根を探知る事にて。釋紀に引る龜兆傳にも。（此書龜相記と云書に。全文あり。疑はしき事もあれど。古書なり。）太詔戸命進啓云々。吾者能知二上國地下天神地祇一。况復人情憤悒哉。とあるを以。知るへし。天兒屋命の神事の宗源を知れる由は。亦名太詔詞命。久慈眞知命とも申して。（平田翁の考あり。なほ此卜起源と云ものに。久志眞智命太祝詞命天兒屋命別號也とあり。）卜事を知り給へはなり。次に云。○俾以太占之卜事而奉仕。右に云る如く。此神を太祝詞命。久慈麻治命とも申す事は。まつ天石窟前にて。祈禱の祝詞を申玉へるは。即此神に御坐か故に。亦名を太祝詞命とも申す。神名帳頭注。左京二條太祝詞命神。本社和州添上郡。對州下縣郡。天兒屋命也。とある是なり。（龜相記に。太詔戸神社本社。在二三國一。壹岐島壹岐郡。大和國添上郡。對島上縣郡。とあり。）さて式に。對馬島上縣郡。能理刀神社を。津島記事と云書に。上縣郡豐島郷西泊村神社云二能理刀神社一。所祭三坐。宇麻志麻治命。天兒屋命。烏賊津臣命。とあり。（宇麻志麻治は。久慈摩治命の別號ときこえたり。宇麻志は稱辭。麻治は町にて。太兆の事に功坐る御名ときこゆ。烏賊津臣は。仲哀紀に見えたる。中臣烏賊津連に坐せは。本より龜卜に功有る神に坐せり。）又式に。同島下縣郡太祝詞神社。（名神大）この社の合殿雷命。始は佐須郷に御在しゝを。今與良郷加志村に共に御坐す。と云り。其津島記事に。加志大明神社。祭二太祝詞命雷大臣命一。即雷大臣宮趾也。側有二塋域一。方一丈三尺計。累レ石爲レ壇。雷大臣兆處也。とあり。又其佐須郷なるは。同書に。佐須郷神社云二八龍殿神社一。祭二雷大臣命一。後徙二社於加志村一。合二祭太祝詞神社一。八龍殿。今所謂八神殿卜灼之所。延喜式神名帳所謂雷命神社是也。と云り。かく雷大臣命の兆所なるか故に。即太詔詞命。久慈眞智命を。合祀れるなり。されは上にも云る如く。太詔詞命。久慈眞智命は。共に天兒屋命の亦名に御坐て。卜事を知る神なる事明らけし。さて其太占の卜事を以て。仕奉らせ給ふが。神事の宗源を知れる由なる事は。此時幽顯相分るゝに就ては。今まて現人神に御坐ましゝ。大己貴命には坐せとも。隱身と成らせ御坐ませるに依て。直に御言語の事を得させ給はす成ぬるに依て。神の御心を。卜問せ玉ひて。萬に政こたせ玉へる由にて。右件の神々は。天神御子の御伴として。仕奉らせ給へる神々には坐せとも。夫より以前に。此天日隅宮御事に。仕奉らせ玉ひに。天降らせ玉ひて。復命し玉へるにもあるへし。さて奉仕は。通證に。重遠曰。謂レ仕二皇孫一也。今按。此本正通説。然與二上文太玉命一。並擧二其職一。則奉レ仕二大物主神一爲二本義一云々。上文有二代御手之語一。則天子尙自祭レ之。况兒屋乎。葢奉二仕此神一。乃奉二仕天孫一也。

と云れたるか如し。さてこゝに出たる。太占之卜事は。いかなる物を以。卜へると云に。此則後世まて傳はれる龜卜なり。釋紀に龜兆傳を引れたる。其因に。先師說云。此時卜者鹿卜也。（此は天石窟の時の事なり。）龜卜者。皇孫天降之時。太詔戶命進龜誓之後。出來者云々。と云れたるにて知られたり。（龜卜の占方なとの事は。崇神紀神龜の下に云。）重胤も此說を受て。三代實錄貞觀十四年の下に。是雄壹岐島人。本姓卜部。改爲伊岐。始祖忍見足尼命。始自神代。供龜卜事。厥後子孫。傳習祖業。備於卜部云々。とありて。（卜部は中臣より分れたる氏なり。）龜卜に供奉る事を。始自神代とある。其始を何れの神とか爲ん。天兒屋命より繼々。祖業を傳習ひて。今に至れるなり。（記傳に。上代の卜は。すへて鹿の肩骨を用られたり。龜卜を用る事は。漢のを學へる後の事なり。と云れたれと。更に證なし。鹿の肩骨を用ゐし事。石窟段をおきては。物に見えたる事なし。）通證に引れたる。藤齋延曰。對馬傳龜卜。自雷臣命。方神功皇后征新羅時。此命居下縣郡佐須鄕阿連邑。以傳龜卜云。式。下縣郡雷命神社云々。姓氏錄。津島直。天兒屋命十四世孫。雷大臣命之後也。神功紀曰。中臣烏賊津使主。爲審神者。其主卜事。可以知也。蓋是乃祖之遺業。今卜庭神合祭使主云々。とあるにて知るへし。と云り。

高皇產靈尊因勅曰。吾則起樹天津神籬及天津磐境。當爲吾孫奉齋矣。汝天兒屋命太玉命。宜持天津神籬。降於葦原中國。亦爲吾孫奉齋焉。乃使二神陪從天忍穗耳尊以降之。

因勅。通證に。玉木正英の說を擧て。因勅者。承二神之職掌而言とあるかことし。さるを記傳に。此以下神籬磐境の事をも。大物主神の御靈を祭る料に詔へるなり。と云れしは。甚くたかへり。○吾則。拾遺には。大神の寶鏡を依し賜へる事の次に。此御言あり。吾則と詔へるさまを思ふに。大神の御鏡を授け玉へるに對へて。詔ふ御言として。よくきこえたり。此は文の次第。誤れるものなるへし。○天津神籬。崇神紀に。神籬此云比莽呂岐とあり。この訓注こゝにあるへきに。かしこにあるはいかゝそ。山蔭に云れたり。天津は美稱。神籬は守部說に。御森樹にて。神の靈の憑り鎭り坐る。森の樹立を指て云名なり。上代は出雲伊勢なとを除ては。をさ〳〵宮殿はなくして。三輪山なとの如く。生茂れる森そ。即神の御社なりつれはなり。萬葉四に。味酒乎三輪之祝我忌杉云々。又七に。三幣取神之祝我鎭齋杉原云々。此等の忌杉も。杉原も。三輪山の比母呂岐を指るなり。又十一に。天飛也輕乃社之齋槻とありて。其齋槻を指て。神名火爾紐呂寸立而雖忌。とよみたる類にてさとるへし。又此比母呂岐を。常に御諸といひ。又其御諸を。神南備と云も。神之森。また其母理は。隱（樹の繁り隱りかなるを云。）の義にて。只云なしの少しつゝ異れるのみ。本はみな同語なり。かゝれは。古書に御諸とあるを。御室の義と釋き來しは。本末の違ありて。古意を知さるものなり。其は森を指て神社とせし世に。三諸とも神名火とも云し古語なるを。後に造りそめたる。宮殿の室の意として。争か叶はむ。（但し宮殿出來て後は。其宮殿も御諸にてはあれと。御諸と云言意は。御室にては非さるなり。）故紀記萬葉等の古書に。神社には。凡て御諸三諸なとのみ記して。御室とも。

宮とも云ること見えず。（日若宮。日隅宮なとあるは。皆現き神の作坐ける宮殿にして。神社とは元來別なり。）是本宮殿の。室より出たる言には非る故にそ有ける。又萬葉なとに。神杉神樹なとよめるも。比母呂岐の事を指るなり。（俗に神木と云か如し。）又神籬。玉籬。瑞籬なと。常に云も。標結垣の事にはあらず。古き書に。青垣山隱　又青柴垣なと云。中古の歌に。嶺の松垣。杉垣なとよめる類の垣にて。其垣（神社に。彼神杉神樹の多く植るを云。）即神靈の留り給へる。ひもろきなりけれは。此比母呂岐と云言に。神籬字は書ならひ來しにこそ。又雄略天皇大御歌に。美母呂能伊都加斯賀母登。とよみましつるも。猶ひもろきの事なるからに。赤猪子か和歌に。美母呂爾都久夜多麻加伎。（築玉垣なり。）と受たり。是等にて。神籬は即比母呂岐。比母呂岐は即神社なる事。思定へし。（杜字を昔より。森に當て用來しも。神社は元森なるから。其ひもろきの木に从るをとり。社字形に似たるを以。借用たるなれは。漢の字義には拘はらず。即此間にて制したる字の如し。又社をヤシロと云も。屋代の義にて。神籬の爲には。ひもろき即屋の代なるよしなり。此訓自ら古義なり。）故上代は。假に神を祭るにも。常葉の枝を折來て。其枝に神靈を移しやとして。齋祭り。萬葉巻二十に。爾波奈加能阿須波乃可美爾古志波佐之。阿例波伊波々牟。加倍理久麻弖爾。巻三に。吾屋戸爾御諸乎立而なとよめるも。彼神杜の。ひもろきを摸して。祭る心はへなり。と云り。此說にて比母呂伎と云もののことを知へし。○天津磐境。アマツイハクラと訓へし。（磐境を本にイハサカと訓るは非なり。）玉勝間云。堀川院百首に。榊兼昌。いこま山たむけは是か。このもとに。いはくらうちて榊たてたり。神籬磐境とある。もののさまと聞ゆ。いはくらうつとは。磐を以て座をかまふる意なるへし。と云れたるは。然言なり。さて古く磐境を伊波久羅といひし例は。大三輪神三社鎮坐次第に。奥津磐坐大物主命。中津磐坐大己貴命。邊津磐坐少彥名命云々。今少彥名命來臨吾邊津磐坐。與吾和魂。共能可敬祭守皇孫濟中人民矣。於是起立磐境。崇祭少彥名命。云々とあるを見るへし。上には磐坐と書るを。下には磐境とせり。（これにて。磐境の訓動くへからす。然るをイハサカ又イハキなとよめるは。いつれも叶はす。）さて玉勝間に。磐以て座をかまふる意と云れたれと。此は必しもまことの磐石以。搆ふるのみをいふにはあらし。磐は天磐戸なとの磐に同く。たゝに神の御坐を。しか稱へ云りしものなり。（御天降段の。離天磐坐の磐坐も。同しものなり。）拾遺に。崇神段に。倭笠縫邑。殊立磯城神籬。と云こと見えたり。此磯城は。此なる磐境と同きものなり。此紀には。此事を磯堅城とあり。堅は衍なり。○起樹とは。神靈を憑し奉る御坐を。搆へ樹るなり。さて神籬及磐境とはあれと。二物にはあらず。磐境即神籬にして。神籬は磐境を搆ふる神木なり。故次には持天津神籬とのみあり。拾遺には。たゝに建樹神籬。とのみあるにて知るへし。さて此は。平田翁說に。皇御孫尊の御守護と。殊更に御親の御靈を。齋ひ祭給ふなり。其は吾則とある御言にて。所知たりとあり。○持天津神籬云々。持降とは。齋ひ樹たまひし。其神木を持降れとなり。後世春日日吉の神木を。振奉るさまを以思へし。山陰云。これを持て降れと詔ふは。高天原より。葦原中國までの。途中の御守の爲もある故なるへし。と云り。さる事なり。○亦爲吾孫云々。平田翁云。今かく吾か自ら齋へりし神籬を持降りて。汝二神も。亦皇御孫尊の御爲に。齋ひ奉れと詔ふなり。（亦字此御言の眼字なり。此字に深く心を留めて見たらんには。其旨自からに著明ならんものなり。）さて此神籬は。後に神祇官西院に。八神を祭給ふ起原なり。其は拾遺の神武段に。爰仰從皇天二祖之詔。建樹神籬。所謂高皇產

霊。神皇産霊。魂留産霊。生産霊。足産霊。大宮乃賣。事代主神。御膳神。（巳上今巫所レ奉レ齋也。）櫛磐間戸神。豊磐間戸神。（巳上今御門巫所レ奉レ齋）生島。（是大八洲之靈。今生島巫所レ奉レ齋。）坐摩。（是大宮所之靈。今坐摩巫所レ奉レ齋也）とある。從二皇天二祖之詔一は。正しく此の詔を云り。（武郷云。紀には。高皇産靈尊をのみ載たれと。拾遺神武段には。皇天二祖とあれは。初に天兒屋命に命し玉ひし時も天照大神高皇産靈尊の二柱に坐なるへし。）さて右の八神は。式に神祇官西院坐。御巫祭神八坐。（並大月次新嘗）神産日神。高御産日神。玉積産日神。生産日神。足産日神。（三代實錄貞觀元年正月七日。神祇官無位神産日神。高御産日神。玉積産日神。生産靈日神。並奉レ授二従一位一。同年二月朔。神祇官従一位神産日神。高御産日神。玉積産日神。生産日神。足産日神。並奉レ授二正一位一とあり。印本二月の文に。生産日神を脱せり。今は一本に依れり。）大宮乃賣神。御食津神。事代主神。と載されたり。（然れと。大宮乃賣神より下三神は。後に加祭り玉へるなり。其由は。此八神の中に。上の五神は。神位を授奉られし事。上に引く紀に見えたる如くなるに。大宮賣神より下三神に神位を授奉られしことなきは。此三神は延喜の頃なとに。加奉られたるにて。貞觀の頃は。いまた八神に加はり玉はさりし故なり。然らは。貞觀元年より。五十年あまり前に記せる古語拾遺に。此三神を加て。八神なるは如何と疑ふも有へけれと。彼書に。此三神の入たるは。疑なく後人の。延喜式によりて加筆せるなり。其は拾遺に。從二皇天二祖之詔一とあるは。上にも云如く。正しく此の吾則とある勅を云る文なるに。其詔に。此三神を祭るへき由緒のなけれは也。○武郷云。此説は信かたし。正しく拾遺延喜式等に。八神の御名を載たるものを。神位の有無に據て。後人の加筆ならんと。定むへきやうやはあるへき。）と云り。さて右の八神は。いかなる由緒の御祭そと申さむに。いつれも産霊神徳御坐神にて。高皇産靈神皇産靈二神は。造化の二靈。陰陽幽顯の大元神にます。又魂留産霊は。魂鎮産霊と云事にして。天皇の御魂鎮坐し。かの令義解に。招二離遊之運魂一。鎮二身體之中府一。故曰二鎮魂一。とある由の御名。生産霊足産霊は。天皇の大御體の。平安に生活働き坐ると。滿足ひ坐方に。幸ひ玉ふ御霊神に坐せり。但し此三柱神は。此より外に見え玉はす。其傳を失ひしものなるへし。また大宮賣神は。君臣の間を。中執持て和け坐す。（拾遺に見ゆ。）事代主神は。八十萬神の御尾前となり坐て。顯世に荒ひ疎ふる妖神邪鬼の。禍を止め玉ふ事等。また御食津神は。天皇の大御食安く聞食させ玉ふ方に。幸ひ坐すなと。みないつれも止事なき神等なり。（さて又御門。生島。坐摩の神等は。もはら大宮守護の御靈神に坐か故に。坐を分ちて。御巫も別に仕奉る例なり。）さて此高皇産霊尊の御言は。上にも云る如く。大神の御詔ありて。後に勅へる御言なる事は。拾遺に依て。然知られたれと。平田翁も云れたる如く。拾遺の此處に。混亂たることあり。其は此紀にては。吾則云々。亦爲二吾孫一奉レ齋焉まて。高皇産靈尊の御詔なるを。拾遺には。文を改むる時に。誤れると見えて。吾則起二樹天津神籬一。云々降二於葦原中國一。亦爲二吾孫一奉レ齋焉。惟爾二神。共侍二殿内一。能爲二防護一。宜以二吾高天原所レ御齋庭之穗一。亦當レ御二於吾兒一矣。と記し。大神の御言を混らして。産霊神の御言とせり。此紀と合せ見て辨ふへし。すへて拾遺の此段は。大神の御言と。産霊神の御言と。入混ひたり。其心して見るへし。

是時天照大神手持二寶鏡一。授二天忍穗耳尊一。而祝之曰。吾兒視二此寶鏡一。當レ猶レ視レ吾。可下與同レ床共レ殿。以爲中齋鏡上。

是時云々。此御事實は。天忍穗耳尊の。先度に天降らせ給ひし御時に。御坐し御事なるを。（口訣に。是始欲レ降二天忍穗耳尊一時神勅也とあり。）此に瓊々杵尊を。天降させ給ふに當りて。更に此大命を負せ給へるよし。既に云るか如し。所以に。拾遺には。其瓊々杵尊の御天降の所に。即以二八咫鏡及草薙劔二種神寶一。授二賜皇孫一。永爲二天

璽一。（所謂神璽劔鏡是也）矛玉自從。即勅曰。吾兒視二此寶鏡一云々。と載けたり。〇寶鏡は。即八咫鏡に坐す。重胤云。寶鏡と有は。石戸開の時に。此に依て感けさせ玉へりし。皇大神の御許にて。寶と爲させ給へる謂なり。〇祝之日は。此に天壤無窮の神勅の御事御坐て。寶祚を言壽給へる御旨に。證して祝奉らせ給へる謂なり。然して此の祝之日を。私記に保岐氏と訓み。大殿祭詞に。天津璽乃鏡劔乎。捧持賜天。言壽宣志久とあり。然して其言壽を。古語許止保企。言壽詞如二今壽觴之詞一。と有を。神祇令に。凡踐祚之日。中臣奏二天神之壽詞一。忌部上二神璽之鏡劔一。とあるを。合考るに。御世々々の踐祚に。忌部氏の鏡劔を上り。中臣氏は壽詞を奏すは。此の故事に擬ひ仕奉る事。申も更なり。と云れたり。〇常猶視吾。記云。於是副二賜其遠岐斯八尺勾璁鏡。及草那藝劔。亦常世思金神。手力男神。天石門別神一。而詔者。此之鏡者。專爲二我御魂一而。如レ拜二吾前一。伊都岐奉。次思金神者。取二持前事一。爲レ政。此二神者。拜二祭佐古久斯呂五十鈴宮一。とあり。此に視二此寶鏡一。當レ猶レ視レ吾は。記に如レ拜二吾前一。伊都岐奉。とある是なり。記傳云。爲二我御魂一とは。神賀詞に。大穴持命之申給久。云々申天。己命和魂乎。八咫鏡爾取託天。とある如く。大御神の御神靈を。此御鏡に取託て。賜はするなり。然れは天照大御神の御靈は。全く此御鏡に坐々ものぞ。吾前とは。現御身の大御前なり。伊都岐奉レは。今まで吾御前に侍坐て。親近く拜奉玉ひし如くに。今よりは。此御鏡を祭玉へとなり。とあるにて。其義明けし。〇同床共殿。重胤云。同床とは。床は大殿祭詞に依は。高御座及常の御在所を云ひ。共殿とは。殿は天皇の天下に照臨ませ給ふ。正殿（即大安殿）の事にして。皇祖天神と。天皇と。御座を一に爲させ坐謂是なり。拾遺に。宜太玉命率二諸部神一供二奉其職一如二天上儀一と見え。其下に。天照大神本與レ帝同殿。故供奉之儀。君神一體。とも有か如くにして。實に天上の儀式の如く。皇大神と。皇御孫尊の大前に。侍らはれて。神と君との御中を隔る事なく。仕られし者なりけり。如此くして。御世々々を經行つるに。崇神天皇六年に至りて。天照大神を異處に遷し奉り。別に立二磯城神籬一。と有て。漸に神と君との御間。遠く成らせ御坐けるに。猿田彦神と。豫め御幽契の御事。御坐に依て。其初て天降り御在し著せ玉へる。五十鈴河上宮に。鎭定らせ玉ふへき期。已に至れる者とこそは。所思えたりけれ。若て皇女豊鋤入姫命を。御杖代と爲て。奉らせ玉へるは。謂ゆる齋内親王の御初なるか。皇子等も數多御座に。殊更に皇女をしも。屬奉らせ給へるは。神代以來。其正殿に御坐す間は。皇后皇女なとを以て。日々の大御祭を。令二仕奉一玉ふ事。今も士庶人の家の祭事。多くは妻女なとに委任て。令レ行る如く。萬に簡易なりつる。上古の風儀なりし故にこそ。（其女儀を以て。神祭の事を行はれし例は。神武天皇時。勅二道臣命一云々。授以二嚴媛之號一と有て。嚴媛に代て。道臣命を以て。令二仕奉一玉へるなるへし。又崇神天皇六年に。亦以二日本大國魂神一。託二渟名城入姫命一令レ祭。と見え。其十年に。武埴安彦か謀反の萠有けるを。倭迹々日百襲姫命の。吾聞武埴安彦之妻吾田媛。密來之取二倭香山土一。裹二領巾頭一。祈曰云々。と有るも。夫の爲に妻の祭主と爲れるなり。又仲哀天皇八年。時有レ神託二皇后一。而誨曰云々。と有も。神功皇后元年。皇后選二吉日一入二齋宮一云々。と有を合せ見るに。先には天皇の命に依て神主と爲り。此には皇后の御心として。仕奉らせ玉へるなりけり。）と云れたり。〇爲齋鏡は。記に伊都岐奉レとある即是なり。其齋き奉り玉ふさまは。拾遺の橿原朝段に。捧二持天璽鏡劔一。奉二安正殿一。と書して。

當二此之時一。帝之與レ神。其際未レ遠。同レ殿共レ床。以レ此爲レ常。故神物官物。亦未二分別一。と云る。此を以て。上世の狀を伺奉るに足れり。又天照大神本與レ帝同殿。ともみえたり。是天照大神の。寶祚を守奉らせ玉はむとの。大御命御坐か故に依てなり。故拾遺に。以爲二護身御璽一。と見えたる是に同し。故口訣には。以爲二齋鏡一者。猶宜レ爲二守護鏡一。と注されたり。建暦御記に。世始同レ殿御座之間。主上朝夕不レ放二御本鳥一。と見えたる。此を以て。神と皇と。常に親近しく御座ける御事を。見奉知へきなり。世始同レ殿云々は。崇神天皇御世まて。謂ゆる同床共殿にて。御坐し間の御事を宣へり。主上朝夕不レ放二御本鳥一。は。其裝束條に。御本鳥紫絲也。本鳥乎取天。先平二結分也。是非二臣下作法一。帝王御作法也。と有る。是にて神代に所謂御髻なる事。既注るか如し。此御趣にては。其天皇の内に。齋奉らせ玉へりし上古は。常に御髻に掛させ御坐て。天下に臨ませ玉へるなりけり。後に日本武尊の東征に。御姨倭姬命より賜りて。草薙劍を常に佩賜へるを以ても。當昔神と皇との御間。甚々御親しく御坐し坐に就て。天神御子も。亦神々しく御在坐ける御事を以て。見奉り知へくなむ有ける。其御文の續に。仍冠巾子融レ緒被レ結二御冠穴一。此故也。と見えたるは。江次第十一に。内侍所者神鏡也。本與二主上一御同殿。故院被レ仰云。帝王冠巾子左右有レ穴。是内侍所御同殿之時。主上夜不レ能レ放レ冠。給二御眠一之時。御冠屢落。仍以二插頭華一。自二巾子穴一通二御髻一也。と有る。此に依せ給へる者なり。抑冠の制は。上古よりの物に非すと雖。上古には。主上の御髻に。神鏡を掛させ御坐ける。其故實を存して。御冠の巾子に。穴を開られて。緒を通し。結はせ玉ふは。今も護身御璽と爲て。其神鏡を頂奉らせ玉ふ御心にて。實に古語拾遺に謂ゆる君神一體の御風儀。仰き奉るも餘有へき御事なり。其御裝束條に。御冠白地不二御跡方一（在江記）と有も。神鏡を重みし奉らせ玉ふ。故實に依らせ玉ふへき御事。申すも更なる御事そかし。垂仁天皇御宇。始爲二別殿一。御二温明殿一とあるは。江次第に依らせ給へるなるへきか。此は御記に。同年に伊勢神宮に。御鎭座の御事を。記されたるより。出たる說なるへし。本朝事始に。崇神天皇六年己丑。始制二温明殿一。以二三種之神器一。安二置此殿一。後代之内侍所。以二右之温明殿一表之始也。とある方や勝らまし。然るは。崇神紀六年。畏二其神勢一。共住不レ安と有て。磯城神籬を定奉らせ給ひて。眞の神鏡をは。遷奉らせ御坐し御時に。其護身御寶と爲て。造奉らせ玉へるを。常は別殿に鎭奉り置し玉へるも。其御時を始と思しけれはなり。然るに内侍所は。昔は淸涼殿に納置參らせられたりけるを。自然无禮の事も有らは。其恐有へしとて。温明殿に移されにけり。此事何れの御時の事にか思束なし。彼殿淸涼殿より下りたる。便無しとて。内侍所に被レ定たる方をは。板敷を高く敷き上られたりけるとそ。と著聞集に有は。甚く異なる事なから。熟思ふに。昔は淸涼殿に云々は。崇神天皇以前には。同し大殿に同レ床共レ殿の神勅のまゝに。君神一所に御坐けるを。以後の常御殿の名を。及ほし云るなるへく。次に自然无禮の事もあらは。其恐れ有へしとて云々は。右に引る其御紀の文に有る意を。云傳へたりし者と所見たれは。此の證ともなるへき事なりけり。此温明殿をしも。賢所と聞えさする意も。然る事に依

れるなるへし。野府記には。恐所。紀略には威所。中右記には畏所。又尊所とも書れて。皇大宮の中に在か中にも。甚可畏き所と申す義にて。敬神の餘に。其御名を指ずして。然申來らせ玉へるなめり。次に引る紀略に。此御鏡の御事を記して。和名加之古止古呂と見えたり。然る時は。其本は神鏡を可畏み申せるより。其御在所の名とも成れりと聞ゆ。拾芥抄に。温明殿綾綺殿。東七間四方と有り。職原抄大全に。當時内裏圖を案するに。内侍所は紫宸殿の辰方に在り。東西三間半。南北五間半。後有レ局。神巫等居之。とあり。偖温明殿の訓。何と唱たりしか知らす。若くは字には然書く事なれとも。賢所とは。語には云けむと。思ゆる者なりと云り。

復勅二天兒屋命太玉命一。惟爾二神。亦同侍二殿内一。善爲二防護一。

亦同侍殿内は。同床共殿と云るを承て。兒屋太玉二神も。亦皇御孫尊に親近く侍ひて。殿内を離れす。皇孫尊に仕奉れ。と詔ふなり。○善爲防護。此神勅の如く。兒屋太玉二神。大宮内に侍ひて。大御防護となり。仕奉りしさまは。拾遺にも。宜下太玉命率二諸部神一。供二奉其職一。如中天上儀上。とも。又天照大神本與レ帝同殿。故供奉之儀。君神一體。とも有か如くして。實に天上の儀式の如く。皇太神と。皇孫尊の大前に。侍らはれて。神と君との御中を。隔る事なく。仕奉られし者なり。さて第一一書。また記には。五伴緒の神を。配玉へること見え。又記には。思兼神。手力男神。天石門別神の御靈實を。降し給へる事。また登由宇氣神のことゝまで。記したるに。此一書の傳には。たゝ兒屋太玉二神のことのみ出たるは。いかにと云に。此は異なる傳には非ず。右件の神等の御事をは。略きたるものなり。されはこゝに。二神に勅ふ御言と。記に思金神に詔ふ御言（次に出。）と。一なりと云説あれと。非なり。さるは御言負せ給へる神の。異なるはさらにもいはす。元來御言の上の。甚く異なるを。よく思ひ辨ふへし。まつ此の同侍二殿内一。善爲二防護一。と勅へる趣は。口訣に。二神在二天孫之左右一。爲二守護一也。と云るか如く。皇孫尊の大宮内に侍ひて。玉體の御護となれと。詔へる御言なることは。上に云るか如く。偖又記に。此之鏡者。爲二我御魂一。而如レ拜二吾前一。伊都岐奉。次思兼神取二持前事一。爲レ政。此二柱神者。拜二祭佐久々斯呂伊須受能宮一。とあるは。御鏡に副り奉れる神にて。皇御孫尊の御守護神となれと。詔へるには非す。其は記傳にも。前事は。即此御魂の御前の事なり。（皇御孫命の御前の事には非す。）さて事とは。大御神の御靈の。天下の萬事を。御思し處分ひ掟賜ふ。御政を云なり。前とは即其神を指て申す言なれは。此は此御靈の御政事と云むか如し。と云れたるにても知へし。（又云。取持とは。其事を身に負持て。執行ふを云なり。かゝれは天皇の御政を。關白大臣なとの。取申玉ふ如くに。此思金神は。天照大御神の御靈の御政を。取行ひ玉ふ神なり。故其御鏡に附副て。降給ふなり。）故二柱神者拜二祭伊須受能宮一。とあるをや。もし皇御孫尊の御前の神にて坐は。兒屋命太玉命の如く。皇御孫尊に傍て。祭給ふへきに。さる事なきは。大神の御前の神なれはなり。されは思金神に勅へる記の御言と。兒屋命太玉命に詔言給へる此の御言とは。趣の甚く別なるを思ひ辨ふへし。元來紀は現身神に詔へる御言。記は御靈に勅へるにて。差別あることをも思へ

し。（此現身と。御靈との差別あるは。記傳に詳かに云れたるを見へし。）さてしか記に。思金神を伊須受宮に拜祭るよし。見えて慥かなるを。伊勢神宮の書ともには。此神の相殿に坐す事は。すへて見えたる事なし。（天照大神相殿神。天手力男神。萬幡豐秋津姬命。とあり。）此は記傳にもいはれし如く。いかにも不審き事なり。なほよく考へし。（記傳云。かくて何れを正しとせむ。今定むへきには非れとも。紀一書に。秋津姬命を。思兼神妹とあれは。思兼神は。皇孫命の御大舅に坐て。秋津姬命と。御兄妹左右に並はして。此相殿に坐むも。又由ありてうおほゆる。然れはかにかくに。此記の趣は。疑ふへき事なきを。伊勢の傳の方は。必然るへしとおもはるゝ事なけれは。彼を誤りと定めつ。と云れたり。されと近き頃。伊勢神宮にて作りたる。神宮祭神略說と云ものに。相殿神二坐。思兼神據二古事記。舊事本紀。神祇記。古本神皇實錄一。但實錄印本。誤以二思兼神一。爲二栲幡千々姬命妹一。儀式帳以二萬幡豐秋津姬命一。爲二相殿一。然其說不レ合二神典一。則雖レ從耳。案諸書論二相殿神一者。皆不二一定一。要之不レ過下據二兩宮記錄一以附中會之上也。乃稱二天兒屋命天太玉命一者。惑下于紀附二神同侍二殿內一之文上耳。以レ余觀レ之。此亦非二相殿之稱一。天手力雄神。據二大神宮儀式帳。延喜式。御鎭坐本紀。御鎭坐次第記。神皇實錄一とあり。粟田氏云。相殿神二坐。左方靈御形弓坐。右方靈御形劔坐。とある左一座をは。古事記に據て思兼神と定め。右一座は。姑儀式帳に萬幡豐秋津姬命とあるに從ひたれと。姬神の靈形御劔にます事疑はしと思ひしに。此略說に就て。手力雄神と定むへしと云れし。共にさる說なり。されは記傳の說は。信ひかたきなり。と云り。）

又勅曰。以二吾高天原一所レ御齋庭之穗一。亦當二御於吾兒一。

又勅曰。此をも拾遺には。高皇產靈尊の勅と爲ること。上に云るか如し。○高天原。記傳云。高天原とは。此國土より云事なり。されは記に。天照大御神の。天石屋に隱り坐る處の御言。（天原自闇）又紀の須佐之男命の。天に上坐とき。又御誓の處の。天照大御神の御言（必當レ奪二我天原一云々。令レ治二天原一云々）なとは。みなたゞ天原とあり。其は天にして。詔ふ御言なるか故なり。然るに此に。吾高天原と詔へる處の。一ツあるは。撰者の何心もなく書れたるか。いかにもあれ。たゞ此一つを以。なへてを疑ふへきに非す。多きにつきて決むへきものぞ。と云れたり。（三島本永享本には。高字なし。うれ本のまゝなるにか。されと拾遺にも高字あれは。定めて云難し。）○所御齋庭之穗。是より所謂大嘗祭の本なり。平田翁云。齋庭は天照大神の。大嘗聞食すと。齋ひ淨めたる庭を云こと。中臣壽詞の文の。齋場に准へて知へし。穗は拾遺に。齋庭之穗。是稻種也。とあり。此は大神の御自ら撰ひしろしめすなり。（或說に。齋庭之穗は。天上なる齋田の稻種なり。彼所謂ゆる天狹田長田の御稻にや。とも云り。考へ合すへし。）師云。齋庭の穗は。唯に神を祭給ふ料のみには非す。新嘗の料の稻なり。上代の新嘗は。神に献るのみにあらす。自所聞食し。人にも饗玉ふ中に。みつから所聞食ことを主とせり。故きこしめすと云て。祭とはいはす。即吾高天原所レ御とある。此御字をもて知へしと云り。と云れたり。記傳云。大嘗會中臣壽詞に。天津御膳遠。長御膳乃遠御膳止。千秋乃五百秋仁。瑞穗遠平介久安介久。由庭仁所知食止。事依志奉氏。天降坐云々。とあると。大殿祭詞に。此乃天津高御座爾坐氏。天津日嗣乎。萬千秋乃長秋爾。大八洲豐葦原瑞穗國乎。安國止平氣久。所知食止。言寄奉賜比氏。とあるを合せ考ふるに。中臣壽詞は。大嘗につきて申す故に。由庭爾所知食といひ。大殿祭は。天下知看す。凡ての御上にて白す故に。瑞穗國乎。所知食と云る。共に其指物は同し稻穗にて。其中に主とし首とするは。齋場の穗なり。故紀には主とし首とする。齋庭之穗を詔ひ寄して。其中に天下の百姓の奉貢る稻。また種々の御調物も。兼含たり。前にも云る如く。皇御國は。稻に殊なる深き所由ありて。右の如く。大御神の嚴重き。大詔も坐々て。後世に至る迄も。萬の政のあるか中にも。大嘗を又なき大事とし給ふものそ。と云れたるにて知へし。○吾兒とは。平田翁云。今此種を依し給ふ。御孫命はさらなり。繼體の天皇の御裔を。遠くかけて。詔へる御語なり。とあり。○當御

は。高天原にて。新嘗齋ひ聞食す如く。葦原中國にても。吾兒に御しめさすへしとなり。故御自の御上に屬ては。キコシメスと云ひ。其依し奉る方に屬ては。マカセマツルと訓るなり。御にマカスの義あるへし。人に物事を委任ぬる事を。常に然云るなり。萬葉に任賜者。任乃隨。なと何れも。物を委任る由なり。さて上にも云る如く。此稲穂は。人の命繼ものにて。上なく貴きものなる故に。今大神の御靈實の御鏡の次に。此ことを詔へるなり。如此主とある重き物を詔へるにて。萬みな大神の高天原所知食如く。皇御孫尊の。葦原中國を知食へし。と詔へることを。此等の御言に。兼合たること知へし。さて平田翁云。是より前にも。葦原中國に。稲を殖たる事。須佐之男命の大須佐田。小須佐田を。定給ひし事あり。後に大名牟遲少名牟遲神。相並して。國作給ふ時に。天上より稲種の堕し事ありて。大地主神の營田の事あり。然れとも。それ猶宜しき種には非りけむ。故に今かく。大神の齋庭に聞食す稲種をは。依賜へるなり。と云り。さる言なり。（又云。式大和坐大國魂神社三坐の中に。御年神の相殿に坐す事は。其所由詳ならぬに就て。深く考るに。此は八握穂稲を以。神體と爲すと云れは。皇御孫命御天降の時に。大御神の齋庭の穂を。事依し玉へるを。天降坐て後。其稲穂をは。種に殖玉ひけんを。其か中に。八握穂稲を撰ひて。御歳神の神體として。共に大殿内に。齋き祭り玉へりしを。大國魂神を。御社に祝ひ玉ふ時に。其因を以て。相殿に祝ひ玉へるにや。と云れたり。）偖又重胤云。此齋庭の種を。授け給へる御事は。即伊勢外宮に坐す豐受大神の。天降坐し傳なり。其を記には。璁鏡釼を降し給へる所に。次登由宇氣神。此者坐外宮之度相神者也とある。其は右の齋庭の穂に副て。豐受大神の御鑑形を。天降したまへる傳なるを。大長谷天皇の大御世まて。大神の御許を。離れさせ御坐しからに。然る御諭は御坐し御事になん有ける。と云れたる。此もさる言ときこえたり。

日本書紀通釋卷之十九

飯田武郷謹撰

則以高皇産靈尊之女號萬幡姫。配天忍穂耳尊爲妃。降之。故時居於虛天而生兒。號天津彦火瓊々杵尊。因欲以此皇孫代親而降。

則以云々。高皇産靈尊の御女の。忍穂耳尊の御妃となり給ひしは。本書の如く。此より以前の事なるを。此一書にては。此時娶坐せりしさまに。きこえていかゞなり。（なほ第一一書の下にも云るを見へし。）○居於虛天云々。第一一書に。將降間。皇孫已生。（記も同傳なり）とあり。本書と異なり。さて虛天に居すとは。天浮橋の上に立給ひての事か。されど重胤も云れたる如く。此は前後の事の。一に相混淆れるものにて。第一一書に。是時勝速日天忍穂耳尊。立于天浮橋。而臨睨之曰云々。と有し事の混ひて。虛天にて御兒を生給へる由に。語傳へしなるへし。其故は記紀共に。降なむと装束はせ御坐す間に。御子は生坐る趣にて。虛天と云へき事實の。有る事なければなり。（なほ此事は。第一一書の下に云る事とも。考合すへし。）○欲以此皇孫代親。第一一書に。皇

孫已生云々。時有レ奏曰。欲下以二此皇孫一代降上云々。記にも。天忍穗耳命答白。僕者將レ降裝束之間。子生出。名天邇岐志國邇岐志天津日高日子番能邇々藝命。此子應レ降。云々隨レ白之。科二詔日子番能邇々藝命一。此豐葦原水穗國者汝將レ知國言依賜云々。とあるによれは。こゝも忍穗耳尊の奏せる言を。聞召容させ給ひて。天照大神の。云々と欲しめせるなり。

故以二天兒屋命太玉命及諸部神等一。悉皆相授。且服御之物。一依レ前授。然後天忍穗耳尊復二還於天一。故天津彦火瓊々杵尊。降二到於日向槵日高千穗之峰一。而膂完胸副國。自二頓丘一覓レ國行去。立二於浮渚在平地一。乃召二國主事勝國勝長狹一而訪之。對曰。是有レ國也。取捨隨レ勅。時皇孫因立二宮殿一。是焉遊息。

諸部神等は。上の一書に見えたる。五部神等。また此一書の。手置帆負神以下の。五神等をも云へし。○服御之物は。（本にミソツモノと訓れたれと。）通證に引る玉木正英説に。美曾副レ身一切器物。非二御衣之義一。（後漢志。服御諸物。）と云れたる說。さる事なり。されとミソと訓ては。なほ御衣の事となりて。いかゝなり。今按に美與曾都毛能と訓へし。御裝物の義なり。裝を與曾とのみ云るは。催馬樂及拾遺の歌等に。大裝衣と云る歌を。於保與曾許侶茂。また名目抄に。御粧物所を。オヨソモノトコロと云るなと例あり。さらは此服御は。飲食供御の具。車服儀仗の類。鹵簿の御裝束までを。總て云と見るへし。三代實錄二十九の詔に。太上天皇止伊布號毛停止。亦諸の服御乃物停賜布。とあるなとも。しかきこへたり。（然るに。重遐說に。謂三種神寳一とあるは。いかゝ也。）○然後云々還於天。こゝに然後とあれは。皇御孫尊生坐るより。此までの事は。皆虛空にての事とせる傳なり。記の趣は。忍穗耳尊始めにまつ還上坐て。又降坐むとしたまふ間に。御子生れまして。則其御子に詔仰せて。降し坐る由なり。此紀と異なり。○胸副國は。通證に。兼良曰。胸示二無レ肉之處一。今按膂肉副二於胸一者。瘠之甚也。とあり。まつは右の義なるへし。（口訣に。胸副國空國也。と云るは叶はす。）薩摩國人の說に。大隅國囎唹郡霧島山の西の方。鹿兒島神社近傍の地に。むなそひと字する處あまたあり。胸副坂と云るもあり。これ本は。其邊の大名なりしか。かく地名にわかれたるものならむと云り。（當國人山田淸安伊地知季安等ともに。霧島山に登りて。神代の遺跡を探らんとす。其途胸坂より淸水を經。進て坂路を躋んとするに。忽ち道しるへする男の聲にて。胸副坂と呼ふ。淸安之を聞きて悦ひにえたへす。歌を作りしと云こと傳るものあり。）さらは後に地名になれるにか。もとよりの地名か。詳ひらかならす。なほよく考ふへし。（兼俱吾翠等の說に。薩摩之舊號と云るは。杜撰なるへし。）○立於浮渚在平地。本書によるに。此次に。到二於吾田長屋笠狹之碕一。と云ることあるへし。こゝは略けるものなり。されと此文なくては。いかゝなり。○國主。本書に其地有二一人一とあり。即吾田の地を云。故上に其文なくては。何れの國主たる事知られす。必國名あるへき處なり。俗國主とは。其地邊を主

領居たりし首長なる故に。かく云り。○訪之は。本書に。皇孫問曰。國在耶以不。第六一書に。因問之曰。此誰國歟。○取捨隨勅。本書に。此焉有國。請任レ意遊之。また第六一書に。是長狹所住之國也。然今乃奉二上天孫一なとあり。取總て云はゝ。此は長狹か古くより。主領住る地に侍れと。天神御子の大御意に。美地と所思召さは。奉上らむを。取捨。其御意に任せ給へとなり。○因立宮殿。この事も本書の下に云り。○遊息。本訓安坐なり。萬葉の歌に。安見知之とある是なり。天皇の天下を安く所知看すことを云古言にて。安みし知しめす義なり。撰集抄に。淸涼紫宸の間に。やすみし給ひてとあるも是なり。漢籍訓に。ヤスンスルとあるも。即安ミスルなり。安く見る義と云る說はわろし。（この事は既に。或人の說にも云り。さてこゝの訓。私記また北野本には。スミタマフとあり。ヤの脫しものなるへし。）

後遊二幸海濱一。見二一美人一。皇孫問曰。汝是誰之子耶。對曰。妾是大山祇神之子。名神吾田鹿葦津姬。亦名木華開耶姬。因白。亦吾姉磐長姬在。皇孫曰。吾欲二以レ汝爲一レ妻如何之。對曰。妾父大山祇神在。請以垂問。皇孫因謂二大山祇神一曰。吾見二汝之女子一。欲二以爲一レ妻。

海濱。記に。於二笠狹御前一遇二麗美人一。とあれは。此海濱は。笠狹御前なるへし。（御前は。海の出岬にして。海濱と云るに同し。）

○磐長姬在。記に又問有二汝之兄弟一乎。答曰。我姉石長比賣在。とあり。こゝにさる語なくて。亦吾姉云々在。と云ては。あまりゆくりなき心ちす。（第二一書には。事勝國勝長狹に問て。大山祇神の女子なる事を。知給へるよし。記せり。其は異なる傳なり。）平田翁云。磐長は。下なる宇氣比詞にある如く。堅石常石に。長久き由なり。師說に。此二女の御名。石も木華も。主と山の物にて。父神に緣ありと云れたるは。然る事にて。實は石長比賣は。磐の精靈。木華之咲耶毘賣は。櫻木の精靈にそおはしける。（下に說あり。）かくて。此磐長姬の御社は。式に伊豆國賀茂郡伊波乃比咩神社。と載されたり。秋山章か伊豆志。加茂郡の處に。當郡雲見村に。淺間祠あり。磐長姬を祀る。御嶽山の嶺にあり。式社なりと云傳ふ。此山の四方は。峯巒周り遭ひて。唯仰て雲を見る故に。雲見山といふ。海にはり出て。高き事數百丈。これに長磯あり。頂長を八葉と云ふ。と所見たり。（また同書に。此は磐長姬を祀る故に。此山にて。富士淺間の事を云ことを忌む。磐長姬ゟの女弟開耶姬と。隙あるか故なり。毎年六月朔日より。潔齋して登詣す。此事伊豆納符にもみゆ。禰宜高橋氏とあり。國人に委く探ぬる所も。かくの如し。）また同郡に。伊波比咩命神社と申すも有り。同神なるへし。此は伊豆志に。同郡白岩村の內。小河の土神に。子安明神といふ有を。村老傳に。岩姬と謂ふと云り。決く此社なり。（また同書に。寬文五年の文に。姬御前。大見庄下小河鎭守とあり。海肥の如き小貝の凝て石に化せるを。神體とす。婦人安産を祈るに。水杓の底を拔きて奉る。と記して。式社なる事を云されと。必伊波比咩神社なるへし。）とあり。然るに當國人萩原直胤云。この雲見のあたり。往古は那賀郡にて。賀茂郡にあらす。此雲見淺間宮は。必那賀郡內の御社なるへしと。深く考るに。式內石倉命神社なるへし。されは元より賀茂郡の地に。必この御社坐すへしと。探索しに。大島なる三原山上に鎭坐ます。三原大明神は。一島の總鎭守にて。頗る大社なるを。俗に淺間とも申すか。磐

長姫命を崇奉れる由。俤に云傳へたり。此御社なむ。式なる伊波乃比咩命神社にや坐らんとて。委く考證し。なほ同島には。此他にも淺間の社ある事を戴たり。本書に付て見へし。（古史傳三十に記せり。）○欲以汝爲妻。記に。吾欲自合汝奈何。答白。僕不得白。僕父大山津見神將白云々。とあり。記傳云。此は殊に父の心に隨ひ給ふこと。さも有へしとありて。○如何之。本に如之何とあり。今丹鶴本に依て改む。

於是大山祇神。乃使二女。持百机飲食。奉進之。時皇孫謂姉爲醜不御而罷。妹有國色。引而幸之。則一夜有身。故磐長姫大慙而詛之曰。假使天孫不斥妾而御者。生兒永壽。有如磐石之常存。今既不然。唯弟獨見御。故其生兒。必如木華之移落。

乃使二女云々。皇御孫尊は。木華開耶姫に妻むと詔へるに。大山祇神の二女を奉進り給ふは。いかにと云に。深き御心ありしことなり。（奉二女者。尊崇之至也。などある注は叶はず。）次に云。○持百机云々。記傳云。今如此獻るは。娶取の禮物なり。穴穗宮段に。天皇爲大長谷王子。大日下王の妹。若日下王を聘しめ給ふに。大日下王。恐。隨大命奉進云々。と白して。即爲其妹之禮物。令持押木之玉縵而貢獻。とあり。○奉進之。本に之字なし。永享本に據て補ふ。○爲醜。記には見畏而とあり。記傳云。此詞の例何れも。怖しき事を見たる處に云れは。此も磐長比賣の顔貌。たゝ尋常の醜きのみには非て。可怖しかりしにやあらむ。とあり。○妹。記傳云。和名抄 爾雅云 男子後生爲弟。和名於止宇止。（とあれとも。淤登は男女に亘りて云稱なり。又もとはたゝ淤登と云りしを。淤登宇登と云は。夫を宜宇登。妹を伊毛宇登。と云類にて。宇登は皆人にて。弟人夫人妹人なり。かく人と添へて云は。後の言なり。）また爾雅云。女子後生爲妹。和名伊毛宇止。とあれとも。古は姉にむかへて。後に生れたるをは。女をも弟と云て。妹とはいはす。記中の例皆然り。心を着て見るへし。中昔までも然にそありける。（後に生れたる女子を。妹と云は。男兄に對へ云稱なり。姉に對へては。弟とのみ云て。妹と云事はなかりき。）とあり。○有國色は。萬葉十四に可抱與吉とあり。紀中に麗美。麗艶。妙。容姿麗美。なとみな然訓り。○幸の訓。ミトアタヘマス。この言の解は。次の一書（第六一書）の下に云へし。延喜本又私記には。ミトアタハスと訓り。○大慙而詛云々。記には。爾大山津見神。因返石長比賣。大恥白送言。我之女二並立奉由者云々。とありて。大山祇神の御言とせり。こゝに。磐長姫の自の言と爲るは。記と傳の異なるが如くなれと然らす。此は各其片方を脱せる傳共にて。實に其御父大山祇神の誓言を。二柱の女御子。共に承りて御坐けるか。偶に磐長姫の返され給ひし故に。其女神のみ。詛言し給ひし如くなれとも。木華開耶姫。若返され奉給むも。然る詛言は云出させ給ふへく。止事を得たまはさる時勢とは見えたり。但壽命の長短はしも。皇祖天神の大御心に在へくして。大山祇神御父子の。預らせ給ふへきに非す。此詛言の驗有て。天皇等の大御命。長くは坐まさす。又世人の命短く。成定るか如く見ゆれと。此は此神等の。然か詛ひ給へるにはあらて。皇祖天神の大御心を。知るへき由の無ければ。此神

等心に占ひ。言に誓ひて。今より後の成行を。知給へるまでの事なり。此を詛言以て。しか短く爲給ひしと思ふへからす。さるは此時幽顯始て界を別にして。此に顯世の立る初なりければ。萬の物も事も。今新に定る時にて。此詛言なくとも。かく定るへきいはれのありけむを。其時に當りて。かく詛言の自符合る由もありけむ。かにかくに人智を以は。かゝる幽事の上は。推量りかたし。（然れは平田翁は。此を御誓言と言て。この詛とあるを。誤なりと云れたり。次に云るを見るへし。）さて詛をトコヒと訓るは。下文海宮遊行章に。海神乃授二彦火々出見尊一。因教之曰。以レ鉤與二汝兄一時。則可下詛二言貧窮之本。飢饉之始。困苦之根一而後與上之。神功紀に。向レ天而呪詛。雄略紀に。指レ井而詛曰。此水者百姓唯得レ飲焉。王者獨不レ能レ飲。武烈紀に。眞鳥大臣云々。廣指レ鹽詛。遂被二殺戮一。詛時。唯忘二角鹿海鹽一。不二以爲一レ詛。などあり（此類猶あり。）記傳云。古に其術ありしなるへし。言義は。說請か。但し吉かれと請事に云るは。見えす。たゞ人を凶くせむと。請にのみ云り。能呂布と同しさまにて。伊勢物語に。あまの逆手を拍てなむのろひをるなる。などあるも。詛なり。また麻士那布は。吉凶に通はし云り。されど麻士とは。凶にのみ云へは。ましなふを善事にも云ふは。後の轉にやあらむ。（さて詛字は。請レ神加レ殃謂二之詛一。また謂レ祝レ之使二沮敗一也。など注せり。）と云へり。但說請といへるは信かたし。○生見は。今生ます兒のみを。申にはあらす。大神末々までをかけて白せるなり。○如磐石之常存。本の訓義のまゝに解かは。記傳云。登伎波は。常石の切れるにて。（即常に常磐と書り。許伊は伎と切まる。）萬葉六に。すなはち人皆乃。壽毛。吾毛。三吉野乃。多吉能床磐乃。常有沼鴨とあり。（床は借字なり）加伎波は。堅き石の多の省かりたるなり。（又加多を切めても加となる。伊は伎の誤にあれは。省くこと本よりなり。）雄略卷に。堅磐此云二柯拕之波一。ともあり。と云れたるにて心得へし。されと本の訓あまりくた〱し。如二磐石一常好 など訓へきなり。アマヒの解次に云。○如木華之移落。記云。使二石長比賣一者。天神御子之命。雖二雨零風吹一。恒如レ石而。常堅不動坐。亦使二木花之佐久夜毘賣一者。如二木花之榮一。榮坐 宇氣比弖貢進。此今返二石長比賣一而。獨留二木花之佐久夜毘賣一故。天神之御子之御壽者。木花之阿摩比能微坐。とあり。阿摩比の義未レ詳。強ておもふに。今俗にも云ふ事にて。物の間の義か。（間は。アハヒの省かれる言か。又アヒを延てアハヒか。）麻と波は通音なり。かくて木華の間とは。華の咲散る暫の間。と云ことにて。御壽命のいと短きを云ふ。譬喩言なり。（此に如字を。古くアハヒと訓るは。意を得て訓るにて。字義にはあらす。記傳の說は信かたし。）さて移落は。訓のまゝにてもきこえたれど。壽命の方にとらは。ウツロヒナム。と訓まほし。

一云。磐長姬恥恨而唾泣之曰。顯見蒼生者。如二木華一之俄遷轉當衰去矣。此世人短折之緣也。

一云磐長姬恥恨云々。平田翁云。恥は返され給へる事を慙るなり。恨は。弟姬をのみ婚つれは。次々に。世人の壽命も脆からむことを。歎き恨むるなり。唾泣は。恥恨のいと切なる狀なり。と云り。なほ次に云。○如木華之俄遷轉當衰去矣。本の訓は非なり。如二木華一之。俄に遷轉ひ。當二衰去一。と訓へし。（明曆本に。さるさまによみたり。）さてこの詛の御言を。平田翁云。此御言を。古くも。皇孫尊の磐長姬を返し給へ

るを恨みて。咀詛まつれる事と。思ひ錯れりと聞えて。一書に。磐長姫大慙而詛之曰。とあれと。詛言には非す。其はまつ皇孫尊。直に開耶姫のみ見まして。其請玉へるに。大山祇神その姫を贈るに副て。磐長姫をも進り給へる事は。深き御心ありしこそなり。其は此御聘はしも。天神御子の。皇后を立給ふ始にて。其生坐む御子の御末の。御壽命の長き短き本緣となる。大義なるに。開耶姫は。其容貌こそ美麗しけれ。櫻の精靈にしませは。其生まさむ御子の御末の御壽は。木華の如移落ひ坐へき道理あり。然るに其を見感て。請給ふか。善からぬ事とは所思看つらも。御詔を違へす進りて。磐長姫を添給へるは。皇孫尊もし。此姫を婚玉はむには。容貌こそ凶醜けれ。磐の精靈にしませは。其生坐む御子の御末の御壽は。堅石の如。長久に坐へき道理をし。心に深く思ひ慮りて。進り玉ひしにて。是そ大山祇神の。將來を鑑み坐せる。御誓の御占なりける。（然れは理には。皇孫尊いかて開耶姫を返して。磐長姫を幸玉へかしと。所念し坐ること推量られたり。故是を以。本文を常堅不動坐。如木花之榮々坐と。將來を期たる辭に讀めるなり。又是にて。師の詛言として。二の坐字を。今言にマセと讀れたる事の。否ぬ由をも辨ふへし。然るはマセと讀ては。即詛言となれはなり。）然るに其心待したまへる。按の外に。開耶姫を留めて。磐長姫を返し給へる事を。大く恥ち。また御末の御子の。御壽の長在るましき事を歎きて。本文の如白し賜り玉ひしなり。（其事情。また其罰にも。深く意を入れて。此旨趣を惟へし。）磐長姫は。其容貌の醜きゆゑに。返され玉ふを耻玉へるは。固より然も有へき事なるか。（玉垣宮殿に。美知能宇斯王の女等の。並へて奉られたる中に。甚凶醜とて返され玉へる。圓野比賣の。淵に墮て死給ひし事をも思へし。）是を父神の御心と同く。天神御子の御末の。御壽長くおはしまさすは。世人草の壽命も。それに肖つゝ。次々に移落ひなん事を。いと切に歎き憾みて。右の御言はありしなり。

（宇夏美といふに。歎み恨むると。切に念ひて慨むるとの差別あり。此二のうらみ。共に深く思入ては。怒り罵り哭き泣など爲らるゝも。世にある事なり。然る事までを。思ひ通して悟るへきなり。〇武郷云。宇夏美と云言の。慨むる意なるをいはゝ。繼體紀八年なる。皇太子の妃春日皇女の。無嗣之恨。方鍾太子。妾名隨絕。とあるなとこれなり。）とあり。なほよく考へし。〇世人短折云々は。記傳云。世人短折とあるも。人代の中にての短命なるを云には非す。神代の長壽かりし時に比へて云なり。と云り。さて平田翁云。此も大山祇神磐長姫の御言に因りて。命短くなりしと云ふに非す。磐長姫を幸さす。開耶姫を幸たるか。御子の御末の御壽。又世人の命の短く成れる事本そ。と云意になん有ける。さて上代の天皇たちは。百歲に多く餘らせ給ふか。數坐ましけれは。人代にては。御壽長かりしなれとも。神代の人壽の。猶長かりし時を以云へは。甚短きなり。斯て此時の事は。皇孫尊の御子の御末にのみ係りて。世の青人草には。係るましき道理なれとも。天日嗣しろしめす。天皇の御壽の長く坐さる上は。天下に所有人の命も。隨ひて短くなりしは。本より然るへき理なりかし。さてこゝに。磐長姫は磐の精靈。木華開耶姫は櫻の精靈なり。と云る說を擧へし。倭姫命世記に。朝熊神社六坐の內。櫻大刀自神。花木坐。苔虫神石坐。とあり。御鎭坐傳記にも。櫻大刀子神二坐。靈華木坐。大八洲櫻樹始。從天上降居也。因以爲華開耶姫命也。一坐大山祇命鑊坐也。苔虫神一坐。櫻大刀子神與合力云々。靈石坐。とある是なり。櫻大刀自神の御靈體と。仰き奉るは。華木に坐なり。此はもと。天上より降れる樹にて。大八洲國に櫻木ある始なり。（武郷云。木華とは。何木にもあれ。咲華を云事なる中に。右の二書に依り。華木の正しく櫻なるへき證は。灼然くぞ有ける。さて大八洲櫻樹始とあるは。もと此國にはなき木なるが。木華開耶姫。天上より降給ふときに。其御靈をこの木にこめて。持降給へるにやあらむ。故櫻木を此神の靈として。後にも崇けるにや。）故是を以。此櫻を即て。華開耶姫命の神體と仰き奉ると云る

にて。此は所謂櫻木森に坐す。櫻木を白せり。（倭姫命世記。また御鎮坐傳記の抄に。文永十年通海参詣記曰。小朝熊宮の。未申の隅。六七段許去て。奇巖あり。其上に櫻樹あり。高三丈許なり。此木往古より以來。年をおくり。春を迎へて。花咲き實を結ふ。枯すして今に在り。是櫻大刀自命の神體なり。と申說もあり。天より降れる櫻木の始なる故に。此木を靈となす。今は枯れて。株のみ在りと云り。風雅集に。祭主定忠。春風の岩根のさくら吹たひに。浪のはなちる朝熊のみや。とあるは。この櫻を詠るなり。）此樹の天上より降れる事は。かの天香山を二箇に分けて。倭國と伊豫國とに。天降し給へるに同く。天上に坐す神の御心なること。言まくも更なり。又其櫻木を即て。神體と仰き奉るを以。開耶姬即て。其樹の精靈に坐す事をも。惟ひ定むへし。（抑この櫻木を。天上より降し給へる神の御心は。推量りにも。知へき事には非されとも。元より皇孫尊の。大后に立玉ふへき。深き由緣ある事なるへし。）さて此姬神をまた。櫻大刀自神と申すは。神皇產靈御祖命を。神魂大刀自神とも申す。刀自と同く。戸主の義にて。瓊々杵尊の后神にて。萬代の天皇の大御祖に坐せはなり。（さて世記傳記ともに。此姬神の靈を。櫻木坐と有を。延曆內宮儀式に。小朝熊神社。櫻大刀自神形石坐と云るは。違へるに似たれと然らす。其は世記傳記なとに謂ふ處は。彼櫻木森に坐ます。木つ御靈を云て。小朝熊社に坐す。靈の傳をもらし。儀式は。其社に坐す靈の。石に坐す事のみを傳へて。櫻木森に坐す御靈の。櫻木に坐事を漏せるにて。傳の異なるには非すなん。）又磐長姬を。苔虫神とも申せるにつきて。此神　磐の精靈なりと云說は。此も同書に。經雅神主の解に。此神苔むすを以。御名とせりと云るは。然る言にて。此は疑なく。石長比賣命なり。其は神體の石にて坐は。云も更なり。其父大山津見神の御言に。天神御子。使石長比賣。則雖雨零風吹。恒如石常堅坐。と告ひ。彼古今集なる賀歌に。我か君は千代に八千代にさゞれ石の。巖となりて苔の生まて。と詠たるをも。按ひ合て所知たり。然れは磐長姬は。大山祇神の御子とは坐せと。實には石の精神に坐す事著し。此に準へて。開耶姬命の。櫻の精神に坐すことをも悟るへし。さて華は脆く。石は長久にて。其性の相ける物なるに。其二神の合力而坐。とあるは。甚く心得難きに似たれと。此はかの速佐須良比賣神と素戔嗚神と。同性なるか。力を合せて坐とは。其趣異にして。華木の脆き性なるを。長久なる巖の性もて。助け幸はふ由にて。是そ磐長姬の。苔生神と名に負ひて。櫻神に力を合せ。木華の如。脆かるへき靑人草の壽命をも。幸ひ玉ふ因緣なりける。と云れたるは。其委しき考なりけり。（因に云。平田翁云。神名式に。駿河國富士郡淺間神社とある。其祭神は。一宮記諸神記を始。諸書に木花開耶姬命と云るは。實に然る說なり。其は伊勢の朝熊社を。古も今も常にあさまの社と云を。富士山の淺間をも。阿佐麻と云は。朝熊の省語也と。前に云る人もあるは。實に然る言と通ゆるに。彼伊豆國に坐。石長比賣命をも。淺間神と申せは。此は御兒第二柱にわたる御稱と聞ゆれはなり。と云れたり。さてまた式甲斐國八代郡淺間神社とあるも。一宮記を始。諸書に此神なりと云るか如し。）

是後神吾田鹿葦津姬見皇孫曰。妾孕天孫之子。不可私以生也。皇孫曰。雖復天神之子。如何一夜使人娠乎。抑非吾之兒歟。木華開耶姬甚以慙恨。乃作無戸室。而誓之曰。吾所娠是若他神之子者。必不幸矣。是實天孫之子者。必當全生。則入其室中。以火焚室。于時焰初起時共生兒號火酢芹命。次火盛時生兒號火明命。次生兒號彦火々出見尊。亦號火折尊。齋主。此云伊幡毗怒志。顯露。此云阿羅幡貳。齋庭。此云踰貳波。

是後神吾田鹿葦津姫云々。此一段。本書と異なし。記云。故後ニ木花之佐久夜毘賣。參出白テ。妾姙身（ハラメルヲ）。今臨二産時一。是天神之御子。私不レ可レ産。故請。爾詔（ノリタマハク）。佐久夜毘賣一宿（ヒトヨニヤ）哉姙（ハラメル）。是非二我子一。云々。○不可私以生は。通證に引る釋ともに。此は尊二皇胤一也とも。以レ公示レ人避二嫌疑一也とも説る。實にさるへし。○慙恨は。纂疏に。貞婦不レ見二二夫一。姫且忿且恨。理宜レ然也。と云り。また通證に引る或説もいはれたり。○誓之。古本にウケヒテと訓るは。私記の訓なるへし。但し此誓を。無戸室に入玉へる上の事としたるは。道理に叶はすと。平田翁説なり。○共生とは。焔の燒立と共に。生坐るよしなり。火明命彥火々出見尊と共に。と云意にはあらす。○火酢芹命。本書に火闌（ホスソリ）降命とあり。次の一書には。火進（ホスヽミ）命とあり。（須勢音通音なれは。みな同御名なり。）○火盛時。本書に避レ熱而居。次の一書には避二火炎ヲ一時とあり。此は生坐る御兒の火折と申すには。其方を正しとすへし。（なほ本書の下に云）○次生兒。山陰云。次の下に。下なる一書の如く。焔（ホノホ）衰時の三字有へし。焰初起時。また火盛時とある。上のつゝきの例なれはなり。とあり。（しか見る時は。火衰時の三字も。あしきにはあらす。されと何れにしても。火明命の。こゝに生坐るは正しからす。其由は上にも下にも云。）○火折尊。これ火によれる。此時の御名なり。御名義は。第三一書に。避二火炎（ホノホヲ）一時。生兒火折彥火々出見尊。第五一書に。火炎衰時云々。出見云々火折尊。とあれは。記傳に。此は火衰たる時に。生坐る故の御名にて。火弱（ホヨワ）りの義なり。と云り。故一書には火夜織（ヨリ）命ともあり。（衰も輿も通ひて同し。）又重胤説に。折は靡き撓（タワ）む意あり。火の衰たる時には。炎の靡き撓むものなれは。其よしを御名に負坐るなり。とも云り。○齋主此云伊蟠毗怒志。怒志二字。本に脫たるを。永享本三島本にあるに依て補へり。但三島本には。怒を努に作れり。（山陰云。此訓注。齋之大人の方をも。兼たるなるへければ。主字はあるましくおほゆと云り。されと齋字。此一書には。いと多ければ。たゝ齋此云二伊蟠毗一。とのみにては。何處の注と云事詳ならす。主字あるからには。必齋主の注なり。また齋主を伊蟠毗怒志と訓からには。齋の大人の方は。注なくとも。イハヒノウシなることは。知られたるを。煩はしく。其方をも兼て云へきにはあらすかし。これは善本を得られさりしより。さる説をも云出られしなり。）○顯露此云阿羅幡貳。この訓注の事は。既に本文の處に云り。

一書曰。初火焰（ホノホ）明（アカル）時ニ生ル兒（ミコ）。火明（ホアカリノ）命。次火炎（ホノホ）盛ナル時生兒。火進（ホスヽミノ）命。又曰二火酢芹命一ト。次避（サル）二火炎ヲ一時生兒。火折（ホヲリ）彥火火出見尊。凡此三子。火不レ能レ害（ソコナフコト）。及母（イロハ）モ亦無レ所二少モ損（ナフ）一。時以二竹刀（アヲヒエ）ヲ一截ル二其兒（ミコ）ノ臍（ホソノヲヽ）一。其所棄（ステシ）竹刀。終成ル二竹林（タカハラ）ト一。故號（ナツケテ）二彼地（ノトコロヲ）一曰二竹屋（タカヤ）一。

火焰明時。此は次なる。火炎盛時とあるに同し。さて火明（ホアカリノ）命は。次なる火進（ホスヽミノ）命と。一神なることも。既に云り。○火進命は。火の盛に進みもゆるよしの。御名なる事も。已に云り。○竹刀。和名抄調度部に。竹刀　日本紀私記云。竹刀阿乎比衣。言以二竹刀一剪二金銀薄一也。箋注云。按神代紀竹刀。以截二嬰兒臍帶ヲ一。非下剪二金銀薄一之用上。言以下非二私記之文一。當レ爲二夾行分注一。又按。阿乎比衣。蓋日本紀截ル レ臍ヲ竹刀之舊訓。恐非下源君之時俗。謂乙剪テ二金銀薄ヲ一竹刀ヲ甲爲中阿乎比衣上。とあり。言意は。守部云。字鏡に。捘捭

劑の字を訓て。肉をそきとる事なり。即今の言に。閉具と云るも。比惠具の約り。（比惠は閉と約れり）又惠具留と云るは。押鐫の上略なるへし。竹刀を閉良と云も。比惠良の約れる事は。上の比惠具の例の如し。（私記に。竹刀を阿乎比衣と訓たるは。衣の假字違へり○武郷云。本の訓にエとあるに從ふへし。私記には阿乎比江とあり。）言の意は。斐は屠る。減すなと云。波閉に通ひ。惠は割る折る等の。和哀に通へる以て。准ふへしと云り。さて阿乎とは。竹は莖も葉も。青き物なれはなり。

○截其兒臍。臍は臍帶なり。されと平田翁も云れたる如く。臍字のみにては。義を盡さす。永享本に臍紁とあり。紁は紉又紐の古體なり。（字書に。紉繩也。糺縷也。索也。また細系也。とあり。）何れにても。帶の意あり。本は脫たるなるへし。さて和名抄形體部に。四聲字苑云。膍臍腹孔也。和名保曾。俗云倍曾とあり。平田翁云。谷川氏說に。分娩之時。臍帶接二於胎衣一。故斷レ之稱曰レ續二胎衣一。忌レ截之言也。また宗因曰。竹刀男女異レ制。檜曲桶大小二納二胞衣一。卜二方位一埋レ之。詳見二產勘文一。とあり。緒と云によりて。反語をもて祝ふなり。紫式部日記に。御ほそのをは。殿のうへと有れは。式正の事あるへし。南殿の平竹にて作ると。醫師仲成の說なり。とも云り。（仲成とは。和氣系圖に。典藥頭正四位上仲成。とある人なるか。なほ御產部類記の類を見ても。竹を用る故實と聞ゆるを。尋疏に。方沓云。臍帶餘二六寸許一。以レ絲固結。以二銅刀一截レ之。或用二竹刀一と見え。女諸禮と云ふ物に。空木の小刀と云るは。異說なり。婦人發草と云物に。臍の緒をつぐ。竹篦のこと。男子ならは雌竹。女子ならは雄竹にてつぐへし。雄竹と云は。生出る時より。根下の枝一あるを。雄と定め。枝二あるを雌と定むと云り。また香月牛山說に。臍帶を斷つに。竹篦を用へし。鐵の刃物を用るへからす。頗なる絹にて。臍帶をつゝみ。或は草の絹をまきて。長からす。短からす。生子の足掌の長にくらへて斷へしと。漢土齊等をも引て委く說たり。）とあり。なほ山槐記。治承二年十一月十二日御產の條にも。生氣方河竹を切て。竹刀を作り。御臍を切しこと見え。壒囊抄二。臍緒以二竹刀一切事段に。稚きちこの臍の緒を。竹刀にてきるは。前蹤にある歟。如何。風土記の心によらは。皇祖裒能忍耆命。日向國贈於郡。高茅穗槵生峯に降り坐て。是れより薩摩國閼駝郡竹屋村にうつり給ふ。土人竹屋守女を召て。其腹に二人の男子をまうけ給ひける時。彼所竹をかたなに作りて。臍緒を切給たりけり。其竹は今も有りと云り。此跡を尋ねて。今もかくするにや。と見えたり。○竹林。和名抄篁和名太加無良。俗云太加波良。類聚名義抄にもかくあり。（此卷の下。又乘行紀も訓同し。元々集には。タカムラと訓り。）海宮一書に。櫛を投しかは。竹林となるといふ事もあり。（上卷伊弉諾尊の。湯津爪櫛を投給ひしかは。即筍に成とあるも。似たる事なり。口訣に。截レ臍用二竹刀一者。示二養產之方一也。成二竹林一者。表二嘉瑞一也。とあり。）○竹屋は。口訣に。竹屋在二日向國一。卜定田爲レ卜而取レ稻也。と有れと。此邊は和銅より後。薩摩國に屬て。即和名抄に。薩摩國阿多郡鷹屋。とある是なり。（今川邊郡に屬す。鷹は借字なり。）この地の事。廢藩名勝考云。今山田鄕に。竹か尾と唱ふ山岡あり。其巔に。竹屋大明神の宮蹤あり。これ蓋無戶室を營られし墟なるへし。また地理纂考云。今土人神山。或は竹屋が尾。又は略して竹が尾とも云り。山の高さ三十町許にて。絕頂四畦許。平地なり。此處を皇子御降誕の跡と云。即無戶室の跡なり。又此頂上より。西北の方。百間許に。竹林ありて凡二畦許也。土人神代竹。或はヘラタケ山と呼へり。皇子の臍帶を截りし竹刀を。棄たりしが。根させるなりと云。此山上すへて。樹木のみなるに。此所に限りて。一村竹林なるは。いとも奇しき事なり。（此竹俗に篁竹と號す。他國には稀なりとぞ。其形圍り二寸許にして。節の間一尺。或は一尺餘なり。笋筮芽の如し。又當國にても。村里に多かれと。山中には絕て有事なし。）とあり。（なほ此地の事。本書笠狹宮の下にも云り。）なほ此事。襲系一覽。また地志略。笈埃隨筆等にも委く見えたり。平田翁云。

大隅國肝屬郡にも。鷹尾郷あるは。後に阿多郡の地名を。移せるなるへし。（總國風土記。日向國の殘缺に。諸縣郡に。高屋郷。とあるは信られす。）とあり。

時神吾田鹿葦津姫。以卜定田。號曰狹名田。以其田稻。釀天甜酒嘗之。又用渟浪田稻。爲飯嘗之。

卜定田は。古本にウラヘタル田とも訓り。平田翁云。太兆に卜定たる田と云るにて。其を天御國の狹田長田に擬へて。狹名田と號けたる由と聞ゆ。然れは。名は長の借字なり。（前には。次の渟浪田は。渟之田と聞ゆるに就て。此名をも之ならむと思へれとも。しかにはあらす。）と云へり。○天甜酒。倭名抄飲食部。醰酒。陸詞曰。醰酒味長也。音覃一音湛。日本紀私記云。甜酒多无佐介。今案可用此字。注云。谷川氏曰。多米與多无音通。則知多无佐介。是美酒之古名也。是說可從。源君欲以醰字音爲之非是。とあり。釈紀に甜酒美酒也とある。其義以て書るなり。（これに據るに。甜酒は一種の酒にはあらさるか如し。然れとも。職員令に（造酒司下）醴謂醴甜酒。とあるを見れは。醴酒と同物なるにや。口訣には然か云り。醴酒は。和名抄に。醴古佐計。一日一宿酒也とあり。箋注曰。蓋濾酒之說。古本新撰字鏡。醪訓古佐介。醅訓阿萬佐介。按造酒司式云。醴酒者。米四升蘗二升。酒三升。和合醸造得醴九升。以此爲率。日造一度。起六月一日。盡七月三十日。供日六升。與今俗呼阿萬左計少不同。とあり。一宿酒の方にはあらさるへし。）されと多武は疑し。其は記に。種々味物取出而。種々作具而進。とある。記傳に。味物多米都母能と訓へし。其故は。貞觀儀式大嘗祭儀に。辨大夫入自儀鸞門。就版跪奏兩國所獻多米都物色目。とありて。其詞に。御酒倉代缶物。多米都物。雜菓子飯。なとの色目見え。又大多米津酒。大多米酒波。多米御酒。多毎米。大多米院と見え。延喜式にも。多明酒。多明酒屋。多明料理屋なとゝ見えたれはなり。古に凡て美味飲食を云る名なり。姓氏錄に。多米連條に。成務天皇御世。仕奉炊職。賜多米連也。又多米宿禰條に。成務天皇御世。仕奉大炊寮。御飯香美。特賜嘉名。とあるを以知へし。書紀の甜酒も。本の訓は多米邪祁なりけむを。後人のさかしらに。字音と心得て。多武とはよみなしつらむ。と云り。さて又重胤は。右の姓氏錄の文に次て。政事要略二十六に。姓氏錄云。多米宿禰。出自神魂命五世孫天日鷲命也。(十)四世孫小長田。稚足彥天皇（謚成務）御世。仕奉大炊寮。御飯香美。特賜嘉名。負朕御多米。六世孫三枝連男倭古連之後。天渟中原瀛眞人天皇（謚天武）御世。改賜宿禰姓。とあれは。古本に然有つるなり。又同書に載られたる。多米宿禰本系帳云。天皇御躬爲國大歆然之時。供御大飯。已不聞食。仍召氏人等。令作御飯。特被詔勅。小長田命作備御飯。進御之日于吉聞食。即垂詔備仕奉御飯甚有香美。平服聞食。故召小長田命者。特賜嘉名。朕御多米負賜。被詔定多米連也。爾時賜大歆政。亦任御田之職。賜天皇御命贖之政。掌以仕奉也云々。大歆は。大嘗と云事を漢樣に作るなり。さて其朕御多米と詔給ひ。多米連と負せ給へる多米は。記に味物とあるを。記傳に多米都物と訓れたるは。實に然る言なり。此は俗に多倍物と云事にて。食て身を足はす謂の言なる者なり。天甜酒とあるは。汁の飲に對へて。醇きを食と云義以て。號けたるなるへし。此に仕奉御飯。甚有香美。と有る事に。主と云言なるに

て。自餘の物に云は。其飯を云に就て云なりけり。上に小長田命の大飯に仕奉れるか。多米連の本なるにて。常陸風土記に。此時膳炊屋舍。搆二立浦濱一と有て。取二大炊之義一。名二大生《オホビ》之村一。と有をも合せ思ふへきものなり。と云れたれと。此説信かたし。尋常の酒を飲事をも。タフルと云り。催馬樂に。佐介乎太宇反天太邊惠宇天《タウベテタヘエウテ》。と云事あるにあらすや。タフルは給るなり。右の多米とは異なれは。飯を云に就て云るにはあるへからす。○浮浪田は。平田翁云。浮之田なり。纂疏に。浮浪田謂二水田一也。と有るか如し。（今も常に沼田といふ是にて。本より浮なる所を。田とせるなり。）さて此田の水田なるに依て按へは。上の狹名田は。口訣に熟田之稱。とある如く。陸地を治りて。作れる田と聞えたり。と云り。（按に。此狹名田の解おぼつかなし。考へし。）○爲飯。本に飯ニカシテと訓れと疑し。カシキテと訓へし。和名抄飲食部に。饔饘。漢語抄云。加太加之岐乃以比。餾飯。加之岐可天。新撰字鏡に。燀炊也。伊比加志久。爨可志久。又宇弁須。なとあり。萬葉五に。飯炊事毛和須禮提云々。また炊屋といふ言もあり。言義は未詳ねと。甑を和名抄に。古之岐と訓。炊レ飯器也。とありて。箋注に。孝德紀同訓。新撰字鏡甑槪橧皆同訓。許之伎見二萬葉集貧窮問答歌一。谷川氏曰。古之岐與レ炊音通。とあれは。甑と同義なるへし。古へはみな甑にて蒸て。飯を爲《ツク》りしかはなり。小山田與淸曰。飯は炊穀の名。粥は烹穀の名なり。加之久は炊爨《スイサン》の字をよみて。俗に布加須といふこれなり。蒸《ムス》は湯氣を洩さぬに云ひ。炊は湯氣を洩すにいへは。同しからす。甑《コシキ》は炊籠《カシキコ》の約轉。いにしへは籠を用ゐ。又は瓦木もて作りもしたれは也。それに木葉甑なとを。敷覆《シキオホ》ひて炊たれは。柏《カシハ》（カシキハのキを省ける）語なり。炊蘗《カシキワラ》（延喜式）なとの名あり。されは飯の類と。粥の類とは。炊烹の別ありて。まきるゝ事なきを。後世には此けぢめをしらすして。まとへるなり。さて飯に强飯あり。ひめ飯あり。と云へり。○嘗之。本にニハナイスと訓たれと。尋常の大嘗新嘗の事には非すして。其産養《ウフヤシナヒ》の爲に。新嘗の御事を。御子等の御爲に。行はせ御坐けるなるへし。口訣に。以二卜定田一者。爲レ卜取レ稻。大嘗會國郡卜定起是。狹名田者。熟田之稱。天甜酒者醴酒也。浮浪田者潤地之名。嘗味レ口也。凡御禊大嘗會者。神代之例也。御禊者。大嘗以前之齋也。始二伊弉諾尊橘小戸祓一。大嘗國郡卜定者。起二火火出見尊降誕之時一。大嘗會者。御即位以後也。即位在二七月以前一者。當年行レ事。在二八月以後一者。明年行レ事。卜定而奏二悠紀主紀之國一。（中略）卜定者二月也。八月上旬遣二兩國稻實卜部一。各到レ國爲二大祓一。卜定田者六段也。繫二木綿一。四方立二賢木一。悠紀國近江。主基國丹波或播磨。十月下二勅使一。取レ稻以云二拔穗使一。十一月中卯日。天子手備フ二神供一。亥一刻。薦二悠紀御膳一。（退二四刻一）寅一刻。薦二主基御膳一。（退二四刻一）以二卜定田之稻一備二神供一也。と注して。大嘗の事に係て云るを。清原宣賢卿の説に。嘗は神に供するなり。此兒を生給ひて。宴を設けて神を祭玉へり。と有て。産養の事に爲させ玉へるに就て。通證に。今按平氏太子傳に。三日夕。天皇設レ宴賜二物ヲ群臣ニ一。七日夕。皇后設レ宴賜レ物。後宮大臣以下。相次献レ饌。稱二之養産《ウフヤシナヒト》一。と見えたり。李部王記云。天曆四年七月七日。是夕藤女御有二産養事一。紫式部日記に。此事を詳に載す。拾遺集に。産屋の七夜にまかりて。君かへむ八百萬代を數ふれは。かつ〳〵今日そ七日なりける。と云る。此なむ實に謂る産養と云事の原始と

そ云へかかりける。と云れしは。實に然る言なり。然る時は。上世に養産なとにも。田を卜へ物する習はしなりつるにこそ。（然れとも。重胤の說に。其如く養産なる時は。産後僅に七夜はかりにして。行ふ事なりければ。田を卜定むるには。至らさるへくや侍らん。其卜事を行はせ玉ふと云は。猶大嘗なとの狀なる御事なりしにや。）と云れたり。（武鄕按に。然にはあらし。田を卜定むるは。現に佃りて在る田の稻を卜ふ事にて。彼大嘗なるとは異なるへし。）さて重胤云。かく酒と飯とを。相並へて嘗させ給ふ中に。かく酒を先にして。飯を後に云る事は。中臣壽詞文なとにも然見えたり。これ飯よりも。酒を第一と爲る事なるか故なり。故大嘗祭儀式部の所に。卜定物部人十五人云々。と有て。造酒童女の方。稻實公の上に在り。又其卜定田の拔穗の事も。造酒童女先レ之。稻實公次レ之。酒波次レ之。物部男女次レ之。と見えて。其餘の事共多くは皆。造酒童女一人を以。專要と仕奉れる事。酒を先とし。飯を次とする事なるか故なりかし。と云れたり。

一書曰。高皇産靈尊以二眞床覆衾一。裹二天津彥國光彥火瓊々杵尊一。則引二開天磐戶一。排二分天八重雲一。以奉降之。于時大伴連遠祖天忍日命。帥二來目部遠祖天槵津大來目一。

天津彥國光彥は。天饒石國饒石なとゝ同く。稱辭を添て白せるのみなり。○天磐戶。平田翁云。天都宮處に搆へし。御門の戶なり。大祓詞に。天津神波天磐門乎押披氏所聞食武。とある磐門。大同本記に。大御神の倭姬命に。御諭坐る御言に。我高天原爾坐氏。瓺戶押張如レ見見志眞伎志。大宮所波是處也とあり。瓺戶是なり。（瓺戶は。御門の借字なり。）○大伴連。記傳云。大伴とは。多くの伴を帥るを以て云か。又此氏の伴の。多く廣き由か。萬葉七に。靫懸流伴雄廣伎大伴爾とあり。又八十伴緖の中にも。此伴を殊に崇め稱美て。大伴とは云か。萬葉二十に。大伴乃宇治等名爾於敝流と。家持卿のよまれたるなとを思ふべし。さて神武卷に。大伴氏之遠祖日臣命。帥二大來目一督二將元戎一と見え。拾遺には。逮二于神武天皇東征之年一。大伴氏遠祖日臣命。帥二督將元戎一。剪二除兇渠一。佐命之勳。無レ有二比肩一。なと見えて。此氏は祖神天忍日命よりして。世々もはら武事を以て。皇朝の御守衞となる職なり。（後世の左右近衞大將。左右衞門督。左右兵衞督。なとの職の如し。然れは後の稱を以いはゝ。かの中臣忌部五部なとは文官。此大伴久米なとは武官なり。然るを後には。文を尊はるゝ故に。六衞府は太政官より卑きを。上代には。武を尊はれし故に。此氏なと甚貴かりき。）とあり。天武紀十三年十二月。大伴連佐伯連賜レ姓曰二宿禰一。姓氏錄（左京神別）大伴宿禰。高皇産靈尊五世孫。天押日命之後也。（家內連。高魂命五世孫。天忍日命之後也。ともあり。）初天孫彥火瓊々杵尊。神駕之降也。天押日命大來目部。立二御前一。降二于日向高千穗峯一。然後以二大來目部一。爲二天靫負部一。天靫負之號起二於此一也。雄略天皇御世。以二天靫負一賜二大連公一。奏曰。衞門開闔之務。於レ職已重。若二一身難一レ堪。望與二愚兒語一。相伴奉レ衞二左右一。勅依レ奏。是大伴佐伯二氏。掌二左右開闔一之縁也。大伴大田宿禰條には。高魂命六世孫天押日命とあり。（押日命を。五世孫とし。また六世孫としたれとも。拾遺には。高皇産靈神所レ生女云々。其男名曰二天忍日命一。とあり。姓氏錄とたかへり。いつれか正しからん。傳に仰子とは。子孫の謂なるへしといはれたれと。此は正しく男とあり。異傳とすへし。次にも又男名曰二天太玉命一。ともあるをおもふへし。）また佐伯宿禰。大伴宿禰同祖。道臣命七世孫。室屋大連公之後也。とあり。此氏人は甚く蕃衍えて。紀中また續紀。續後紀。

萬葉集。日本紀略。姓氏錄。大伴系圖。三代實錄に見えたるを擧ていはば。道臣命の子味日命。其子稚日臣命。其子大日命。其子角日命。其子豐日命。其子武日。其子武以。其子室屋。其子談。御物。談子金村。其子磐。狹手彥。阿被布古等あり。金村孫咋子の子長徳。馬來田。吹負。長徳の子御行。安麻呂。安麻呂の子道足。旅人。其子家持。旅人の姪古麻呂。其子繼人。其子國道。此人改て宿禰を賜。此より伴氏となれり。國道の子伴善男なり。さて此氏の支屬大伴某連。大伴某宿禰と云る氏。いと多くして擧るにたへす。中に佐伯宿禰尤著姓なり。さて聖武天皇天平勝寳元年詔に。大伴佐伯宿禰波。常母云(如)久。天皇朝守仕奉事。顧奈伎人等爾阿禮波。汝多知乃祖止母乃云來久。海行波。美豆久屍。山行波草牟須屍。王乃幣爾去曾死米。能杼爾波不レ死止。云來流人等止奈母聞召須。是以。遠天皇御世始弖。今朕御世爾當弖母。內兵止奈母遣須云々。（萬葉十八に。此部を家持卿のよまれし長歌もあり。）かく止事なかりしも。是より間なく。天平寳字元年に。橘奈良麻呂朝臣の。朝廷の姦人を攘はむと。謀れる時に。大伴古麻呂。佐伯大成。大伴古慈斐。佐伯全成なと云し宿禰等の。與せること發覺れて。誅はれし事あり。これよりして。此氏人。漸々に勢を失ひ。衰へ以て來て。遂に其家々絕々に成り。其後類聚國史に。弘仁十四年四月。改二大伴宿禰一。爲二伴宿禰一。觸レ諱也。とありて。伴氏となれり。かくて清和天皇貞觀年中。大納言伴善男罪ありて。流されたるより。（按に善男は。寵ありて家を興し。大臣に任せられんとしたりしかと。藤氏の權を擅にせし頃なりければ。共に謀りて。竊に罪に陷せしも知へからず。時勢を考て知るへし。此にても。此時いまた。聊かは勢力ありしことは。推量られたり。史の文の上にては。さも見えぬは。潤色たるか故なるへし。）其後は著はれたる人も。代々に聞えす。いたく衰へ果にたり。日本紀略。天慶六年七月。賜二參議正四位下伴宿禰保平一爲二朝臣一。とありて。其後朝野群載に。伴朝臣資兼と云人見えたり。（此人は善男子員助の裔孫なるよし。伴氏系圖にみえたり。奥州後三年軍記に。義家に從て功ありし。伴四郎傔仗と云者なり。）なほ其餘にも。伴朝臣なる人あり。されと伴宿禰の氏人もあり。（後一條天皇の時。正六位上伴宿禰信重と云人。類聚符宣抄にみゆ。）兩流に分れたりと見ゆ。（佐伯宿禰も。後に佐伯朝臣となりて。其氏人見えたり。）○天忍日命。記傳云。名義ことなる事なし。三代實錄。貞觀十五年十二月。授二河內國正六位上天押日命神從五位下一。（此は式に。志紀郡伴林氏神社。とある社なるへし。此林氏神社は。貞觀九年二月預二官社一。姓氏錄河內神別に。林宿禰あり。大伴宿禰同祖也。）とあり。平田翁云。名義今一の考あり。其は神武紀に。賊等天皇の御軍の。嚴く聡きを畏て。天壓神と申せる事あるを思ふに。此神の皇孫尊を。守護まして降らしゝ。武備の物を壓すか如く。嚴きを稱めて。壓靈と申せるも。亦知へからす。とあり。さて萬葉十八。大伴家持卿歌に。大伴能遠都神祖乃。其名乎婆。大來目主登。於比母知弖。都加倍之官云々。とあるを見れば。此命の亦名を。大來目主命とも申せるなり。かゝれは記に。天津久米命といひ。此紀に天槵津大來目とあるは。共に一神にて。天忍日命の部下の。隊長にて。來目部の兵を帥たるより負る名。大來目主は。其上に立て。主として率ゐたまへる稱にて。亦名なること論なし。然れは記に。天忍日命。天津久米命二人。と爲るは誤にはあらねと。大將と裨將とを並へ云るか。聊まきらはしきなり。此紀には。帥二來目部遠祖天槵津大來目一。と云るにて明らけし。さて帥二來目部一は。萬葉二十に。於保久米能。麻須良多祁乎々。佐吉爾多弖。と詠み。此紀に。道臣命帥二大來目部一とあれは。來目と云部を。帥たる事灼く。其來目部を帥たるに依て。負る名を。別に一

神と爲て。語れる傳なり。又記に。大伴連等之祖道臣命。久米直等之祖大久米命二人。と云て。二人と爲れとも。此も道臣命は。天忍日命の孫として。大來目部を帥たる故の名。大久米命は。天津久米命の孫として。此又此時の裨將なり。故此紀には。大來目命といふ人なし。さて其裨將たる大來目命は。是も産靈尊の御末にて。久米直の祖なることは。姓氏錄（左京天神）に。久米直。高御魂命八世味耳命之後也。と見え。又此に並へて。浮穴直移受牟受比命後也。と擧られたるは。所由ある事なり。そはまつ來目氏は。記に久米直祖大久米命。と有て。此命より出たるは紛なく。さて浮穴氏の事を考るに。續後紀。承和元年五月の下に。伊豫國人浮穴直千繼等。賜二姓春江宿禰一。千繼之先者。大久米命之後也。とあれば。此氏も大久米命の末なる事灼し。（然るを大久米命と云は。道臣命の亦名にて。道臣命は。大伴久米浮穴の祖にて。共に天忍日命の末なるを以。久米と浮穴とを。並擧られたるにそ有ける。伊豫國に。久米部と。浮穴部と並たるも。此所由による事なりと。平田翁の云れしは違へり。）さて浮穴直係なる。移受牟受比命と申は。同書（大和天神）に。門部連。牟須比命兒。安牟須比命之後也。ともあり。門部とは。御門を衛る部にて。連は其を掌る職なれは。必久米氏の同族なるへき謂なり。さて又神代系紀に。天忍日命大伴連等祖。亦云二神狹日命一。とあり。（名義は未思得す。）○來目部。神武紀には大來目部とあり。平田翁云。大來目部は。天忍日命の帥ゐ從へ玉ふ。益荒武男の部を云ふ。其は次々に引出る諸書にて著明なり。然て來目とも云は。大來目命の帥ゐる部なれはなり。とあり。さて來目と云は。守部云。組の義なり。又其久美と云言の本は。伊久美竹なとの久美。（熊檻。熊篠。なとの久麻も同語。）にて。許母理（茂り茂るを云）と云言の約れるなれは。聚群れる軍卒の部を。

久米とも久麻とも云るなり。萬葉三に。皮爲酢寸久米能若子我とあるも。薄の繁れるよしのつゞけと聞ゆ。と云り。（久米と久美と通へる証をなほいはゞ。國造本紀久米國造を。久味國造ともあり。古へ通はせ云へりし事著明し。）○天槵津大來目。これ來目部を帥たる。一隊の將なるに依て負る名なり。名義。槵津は。靈異稜威の約れる言にて。（久志の志に。伊の韻ある故に。自ら久志都と云るゝなり。）大來目部の。武勇の勝れて。靈異きを稱たるなり。大は天皇の御軍士なる故に。崇め稱へて云へるにて。皇軍と書皇字の如し。さて來目の枕詞に。瀰津瀰都志（神武紀又萬葉集。）と云ることとある。つゞけの意は。これも稜威稜威志組の子等と云事にて。（瀰津は伊都と通ふ。嚴と殿と同しきか如し。）稜威は武き勢をいふ語なれは。軍卒の武勇を稱へて。續けたるなるへし。志は伊蘇志なとの志（志伎とも活用けり）なり。又此枕詞の例は。萬葉一に大伴の御津とよめるも。大伴氏之稜威なり。大伴の高師とよみたるも。大伴氏之武健しと云言の。音を轉して。つゞけたるなとに。準へて知らる。共に相發して。槵津の義もさとるへし。

背負二天磐靫一。臂著二稜威高鞆一。手捉二天梔弓天羽々矢一。及副二持八目鳴鏑一。又帶二頭槌劒一。而立二天孫之前一。遊行降來。

天磐靫。記傳云。石は例の堅き由なり。萬葉三に。大伴之名負靫帶而。（名負靫の事。姓氏錄に見えたり。）七に靫懸流伴雄廣伎大伴爾なと有て。靫は殊に。大伴久米に由緣あるなり。（故太刀弓矢よりも先にまつ此物を云り。）姓氏錄大伴宿禰條に。天孫彦火瓊々杵尊神駕之降也。天押日命大來目立二御前一。降二于日向高千穗峯一。然後以二大來目部一。爲二天靫

負部。天靫負之號。起於此也。（後に近衛府衛門府兵衛府を。共に由介比乃都加佐と云も。此天靫負より出たる事なり。）萬葉二十に。波士由美乎多爾藝利母多之。麻可胡也乎。多波左美蘇倍弖。於保久米能。麻須良多祁乎々。佐吉爾多弖。由伎登利於保世。山河乎。伊波禰左久美弖。布美等保利。久爾麻藝之都々。とあるも。此の故事に本就て。詠れし者なり。拾遺には。仍使大伴遠祖天忍日命。帥來目部遠祖天槵津大來目。帶仗前駈。既而且降之間。先駈還白。と有を以ても。此二神大來目部を。已に先に立せ遣して。降路に向ひ給ひ。謂ゆる靫負伴男と爲て。被仕奉しを。後には衛府に其職移れり。職員令義解。左衛士府條に。掌云々車駕出入。前駈後殿事と見え。左兵衛府條に。車駕出入。分衛前後。なとある是有状なり。宮衛令に。凡車駕出行。兵衛衛士先按行。及道路隱暎處。撿察非常。前後呵叱觀人大言。登高者使下云々。なとを以。其先駈の状を知へし。とあり。○提天梔弓。提字。文明本。元々集所引に。提と作り。記傳云。波士は常には。櫨字を書り。和名抄には。染色具部に。黃櫨。文選注云。櫨今之黃櫨木也。和名波邇之。とある是なり。（天皇の御衣の。黃櫨染是なり。）波邇志とも。波士とも云は。椑を加婆とも云と同し。（又土師をも波士とも云り。）名義は。或人埴の色したる木なる故に云。と云り。さて此木は。今俗に波是と云。山漆とも云て。實をは蠟燭に造る。葉はよくもみちする物にて。歌にも詠り。或人は此木今も弓に造ると云き。（或云木を切て見れは。そのこぐち。外は白くして。内の心黃なり。その黃なる心を。弓には造るなり。物を染るにも用ゐ。山に生たるを山はぜと云て。里に生たるよりも。性宜しと云。といへり。○武郵云。或人云。櫨は木性脆くして。弓とするに堪されは。是は山櫨と云て一種あり。其形櫨に類たれと。直立して實細し。櫨弓とは此木にて作りけん。と云り。）さて書紀に。梔弓と書れたるは。和名抄同染色部に。梔子を擧て。唐韻云。梔子木實也。可染黃色者也。と

ありて。此も黃を染る物なるから。此字を當たるへし。されと梔はくちなしにて。小木なれは。弓に造るへきに非す。とあり。○八目鳴鏑。本に鳴鏑をカブラとのみ訓れとも。なほナリカブラと訓へし。外にしかよめり。記傳に云。書紀なとの訓に。那流訶夫良とあれとも。字鏡に奈利加夫良とあるに依て訓へし。名義は鳴神夫理矢なり。天智紀に。有細響如鳴鏑。とある如く。射れは空を鳴行か。雷に似たれはなり。此矢記中に往々見えたり。古はもはら用し物とみゆ。八目とは。其鏃に竅のいくつもあるを云。和名抄に。日本紀私記云。八目鏑は。夜豆女加夫良とあり。（雷をたゝ神ともいへは。鳴鏑をも加夫良とのみも云へし。又は後に鳴を略て。加夫良とのみも云か。加夫良をもとにて。其中に鳴を分て。鳴鏑と云には非し。）萬葉九に。響矢ともあり。さて鏑字は。たゝなへての鏃の事にて。分て加夫良と訓へき義は見えす。こは漢籍に。鳴鏑と云物。此方のなりかふらに似たる故に。此字を當たるなれは。鏑一字を訓るも。鳴鏑よりうつれるなり。（史記匈奴傳云。冒頓乃作爲鳴鏑。注韋昭曰。矢鏑飛則鳴。）とあり。○頭槌劔は。神武紀に勾務都々伊。異志都々伊とある。勾務都々伊は。即此頭槌なり。（神功紀にも見えたり。古事記の神武段には。久夫都々伊とあれとも。久夫は加夫と通音。さて槌を延て都々伊と歌へるなり。）異志都々伊は。石槌にて。共に古の劔の稱なり。私記に頭槌劔名也。其頭曲。石槌劔名也。其頭似石。とあり。通證に。兼良曰。頭槌者劔首如槌也。今隼人所帶之劔有此形也。今按。神武紀曰。我卒具拔其頭椎劔。一時殺虜。夫劔有文有武。据之則專使於武之制。猶如今陣刀乎。と云り。（口訣には。頭鎚釼鋒如廽とあり。）いつれも信かたき說なり。記傳も。大方は此等によられたり。信友云。記傳に。頭椎と石椎を一物とし。又椎は私記纂疏等の說によりて。劍頭の形によれる名とし。其劍頭を。石以

て椎の如く作れる物なるへく。いへるはいかゝ。其はまつ石もて。劒頭の然製らるへきに非す。よしやしか製りなしたらむにも。其を用ふに何の便よき事のあらめや。（私記纂疏の說は。槌字にすかりたる強說なり。但し古代の物に。劒頭のふくらかに。聊反りたるか見えたるは。柄を把りしはる便よからむ爲なるへければ。槌に擬ふへき形にはあらす。傳に谷川氏の。劒の頭石にて。槌の形に似たるを。土中より掘出たりと云を見たり。と云へるよし云はれたるは。身ごめに。石にて作れるものなりつるか。その語り狀の趣。甚心得かたし。）故つらく〱考るに。頭椎と云は。劒頭の椎の形によりたる由にはあらて。外に其義あるへけれと。今考へきよしなければ。暫上古の太刀の一種と。心得てありぬへし。と云り。こゝに小杉榲邨。右の私記纂疏の說に因て云。其頭椎の如しといふもの。遙に後世まて傳へ來しは。隼人所帶といひ。兼良公か今とのたまひしにても。思ひ合すへけれとも。先年來古墳より發見せしもの。いと多くありて。上野國綠野郡白石村。また同國佐野村。また武藏國北埼玉郡小見村。常陸國新治郡栗又村。また三河國渥美郡磯部村。また肥前國基肆郡園部村。なとより出たる。銅製金裝の劒頭。みな此種類にして。今日帝國博物館に陳列す。往きて見るへし。さてこの頭槌製の刀劍裝飾ともに。みな最精工にして。兩刄なきにはあらねとも。片刄多し。而して皆柄鞘ともに木を以てし。銅の薄き板かねにて。其柄鞘を掩ひ。鍍金したり。但柄頭に。楕圓狀ふくらかなる金物をつけたるか。いはゆる頭槌なり。さてこの刀劍の鍔は。大かた車輪狀のものをさしはさめり。又按るに。筑後國人形原の石人といふ石製の人形に。佩せたる大刀は。頭槌狀なり。これはた思合すへし。異志都々伊といふもの。記傳になほ上の頭槌と一物なるを。彼は形を以ていひ。此は其石以て作れる名なれは。別物にあらすとて。石製の劒頭。大和國三輪山あたりの土中より發見せしこと。谷川士淸か說をうけられて。しか定められたれともいかゝあらん。世俗に石劒頭と云ものは。曲玉に似て最大なり。按するに古人一度劒頭ならんと誤認しつるより。假に今も通稱せるか如くなりたれと。前回にも略述せし如く。これは別に使用せし一種の裝飾具なるへし。銅製の頭槌は。上文に云か如く。陸續發見すれとも。刀柄につける石製のものは。いまた發見する事なし。よく考へきものとす。木內重曉か雲根志にかゝけし說は。尤採るに足らすと云り。なほよく考ふへし。

到於日向襲之高千穂槵日二上峰天浮橋。而立於浮渚在之平地。膂完空國。自頓丘覓國行去。到於吾田長屋笠狹之御崎。時彼處有一神。名曰事勝國勝長狹。故天孫問其神曰。國在耶。對曰在也。因曰。隨勅奉矣。故天孫留住彼處。其事勝國勝神者。是伊奘諾尊之子也。亦名鹽土老翁。梔。此云波茸。音之移反。頭槌。此云箇歩豆智。老翁。此云烏膩。

伊奘諾尊之子。此事次に云。○鹽土老翁。一書に鹽筒ともあり。同し事なり。老翁はたゝ尊みても云

稱なれとも。此は實に翁にて在けむと。記傳に云れたるか如し。さて記傳には。鹽土は一柱の神名には非す。凡て物をよく知識る人を云稱なり。と云れたれと。重胤云。此は伊弉諾尊。橿原御䄈の段に（武郷云。住吉神代記云。西國見丘。東國見丘在。皆大神讓ニ天皇一賜。令レ登ニ鹽筒老人一。見レ國覓丘山。と云事あり。これは河内國にての事なり。大神の御本體の。假に現人神と現れ玉ふ御名を。鹽筒老人と申奉れるなり。ます〳〵鹽筒老翁の。住吉現人神の御名なること明らけし。）生坐る。底筒男。中筒男。表筒男三神を。一神としたる御名なり。鹽と云は潮の事にて。海の底と中と表とを。總て云なり。其は其成出し所を。海底又は潮中潮上と有にて知らる。さて同時に成坐る。底津少童命。中津少童命。表津少童命三神は。海神と坐せは。海中の主宰に坐す事。海宮遊行章の趣にて明らかなり。然るに海上の事に就ての御事跡の。多く此神に係れるは。如何と云に。少童命と此神等とは。體と用との差別。此に在る事なり。大國主　。事代主神との。差別に異ならす。君臣の義には非れとも。少童命は皇孫尊の如く。此神等は御前の事執持て。政こつ人のことし。（さも無ては。海中を所知看す神に。神有か如く聞えて。何れも其れと知られす成ぬへき事なり。能々思辨ふへし。）又此を伊弉諾尊之子也。とは有れとも。如何なる由に緣れりとも無きは。古くより。別神と傳はれるには有めとも。思合すへき事なん有ける。其は記（海宮段）に。於是其弟泣患居ニ海邊一之時。鹽椎神來問曰。云々我爲ニ汝命一。作ニ善議一。即造ニ无間勝間之小船一。載ニ其船一。以教曰。我押ニ流其船一者。差暫往。將レ有ニ味御路一。乃乘ニ其道一往者。如ニ魚鱗一所造之宮室。其綿津見神之宮者也。到ニ其神御門一云々。其海神之女。見相議者也云々。と有て。此時の始終の事を。具に始より知給ふ神は。誰か有む。其海神と力を合せ給へる。此三神に坐すては。似着はしからさるを思へし。此時の事は。海

神三柱も一神にて。綿津見神とも。豐玉彦命とも申せは。其に對へる所なれは。此三神も底中表を兼て。鹽土老翁など申すへき事なるをや。通證に引る。天野信景説に。和泉國大鳥郡開口村。眞住吉神社。俗稱ニ三村大明神一。所レ祭鹽土老翁也。神功皇后征レ韓時。奉ニ導之一。故歸國之後鎭ニ坐此處一。爲ニ住吉之外宮一。是以攝州住吉造替時。此社亦更造ニ營。蓋一體別之祠義也。（武郷云。住吉神代記云。六月御解除開口水門姫神社。在ニ和泉國一。四至限ニ東大路一。限ニ南神崎一。限ニ西海棹及一。限ニ北堺大路一とあるもこゝに由あり。）と有は寔に然る言なり。（なほ海宮遊行章にも。數多出たる事なるを。今は其目易き方に就て。記を引出たるものなり。）と云れたるは。然る説と通えたり。さてしか此神海上を知看神に坐なから。事勝國勝長狹神と顯れ給ひて。笠狹の地を古くより主領き坐し。又神武紀にも。天皇に中洲の事を語奏し給へるなど。現人神と坐ませる。此神の御性なるへし。儲後神功皇后の御時に至りて。始て底中表筒男神なるよしを顯はして。御名乘し給へるも。さるへき由緣あることなるへし。○梔此云波茸云々。本に茸を蕈に誤る。今祕閣本丹鶴本安倍本に從て改つ。さて此註二十三字。本には次の一書の下に誤りて入れり。今は水戸本貞丈校本等に依て。此に移しつ。

一書曰。天孫幸ニ大山祇神之女子吾田鹿葦津姫一。則一夜有身。遂生ニ四子一。故吾田鹿葦津姫抱レ子而來進曰。天神之子。寧可ニ以私養一乎。故告

狀知聞。是時天孫見其子等。嘲之曰。妍哉吾皇子者。聞喜而生之歟。故吾田鹿葦津姬乃慍之曰。何爲嘲妾乎。天孫曰。心疑之矣。故嘲之。何則雖復天神之子。豈能一夜之間使人有身者哉。固非我子矣。

抱子而來。記（玉垣宮段）に。沙本毘賣皇后の御子産給ひて。抱其御子。刺出城外云々の處傳云。抱は書紀なとに。伊陀久とも。牟陀久とも。訓るか中に。萬葉十四に。可伎武太伎とあれは。これに依て牟陀伎旦と訓へし。さて今如此大后の。此御子を。御躬抱きて渡し奉給ふを思ふに。上代には。賤きも貴きも。凡て婦人産めは。即親抱きて。其兒を其父に示する。それぞ定まれる禮なりけむ。吾田鹿葦津姬の。抱子而來云々。故告狀知聞。とあるなども。此御禮なるへし。然るに沙本毘賣皇后は。兄の稻城に隱坐は。然る事も得爲たまはす。故今渡し奉るに附て。よそながらも。其御禮を行ひ給ふなるへし。若然らすは。かゝる亂中に。かゝる貴女の。御親抱きて出給ふへくも非す。（凡て古書を見るにはかゝる處に。よく心をつけて。上代のしわさを。細に考へ知へきそ。ゆめなほさりに。勿看すごしそ。）と云れたるは。誠に然り。さて此一書。兒生まして。其を抱きて。來坐る後に。天神之子寧可以私養乎云々。と白し給へると。又四子とあるか。傳の異なるなり。○嘲之。第一一書に既に云る如く。あざけり笑ふ意なり。（新撰字鏡に。嗤を阿佐介留とあり。色葉字類抄に。咍字をアサワラフと訓めり。あさわらふの解。まづは如此なれとも。あざは鮮

の意にて。あさ笑は。大に笑ふより出たる辭なり。必しも人を嘲弄するか本義にあらねと。しか大に笑ふは。人を慢る故あれは。轉りてさやうに通ゆるなり。記の橿原宮段なる嘲咲も。たゞ大に笑ふ意なり。此なるもさるかたに見てよろし。）○妍哉は。吾皇子にかゝれり。○吾皇子者。通證に。言稱謂吾之皇子者也。者當訓登波。と云れたる宜し。○聞喜而生之歟は。纂疏に慢人之辭也。口訣に嘲弄之辭也。とあり。さるは直指に反語也と云るか如く。聞惡くもと云へきの反にて。故にかく言ふか。即嘲弄り給ふなり。（今俗にも。かゝる言あるは。上代よりの。餘風の存れるなり。）さて聞惡く生坐るとは。一夜に有身して。生坐る兒を。天神之子とは誰かは信はむ。聞惡き事白せるものかな。といふ意を。下に含みて。嘲弄給ふなり。神功紀に。天皇謂皇后曰。聞惡事之言坐婦人乎。とあるはいとよく似たり。（山陰云。此文漢文にとりても。古言にとりても。聞えぬ言さまなり。きゝよくもと云訓あれはこそ。聞えたれ。もし此訓なくは。いかなる故とも。さとりかたかるへし。と云るはさる事なるに附て考るに。聞喜は善字の誤寫なるへし。聞善といふことも。漢文にはいかゝなれとも。古言には叶へり。其うへ。かの神功紀なる。聞惡とある文にも。かなへれはなり。かにかくに。喜字はこゝにはいかゝなり。と云れたるさる言なるに付て按に。三島本に善字に作れり。善字の誤字なるものにや。）○心之疑。嘉禎本（加茂社藏本）に。心疑之とあり。本は倒置したるものなるへし。

是以吾田鹿葦津姬益恨。作無戸室。入居其內。誓之曰。妾所生。若非天神之胤者。必亡。是若天神之胤者。無所害。則放火焚室。其火初明時。躡誥出兒自言。吾是天神之子。名火明命。吾父何處在耶。次火盛時。躡誥出兒亦言。吾是天神之子。名火進命。吾父及兄何處在耶。次火

炎衰時。躡詰出兒亦言。吾是天神之子。名火折尊。吾父及兄等何處在耶。次避火熱時。躡詰出兒亦言。吾是天神之子。名彥火火出見尊。吾父及兄等何處在耶。

入居其內。山陰云。此上に抱子とあるへきなり。本の如くにては。御母のみ入坐るごと聞ゆ。とあり。○妾所生。本に生を娠とあり。（口訣本に。妊とあるも同し。）纂疏本によりて改む。○兒自言。御兒等の御名とも。其時々の火のさまによりて。名けまつれる御名なるを。今かく自言給ふは。いかゝなる如くなれと。例の後よりめくらして。言傳へたるものなり。さて此傳にも。火明命火進命を。二神と爲たること。言までもなく。火初明時と。火盛時と二度に分ちたるも謬なり。又火折尊。彥火々出見尊は。一神の別稱なるを。二神と訛たる傳なり。（山陰云。二柱とするうへは。何れ一方は。命と書かるへき例なるに。共に尊とあるは如何。）○何處在耶。本に在を坐と作り。活字本に據て改む。集解云。在原作坐。因訓誤。據後文改。とあり。さることなり。○火炎衰時。矢野玄道云。卜氏古本には。衰字をシメリとも。ヨワルとも訓り。源氏物語に。雨のあししめり。又風少ししめりてなと見え。撮攘集に。潤衣をシメシ。又濕衣濕布なともしかよめり。○避火熱時。玄道云。火熱は。熱田宮緣起に。倭建御子尊の開所持嚢中有火打一枚。とあるを。御鎮坐次第略記に。一云。此燧後天火徹燧名之。俗號燧袋付大小刀其緣也。と記し。同大神宮記。熱田古老口實などに。日破宮に。此天火徹燧を齋奉るよしみゆ。色葉字類抄に。熱又炳爀をしかよみ。撮攘集に煩熱をもよめり。枕草紙に。さるへき事もなきをほとほり出玉ふとみゆ。

然後母吾田鹿葦津姬。自火燼中出來就而稱之曰。妾所生兒及妾身。自當火難。無所少損。天孫豈見之乎。對曰。我知本是吾兒。但一夜而有身。慮有疑者。欲使衆人皆知是吾兒。幷亦天神能令一夜有娠。亦欲明汝有靈異之威。子等復有超倫之氣。故有前日之嘲辭也。

火燼。倭名抄。燼火餘木也。和名毛江久比とあり。燃橛の義なり。（顯宗紀にも然訓り。又諸本に。此をホタクヒと訓るもあしからす。新撰字鏡にも保太久比と訓り。）○豈見之乎。貞丈云。豈下疑脱不字と云るは。中々に非なり。かゝる文例あまたある事なり。○對曰。本に對を報と作り。今秘閣本北野本永享本共に依て改む。○汝有靈異之威子等云々。纂疏に。靈異之威。謂火不能燒。超倫之氣。謂其子初生而言。とあり。さて此御對言。天神をも疑ふものあらむ

かとおもほし。又天神御子の。たゞ人に異なれる事をも。知らしめむとおもほしめす事。いと尊し。通證に。重遠曰。太子者天下之本。如有二毫髮之疑一。國本不レ立焉。故皇孫設以致二鹿葦津姫之誠一。其慮深矣。此書蓋記得二其實一。と云るは。然る言なり。○本に此下に訓註あるは。誤なる事。既に上に云り。

一書曰。天忍穗根尊。娶二高皇産靈尊女子栲幡千々姫萬幡姫命一。亦云。高皇産靈尊兒火戸幡姫兒千々姫命。而生二兒天火明命一。次生二天津彥根火瓊々杵根尊一。其天火明命兒天香山命。是尾張連等遠祖也。

栲幡千々姫萬　姫命。此御名。姫萬の間に。兒字脱せしものなるへし。（亦云の戸幡姫兒千々姫命。また第七の一書。萬幡姫兒玉依姫命。の例に因て云なり。さて三島本永享本には。千々姫の姫字なし。其は脱たる也。）姫兒のこと次に云。○火戸幡姫兒云々。本に火下之字あり。私記に无きに依て削る。姫兒は比賣古と訓へし。馭戎慨言に。漢籍に倭女王の事を。卑彌呼と云る事を解て。卑彌呼は姫兒と申す事にて。神代卷に。火之戸幡姫兒千々姫命。また萬幡姫兒玉依姫命。なとある姫兒に同し。と云れたるにて知へし。一御名の中に姫と云こと。二あるは。重複たる如くきこゆれと例あり。記中卷（明宮段）に。百師木伊呂辨。亦名弟日賣眞若比賣命。と申なと此例なり。（平田翁は。栲幡千々姫(兒)。萬幡姫命。火之戸幡姫兒。千々姫命。萬幡姫兒。玉依姫。とよみて。御親子二柱の名とせり。偕御親を后と爲たると。其兒を后と爲玉へるとあるは。誤れる傳の弘くなれるにて。其兒を后と爲玉へるとある傳を。實の旨に叶へり。と云れたれと信かたし。栲幡千々姫を。此一書には御親の名とせれと。亦云には千々姫を御兒の名とし。また萬幡姫命を。御兒の名とせれと。第七一書には。御親の名と爲るなと。何れを御親。何れを御兒とも辨かたし。かにかくに御親子そと云說は。符ひかたき事多し。）さて御名義。火は穗の義か。平田翁はヒと訓て。梭なりと云り。いかゞあらん。戸は豐なり。豐秋津比賣の豐と同く美稱なり。と云り。○天津彥根火瓊々杵根尊。彥根の根も。杵根の根も。共に尊稱なり。さて三島本北野本嘉禎本延喜本には。杵根の根字なし。次に此御名出たる處にもなし。○天香山命。本に命字なきは。脱たるものなり。熱田本永享本舊事紀等に因る。此命の香山を。名に負給へる由は。未詳。さて天孫本紀に。天照國照彥火明櫛玉饒速日尊。天道日女命爲レ妃。天上誕二生天香語山命一。とあれは。御母も知られたるか如し。（天上誕二生天香山命一。とあるによらは。天上なる香山に由ある御名なるへし。）されと。火明命饒速日命を一神なりと云るには說あり。又同書に。此神の亦名を。手栗彥命とも。高倉下命とも白して。饒速日命の天降坐る時。供奉の神等三十二人の。第一に坐由も見えたり。此等の事も此神の事も。なほ次に云。○尾張連。此氏の世系は。天孫本紀に委く出て。香山命の子。天村雲命（母穗屋姫命）より。第十八世の孫。尾張乙訓與止連。といふまでを載たり。國造本紀云。尾張國造。志賀高穴穗朝。以二天別天火明命十世孫小止與命一。定二賜國造一。（重胤云。天別は。天孫また天降なとの訛なるへしと云り。三代實錄九に。天孫天火明命とあり。栗田氏云。天別は。天神より別れたる由縁の義を以。云る文なるへし。十世は。火明命をおきて。天香語山命より。數へたる世數なり。天孫本紀に。十一世孫平止與命と見えたりと云り。）姓氏錄（左京神別天孫）尾張宿禰。火明命二十七世孫。阿曾連之後也。尾張連。尾張宿禰同祖。火明命之男天賀吾山命之後也。また（右京神別）尾張連。火明命五世孫。武礪目命之後也。（また山城大和にも。尾張連あれと。右に引ると同し。河内なるは。火明命十四世孫小豐命之後とあり。四は誤なり。と）あり。此氏もとみな連姓なりしを。次々に多くは宿禰姓を給へり。其は天武天皇十二年十二月。尾張

連賜レ姓曰二宿禰一。と見えたるを始め。續紀大寶二年十一月。天平十九年二月。天平寶字二年三月。神護景雲二年十二月の。處々に見え。なほ次々の史にもみえたり。さて此氏の本居は。大和國葛城なり。然云故は。記檍原宮段に。此氏人に葛木之高千那毘賣と云あり。又舊事紀に。此氏三世孫天忍人命。異妹角屋姫命。亦名葛木ノ出石姫ヲ爲レ妻。次天忍男命。葛木ノ土神ノ劒根命ノ女ヲ爲レ妻云々。四世孫瀛津世襲命。亦云葛木彥命。七世孫建諸隅命。葛木ノ直祖大諸見足尼ノ女ヲ爲レ妻。などあり。さて神武卷に。高尾張邑。或本云葛城邑也。また高尾張邑云々。因改號二其邑一曰二葛城一。とあるは。高尾張の本名と聞ゆれは。國名の尾張は。此高尾張より出て。其は此氏人の葛木より出て。彼國に下り住居し故。其本居の名を取て。國名と爲るなり。（右は記傳に考られたる說なり。但し此說を誤りの傳なり。と云れたるは。却て非なり。）さて高尾張をまた尾張とのみも云しにや。天孫本紀に。葛城ノ尾治ノ置姫と云人名もあれはなり。されは本居の名を取て。國名と爲し事は。違あるましくこそ。偖此氏人の尾張に下り居住し事は。栗田氏說に。十三世孫尻綱根命。此命譽田天皇御世爲二大臣一。供奉云々。品太天皇御世。賜二尾張連姓一。とありて。尾張姓を賜へるは。應神天皇の御世なれと。此氏人既に尾張國造之祖美夜受比賣と見えたれは。是より前小止與命なとや。始なるへき。（さるは本紀に。此氏人の妻を擧て。葛木某姫とあるは。世々大和國葛木邑に住めりし人なるへく。此小止與命は。尾張大印岐女子。眞敷刀俾爲レ妻。生二一男一。と見えて。尾張に下り住て。其國人を妻とせしなるへけれは。是其證とすへし。）此小止與命は。何レの御世に仕奉しか詳かならねと。志賀高穴穗朝とあり。又其子建稻種命の。日本武尊の御從なりしを思ふに。景行成務の二朝をかけて。仕奉し人と定むへし。かくて其國造となりしは。いかなる故ならんと推考るに。寛平緣起に見えたる如く。建稻種命。日本武尊を左右奉りて。東征に功烈あり。又其早くみまかられる事を。憐と思して。父なる小止與命を。國造に定賜しなるへし。と云れたり。さて神名式。當國中島郡眞墨田神社。（名神大。當國神名帳に。正一位眞墨田大名神とあり。今松降庄と云に在りて。國の一宮也。其在所を一宮村と云とそ。）此を國人吉見幸和說に。眞墨田社を。一宮記に。大己貴命と爲たるは非なり。尾張氏の上祖。歷世當國に住りしかは。其遠祖を祭れる社。三十餘坐あり。中に天照國照彥火明命は。中島郡眞墨田神社に祭りて。一宮と稱す。天香山命は。同郡尾張ノ神社に祭ると云り。（此說は。其著はせる宗廟社稷問答と云書に記して。元祿の頃。國の殿人天野信景等。國君の命を受て。尾張國郡志を撰むときに。自佗の秘書を。委しく考へ求めて。記せるよし云り。）是信に然るへし。と平田翁云り。なほ式に。山田郡にも尾張神社あり。當國神名帳に。從一位尾張天神とあり。通證云。信景曰。此祭二天香ノ山命一。今爲二春日部郡小針村一。とあり。また式伊勢國多氣郡天香山神社あり。

及三至奉二降 皇孫火瓊々杵ノ尊於葦原中國一也。高皇產靈尊勅二八十諸神一曰。葦原中國者。磐根木株草ノ葉猶能言語。夜者若二熛火一而喧響之。晝者如二五月蠅一而沸騰之云云。

磐根は。本居翁云。たゝ磐にて。根は添て云言なり。屋を屋根。羽を羽根。杵を杵根。矛を矛根。島

を島根といふ類なり。と云り。○木株。（本にコノモト。又私記に古乃太知。なと訓めれと。）本居翁云。紀爾多知とよむへし。大殿祭祝詞に。木根乃立知とある。乃字は決て衍なるへし。（乃と云辭有ては。調もいとあしきうへに。乃といふへき詞に非す。さねたちなり。）さて他の祝詞には。皆木立とあれとも。これたちと訓ては叶はす。これは常云木立の事にはあらす。祝詞考の説の如く杠なれは。（字鏡に杠支利久比）根字あるに依てよむへきなり。木株と書れたるも其意なり。（株は字書に木根也）然らはたゝ。樹立木立なと書るは。いかにと云に。かの岩根屋根なとの例の如く。たゝ木の事をも。根を添て木爾と云故なり。されは木立なと書るは。木の一字をきねに用て云るにて。屋の一字をもやね。羽の一字をもはねと訓か如し。（さて意は木根立にて。是は根に意あるなり。）さてたゝ木を木根と云るは。古今集神樂採物の歌に。霜八度おけと枯せぬ榊葉の。立榮ゆへき神の木根かも。と云るなり。とあり。○草葉。大祓詞に。草之垣葉。龍田風神祭祝詞に。草片葉とあり。（本に。カヤノカキハと訓たれとも。私記に據りて）久佐乃加伎波と訓へし。（草葉とかけるは。漢文さまに約めて書れたるなり。）本居翁云。草のかきはとはまつ。凡て草は大方三葉五葉つゝなと。並ひて生る物なるに。それを缺取て。たゝ一葉なと殘りてあるさまを以云ふ辭にて。意は聊の草の一葉まて。と云なるへし。とあり。○若熛火。神賀詞に。如二火瓮一光神在利とあり。口訣に。若二熛火一而喧響之者。如二飛火一鳴喧也。と云り。（神壽詞後釋云。火瓮は此字の如く。瓮の内に燒く火なること。考にも云れたるか如し。然るを神代紀に。夜者若二熛火一而喧響之。熛火此云二褒倍一。とあるは。心得ぬことなり。其故は。熛は字書に火飛也と注したれは。火瓮には叶はす。又喧響も。火瓮によしなけれはなり。故つらく思ふに。紀の文はもと。事のまきれたる傳のありしを。其まゝに心得て。書れたるものなり。其まされといふは。まつ記に。惡神之音如二狹蠅一皆涌。萬物妖悉發。とある音は。狹蠅の如く。沸音なるを。又一の傳に。これを晝と夜とに分て。二物にたとへて云るかまきれて。かの音を夜の方の火瓮に屬て。いへるなり。さてかくまきれて。音とあるから。撰者の心に。音ある火は。飛火ならむと心得て。火瓮に熛字を當て。書れたる物なり。かの紀の文字には。かゝる頗僻多し。心して見へし。然れとも火瓮は。然たとへにいふはかりの音は。あるへくも非す。又晝にむかへて。夜をいはむには。光こそ似つかはしけれ。喧響は夜にかきらぬ事なれは。似つかはしからす。又一書に。螢火光神とあると。同意のたとへなるにても。必光あるへき事しるけれは。此は神壽詞に。光神とあるそ正しかりける。と云れたるは。火瓮とある字に。あまり泥まれたる説なり。翁は紀の文字を。ともすれはおとしめて。見られたりしより。さる言をも。いはれしなり。）此説古く據あるへし。言義は詳ならねと。かにかくに瓮は借字にて。熛火字に據て解くの外なし。さて按に。流星をヨバヒホシと云て。音するものに。古く云り。褒倍はさるものゝ稱にて。俗に云空中の光物なり。（常陸國風土記に。夜者火光明國とあり。光物の空中を鳴行こと今もあるものなり。）若を母許呂と訓るは。萬葉二十。松の氣の並たる見れは。家人のわれを見送るとたゝりし母己呂。なとあり。（平田翁云。凡て如若なとの字意の言。御國に三あり。一は那須。二は母登久。三は母許呂なり。那須は師説の如く。似なるべく。母登久は。事を活かしたる言なるへく。母許呂は。母は加りたる言にて比なるへし。共に同し心はへなりと云り。）○沸騰之は。記に如二狹蠅一皆滿。神賀詞に。晝波如二五月蠅一水沸支（水沸は皆沸なり。）なとあり。平田翁云。沸は靜まり居たりし物の。起立て騷くを云なり。（師はたゝ騷く狀をのみ云には非て。涌出て騷くを云なるへしと言れつれと。如何在ん。）と云り。さて此邪神ともの事。本書の狀と別なるに非す。と云へとも。其始は天忍穗耳尊を。天降し奉らせ給ふ御政なりけれは。瓊々杵尊に係て書されたるは。事の略に過て。其實を失ひたるなり。

時高皇產靈尊勅曰。昔遣二天稚彥於葦原中國一。至今所二以久不來一者。蓋是國神有二强禦之者一。乃遣二無名雄雉一。往候之。此雉降來。因見二粟田豆

田。則留而不レ返。此世所謂雉頓使之緣也。故復遣二無名雌雉一。此鳥下來。爲二天稚彥一所レ射。中二其矢一而上報　云云。

強禦之者。（本にインカウとあるは。イムカウの誤なり。又明應本。秘閣本。私記の訓には。コハミフセクともよめり。）通證に。射向也と云る意にて。たむかひ敵なむを云。（人にかたきなむを。弓引と云と。心は同し。）記に。天宇受賣神を。雖レ有二手弱女人一。與二伊牟迦布神一。面勝神。とあり。同語なり。○無名雄雉無名雌雉。平田翁云。雉名鳴女とあるは。總名。こゝは雌雄を別ち云へる故に。名鳴を上に付たるなり。○粟田豆田。（豆田二字三島本になし）倭名抄に。粟田安八不。豆田萬女不。とあり。不は麻生。淺茅生。蓬生なとの生にて。其物の專ら生殖る地を。某生と云なり。（田字には泥むへからす。萬葉には。芧原なとゝ原字をもかけり。）○此世所謂云々の十字。此に在ては解かたし。次の遣二無名雌雉一云々の次にあるへき文なり。（其よしは次に云。○重胤云。本書に無名雉を遣はされしことありて。唯一度なるに。此一書に。かく雄雉雌雉を。二度に遣はされたるよしある。其無名雌雉そ。無名雉。記に所謂雉名鳴女には當れる。されと。此一書には。其先に遣はされし。雄雉の方に。雉頓使之緣也と有て。頓使の係る所。大に差有を。予は此一書を取へくこそ所思ける。偖頓使と云事は。使したる任に。一向に。歸來さる謂なり。と云り。此說は信かたし。）○頓使。平田翁云。頓は比多と訓ことは。頓丘此云二毘陀烏一とある。此正しき據なり。抑比多と云言は。此餘もひたすら云々す。ひたもの云々すなと。今世にも云て。純一むきに爲事を。頓りて爲事とに云めり。（萬葉に。直土直佐麻なとあるも。純一と土のみ。麻のみなるを云ふなり。）比多と云々す。なと云は。頓に物する由にて。比多使とは。今もまゝ言ふ語なり。然れは此の頓使は。前に遣したる雄雉か。返らさる故に。また比多と。雌雉を遣したるを云なり。とあり。（故この頓使のことは。遣二無名雌雉一云々の。次にあるへき文なり。とは云なり。さて比多と云言に。頓字を當たるよしは。既に云り。）さて此を諺に云ならはせる意は。此雉使の返らさりしに因て。人世になりて。凡て大事の使を遣るに。前に遣したる使の未返らさるに。また頻て遣るをは。雉の頓使と云て。忌ことにせしなり。さるは留不レ返といひ。次に所レ射中二其矢一と云る處に。此諺を擧たれは。使命を果さゝる例を忌なりけり。（記にも。亦其雉不レ還。故於レ今諺曰とて。擧たれは。同しことゝきこゆれと。記には。雉を使に遣はせること。一度なれは。此諺に叶はす。誤れるものなり。）○中其矢而上報。雉は射られて死たれとも。中りたる矢の。天神の御許に至りたるを。雉の報命せしに准へて。かくは云るか。されと此まゝにては。聊通えかぬるやうなり。（重胤は。返矢の事覺させ給へる。時過して後に。上報すと見て。何てふ事かは有む。と云れたれと。なほ疑し。）さるは。記また此紀の本書（また第一一書）には。雉を降し玉へるは。一度なれと。其にては頓使の諺に叶はさる故に。此一書の說宜しくはあれと。此傳の中に。雌雉を中二其矢一而上報。とあるは。射られたる雉の。天に上らむ事。いかがなる上に。其矢を見そなはして。產靈神の怪み坐るに叶はす。故思ふに。上字は不字の寫誤にて。不レ報とありしならむか。然する時は。此の諺にもよく符ひ。產靈神の矢を見そなはしゝにも。叶へれはなり。

是時高皇產靈尊。乃用二眞床覆衾一。裹二皇孫天津彥根火瓊々杵根尊一。而排二披天八重雲一。以奉降之。故稱二此神一曰二天國饒石彥火瓊々杵尊一。于

時降之處者呼曰日向襲之高千穂添山峯矣。及其遊行之時也云云到于吾田笠狹之御碕。遂登長屋之竹島。乃巡覽其地者。彼有人焉。名曰事勝國勝長狹。天孫因問之曰。此誰國歟。對曰。是長狹所住之國也。然今乃奉上天孫矣。天孫又問曰。其於秀起浪穂之上。起八尋殿。而手玉玲瓏織紝之少女者。是誰之女子耶。答曰。大山祇神之女等。大號磐長姫。少號木華開耶姫。亦號豐吾田津姫云云。

是時は。上の及至奉降 皇孫火瓊々杵尊於葦原中國也。とあるより承たれと。あまり文を省かれたれは。聊言足らす。○火瓊々杵根尊。根字三島本北野本になし。（此事上に云り） ○奉降之。本に之字なし。中臣本永享本活字本纂疏本等にある方勝れり。故補つ。○故稱此神曰。此神天上より。此國土に降坐るに因て。天國と。御名に稱へまつりしとなり。○天國饒石云々は。天饒石國饒石を約めて。申せるなり。○添山。記傳云。添は萬葉に。川之副山之副。又蘇比乃榛原なと云る。副と同くて。片つ方に傍れる處を云て。かの頓丘と意相近し。頓丘は。片よれる丘なること。上に云るか如し。と云り。されと口訣に。添山峯者。二上峯也。とあるか如く。二上の雌山雄山副へるを以。云稱なること。本書の下に云れは。其方なるへし。（頓丘の事に説れたるは非ならん） 又按に。添は進の義なるへきか。（曽々理と。曽保理は。音も通へり。） 此山の高く進りかなれはなり。○長屋之竹島。長屋は本書にも云りし如く。薩摩國阿多郡の總名なり。竹島は。笠狹なとに並ひたる小名なり。さて此竹島は。重胤説に。彼竹刀の事に依て。高屋の名起れるより。山にも高島と負せたるなるへし。謂ゆる笠狹嶽の事なりけれは。其笠狹之御碕の内なる。山の謂なるへし。（是を記傳に。川邊郡なる竹島と一にせしは。あやまりなり。） と云り。○巡覽其地は。長屋の高島に登りて。笠狹の地を巡覽はせるなりと。平田翁云り。○秀起浪穂之上。記傳云。神武卷に浪秀とあり。凡て穂とは。著くあらはれ見ゆることを云て。波穂は。秀起とある如く。（左伎は花の咲なとの左久なり。萬葉十四に。左久奈美と詠り。） 浪の白く高く。立さまを云古言なり。偖其上に。八尋殿を起るは。此神等の靈異なる御態に。化作給へるなり。浪穂之上といふを。あやしみ思ふめれと。此は彼記に。建御雷神の。拔十掬劔。逆刺立于浪穂。趺坐其劔前云々。又神武紀に。三毛入野命の。蹈浪秀而往于常世郷。とあるなとを以。神の御態の。奇しき事をさとるへし。○手玉玲瓏。手玉は手に纒て。飾とする玉なり。機織女の玉を纒は。其鳴音を殊更に交へて。はたおる音に。はえあらしめむが爲なり。上なる下照姫の歌。又萬葉に。足玉母手珠母由良爾織旗乎。公之御衣爾縫將堪可聞。なとあるにて。心得へし。さて山神の御女等の。波穂上に殿作て。ましますこと。ゆくりなきに似たり。其上此笠沙のあたりは。山なるに。秀起浪穂上もつきなし。此は竹島とあ

るを。海邊の島とおもひしより。さるさまなる語傳もありしなるへし。次の御歌の下に。云る事とも。考合すへし。○女子耶。本に子女と作り。永享本中臣本釋紀等の本に依て改む。

皇孫因幸豐吾田津姫。則一夜而有身。皇孫疑之云云。遂生火酢芹命。次生火折尊。亦號彦火々出見尊。母誓已驗。方知實是皇孫之胤。然豐吾田津姫恨皇孫不與共言。皇孫憂之。乃爲歌之曰。憶企都茂播陛爾播譽戻耐母。佐禰耐據茂。阿黨播怒介茂譽。播磨都智耐理譽。標火。此云褒倍。喧響。此云淤等娜比。五月蠅。此云左魔陪。添山。此云曾褒里能耶麻。秀起。此云左岐陀弖屢。

生火酢芹命。次生火折尊。この次第正しき事。上に云るか如し。○恨皇孫云々。この事餘の傳には見えず。さるは此傳聊疑しきことあり。まつ始皇孫尊の。一夜に人娠ましめむや。汝か所生は。我子にあらしと詔へるは。故につれなく見せ給ふなれと。然る御心とは知へからねは。御母の恨み坐るも。然る事にはあれと。其後御誓の驗ありしかは。皇孫尊の。我知本是吾兒。但一夜而有身。慮有疑者。欲使衆人皆知是吾兒。並示天神能令一夜有娠。亦欲明汝有靈異之威。子等復有超倫之氣。故有前日之嘲辭也。と宣り給ひしにて。始の御言のつれなきは。故につくりて。詔ひし事知られたり。されは此時。御母の恨も解たまへること著明し。（母誓已驗。方知實是皇孫之胤。）さるをこゝに。恨皇孫不與共言。とあるは。まことの事情に叶はず。かくてもなほ恨み給はゞ。尋常の婦にも劣れる御心と申へし。決て誤の傳なり。なほ次の御歌に云へし。○不與共言。古寫本共にアヒミマツラズ。と訓る宜し。欽明紀に。遂不肯言とよめるに因て。アヒカタラズともよむへし。（本居翁は。アヒイハスと訓れたり。其は記穴穂宮段に。我所相言之孃子者云々。萬葉十一に相言始而者。又相言而還都。續紀詔に。其人等乃和美安美應爲久相言部等あり。人に逢て互に物云事なり。中昔には是を阿比碁登須とも云り。伊勢物語に。もはらあひごともえせて。倭類聚名抄に。其ほとに來る人はいかにもあひごとをたにせさるなり。なと見えたりと有はなり。甚く恨て御心汁さる御わさなり。と云り。）○皇孫憂之乃爲歌。守部云。此一書傳は非なり。是を瓊々杵尊の。木華開耶姫命に。與へ玉ひし御歌としては。一首の上凡て協はす。故熟考るに。此は彦火々出見尊の。豐玉姫命に。與へ給ひし御歌にして。海宮段一書文に。深懐慙恨。乃渉海徑去。とある條に。出ぬへきを。其處に出たる。飫企都鄧利歌と。こゝの憶企都茂播歌と。初句の似たるより。紛ひたるなり。さてしか亂ひて。憶企都茂播の歌の入へき處へ。飫企都鄧利の（此御歌は。豐玉姫への御答なるを。）歌の入つれは。豐玉姫命の阿軻娜磨廼の歌か。飫企都鄧利の御歌の報歌となりて。贈答の次第も亂ひ。此の憶企都茂播の歌の。入處なくなりて。瓊々杵尊條に。亂れこみたるなりけり。故今其次第を改めて。豐玉姫命云々。深懐慙恨。既兒生之後。乃渉海徑去。于時彦火々出見尊乃歌之曰。として此歌を出すへし。と云れたるは。まことに然

る言にて。猶深く考るに。此一段。其於二秀起浪穗之上一云々。と云るより。歌かけて。總て彥火々出見尊の御時の事なるへし。さるは上にも云る如く。山神の御女等の。浪穗之上に坐ますこと。つきなく。必す豐玉姬命の海宮の事の。紛れたるものなる事決し。また憶企都茂幡の御歌も。豐玉姬命に寄給ふには。（海邊の事なれは。）似着かはしく。吾田津姬にては。（山神の御女なれは）因なき心ちす。必此の說の如くなるへし。故今は其事に解つ。○憶企都茂幡。瀛津海藻者なり。倭名抄。藻和名毛。一云毛波。（この御歌の茂幡は。此毛波とは異なり。）○陛爾幡譽戻耐母。邊者雖レ依なり。守部云。此二句の意は。戀しくおもほすまゝに。豐玉姬の彼涉レ海去たまひし海へたに。慕幸つるに。沖なる藻の。邊に依來るを。あはれ妹命のかゝらましかはと。歎み給ふなり。とあり。或說に。沖つ藻は。御自の上に擬へ。邊に寄るとは。御心を盡し玉ふ意なり。と云り。此も然るへし。○佐禰耐據茂。眞寐床毛なり。（佐は發語）○阿黨播怒介茂譽。不レ與哉與なり。記に美刀阿多波志都とある。記傳云。美刀は。美斗能麻具波比の美斗と同く。阿多波志は。阿多比を延たる例の古言にて。阿多比阿多布なとゝ。活用言なり。さて神代下卷に。幸之。また雄略卷に。與二一夜一而娠。（又奉二與一宵一とも。與二終宵一とも。同段に見ゆ。）なとあるにても。其事は知れたれとも。言の意は未さたかに思得す。と云れたれと。或人說に。物の熟せぬを不レ能と云るにて義を得へし。と云れたるいとよし。此說によりていはゝ。阿多布を。夫婦互に寄着くを阿多布といひ。寄着ぬを阿多波奴と云。眞寢床に寄着て。御合したまふことのならぬを。サ子トコモアタハヌと宣ひし也けり。さて瀛津藻の打靡き。寄着くさまを。歎み玉へるなり。雄略卷の與字も。共に寄着く意を取れるなり。されは美刀阿多波須とは。一に寄會て。御寐處を與にしたまふ意なりとすへし。（此說に附て按に。なほ履中紀に。納采を古本にアタヘマスコトと訓るを。今本にはアトフルコトと訓り。また安康紀に。欲聘をアトヘタマハムコトとも訓り。さらはアトへとも云るか。履中紀に。詭をアトヘテと訓れと。是はアトラへの略なるへし。詭を古言にアトへと訓て。聘字の義に用し事あらす。されと字鏡に。詭を阿止戸と訓るをおもへは。ひたすらに定めかたし。詭字鏡集には。ツク。又ヨル。等の訓あれは。これもアトラへなるへきか。今定めかたし。）此は其美刀を省きて詔ふなり。さて哉も歎息なるに。又與をそへて云る。古歌に多かり。○播磨都智耐理譽。濱津千鳥與なり。守部云。此は與はぬかもよとは歎き給へとも。其妹も來坐ねは。其處なる物に負せて詔ふなり。小野篁朝臣の。わたの原八十島かけて榜出ぬと。人には告よ。海人の釣舟。此結句も。其浦の釣舟に負せたる。今此御歌にならへるなるへし。一首の意は。海界を塞て返往し。妹を思ひかねて。海邊に出て。戀つゝ居れは。奧津藻のみは。邊に寄來れと。吾思ふ妹は寄來すして。再ひ眞寐所も與はぬかもよと。打嘆くも。只獨言なれは。せめて其處の濱つ千鳥よとなり。と云り。さて此御歌。海宮段なる一書に在て。阿軻娜磨廼云々の歌は。其報歌なるよしなと。其段の注に委く云へし。○左岐陀弖麼。本に弖を豆に作るは誤寫なり。今は信友校本に。一古本弖。と有とあるに據て改む。

一書曰。高皇產靈尊之女。天萬栲幡千幡姬。一云。高皇產靈尊兒。萬幡

姫兒玉依姫命。此神爲天忍骨尊妃。生兒天杵火々置瀨尊。一云。勝速日天大耳尊。此神娶丹寫姫。生兒火瓊々杵尊。一云。神皇產靈尊之女。栲幡千幡姫。生兒火瓊々杵尊。一云。天杵瀨尊娶吾田津姫。生兒火明命。次火夜織命。次彦火々出見尊。

千幡姫。記傳云。千は千々の約りたるなり。此を以て。記の師も。師々の約たるなることを。思合せよ。かの神功紀の千繒も。縮繒の意なるへし。とあり。されと此は萬幡と同く。數の多きを以て。稱へたる方なるへし。○萬幡姫兒玉依姫命。姫兒の事は上に出。玉依姫。玉も依も稱名。記傳に。依は（字は借字にて）余呂志の切りたるなり。（呂志は理と切）余呂志は。師説に物の足り具れるを云。余呂都。余呂布なとも。同言の分れたるなり。萬葉一に。取與呂布天乃香具山。とあるも。此山のよろづとゝのひ足たるを云るなり。又宜奈倍吾背乃君。なと云るも同し。と云れたり。此意を以。美稱たる名なり。（此神の同名いと多し。皆此意の稱名なり。）○天忍骨尊。尊字本に命とあるは誤なり。今信友校本には。尊とあるに依る。○天杵火々置瀨尊。本に天下之字あり。北野本に无に依て削れり。瓊々杵尊の又御名なり。御名義は。杵火は饒穗か。置瀨は奥稻なるへし。また一云の下なる。杵瀨尊の御名によらは。此をも伎勢と訓へし。そは穎稻の義に

や。と記傳に云り。○勝速日天大耳尊。本に速日の下に。命兒の二字あるは。決く誤なり。今は秘閣本及並河本等に。秘訣本无とあるに依て削れり。もしこの御名を。勝速日尊之兒。天大耳尊とよまは。本に尊字を命とせるは誤なり。必尊に改むへし。されとさては。瓊々杵尊は。勝速日天忍穗耳尊の御孫なり。甚く異なる傳なり。また勝速日尊を。素戔嗚尊の亦名なりと。平田翁はいはれしかと。天大耳尊を。素戔嗚尊の兒と擧むこといかゝなり。此は必天忍穗耳尊なること決し。また命兒を。美許登古と訓て。姫兒と云か如し。尊み親みて云るなり。命の子と云にはあらす。と云る説もいかゝなり。今此二字を除て見れは。勝速日天大耳尊となりて。紛れなき忍穗耳尊の御名となれり。御名義。忍穗耳を略きて。大耳とも申へし。また此大耳を。丹鶴本には。火耳ともあり。○丹寫姫。御名義。記傳に。饒津の意かと云り。又丹鶴本には。丹兒姫とあり。さらは和の義なるべし。それもあしからす。此は栲幡千々姫の亦名なるべし。○神皇產靈尊。本に神下高字あり。今は活字本延喜本を始め。諸の古寫本ともに。无に依て刪る。○天杵瀨尊。本にこれまた尊を命と作り。官本北野本に尊とあり。（信友校本にもしかあり。）故改む。杵瀨は置瀨と同義なるべし。同神に坐はなり。○火夜織命。平田翁云。本ともに火夜織と訓たれと。古本にホヨリと訓るそ正しきと云り。ホヨリはホヲリを誤れるものなるべし。（織はりの假字に用しまてなり。折と織と通へるにはあらす。綏靖紀に糸織姫と云るあり。これ織をりに用ゐし例なり。）○此傳に。火闌降命なくて。火明命の出たるは。二神にあらぬこと知られて宜き傳なり。さて此一書の異説とも。御名のかはれるのみにて。本書の趣に大方ことなる

ことなし。

一書曰。正哉吾勝々速日天忍穂耳尊。娶高皇産靈尊之女。天萬栲幡千幡姫。爲妃。而生兒號天照國照彦火明命。是尾張連等遠祖也。次天饒石國饒石天津彦火瓊々杵尊。此神娶大山祇神女子木花開耶姫命。爲妃。而生兒號火酢芹命。次彦火々出見尊。

天照國照彦火明命。天照國照の事は。既に云り。（天孫本紀に。天照國照彦天火明櫛玉饒速日尊と云るは。說あり。神武紀に云。）○天饒石國饒石。此御名の事も。既に云り。（此御名の訓。アメニキシ。クニニキシ。と訓もあしくはあらねど。なほ本のまゝに訓へし。元々集などにも。古く然訓り。）○火酢芹命。次彦火々出見尊。此傳の正しきことと上に既に云り。さて此一書も。御名に稱辭の添はりたるまでにて。外に異なることなし。

追加

姫兒

姫兒と云る稱の例は。肥前國風土記。松浦郡褶振峯條に。大伴狹手彦連。發船渡任那之日。弟日姫子登此用褶振招云々。于時弟日姫子之從女云々。と云る事あり。歌には意登比賣能古袁とよめり。これ姫を姫子とも云るにて。共に美稱とせる例なり。馭戎慨言に。卑彌呼を姫兒なりと云る說は。疑はしきよしあれは除くへし。

日本書紀通釋卷之二十

飯田武郷謹撰

兄火闌降命自有海幸。（幸。此云左知。）弟彦火々出見尊自有山幸。

按るに。此海宮段の事は。本書一書ともに。大凡同しすちの事のみにて。打見には。さまて大義にあつかる事もなきか如くなれとも。よく考れは。これぞわか天神の御子の御裔の。世に佚れたる。稜威坐々て。國神はさらなり。此世をさかりたる。山海の神等までも。ひたふるに仕奉る。其徴を顯はして。世にも示したまへる。天神等の。深き大御意に出たるものにて。おほろけに見過すへき段にあらす。さるは萬葉一の。吉野に行幸ありし時。人麻呂朝臣の歌に。山祇の奉る御調と。春部は花折かさし。秋たてはもみちかさせり。ゆふ川の神も。大御食に仕奉ると。上つせに鵜川をたて。下つせにさてさしわたし。山河もよりて仕る。神の御世かも。又山川もよりて仕る神なから。たきつかふちに舟出せすかも。とよめりし歌の如く。山川の神も。天神の御子に因て仕奉るは。即神代ながらの大義をよめるにて。此朝臣の歌には。かくさまのこと多く見えたり。其如く。今天神の御子の。此國に天降り坐る始なれは。殊更に其よしを。顯世にあらはして。見せ玉ふ。天神の御心を。さきには。大山祇

神の御女。木華開耶姫を。皇后に奉り玉ひ。其奉り玉ふに付ても。天津神御子の御世の行末までを。とにかくに。祝ひ奉りし事ありけれと。善事には。惡事の相交るならひとて。磐長姫を御玉はさりし御しわざの。遂に御代々々の天皇等の。御壽命の長からさりしためしを引出で。今又皇御孫命の。其御子産をかきまみて。豐玉姫に恥辱見せ玉ひしより。遂に海陸の隔をなし玉ふなとに至りては。これまた不レ得二止事一道理の。其中に存する事ならめと。其はともあれ。山海の神等も。かく因て仕奉る大義に於ては。聊もかくることとなく。我天皇命の。天下の大君主と坐々て。萬世無窮に。現人神に坐々事を。徴し奉る。いとも貴くかしこき。神の御思慮なることと。これよりまさりたる大義はあることとなし。さはかり尊き大義を。世に知らせ玉はむとならは。故にこと〳〵しく。其道をも定め玉ふへくおもはるれと。天津神の御慮は。さる凡人の思ひ計りそは。大く異にて。始笠狭の御崎にて。不意く美人を見初玉ひて。はじめて天孫の御心をかけ玉ふ縁をあらはし。今また御兄弟の御爭より醸して。海中に入坐へく。おきて玉ひ。それより及ひて。海神の御女を。娶り玉ふ事となり。遂に其御女の皇后と立玉ひて。皇子を生産奉れる事となり。其より延きて玉依姫の葺不合尊の皇后に立玉ひしなと。偶然なるか如くにして。偶然ならさる。天つ神量の其元始なれは。曲に其はしめよりの事を。世語りに語傳るも。是又偶然ならさる　由そありけらし。もとより此御世頃の間の御事は。御世も久しく神々しく。且神代の事にしあれは。其餘にもさま〴〵の事ともは有もしけめと。其はそれにて傳はらす。如此うち見には。稚なげなる兄弟の御爭の事の。永く遠く傳り來つるには。必故由なくてあらめやと。苟に心をとゞむへき事なりかし。然るを世の人の心は。おろかなるものとて。かゝるめゝしく稚き傳は。たゞ神代の一小説と見なして。たゝ海宮なとへ。幸行ましゝ。異様なる御事なるからに。世語りにせしものそとおもひ。あるはたゞ皇后の御血統に付て。其御聘問を詳にしたるものそなと。大凡に見なす人の。淺はかなる思ひはかりは。それはそれにてもあるへけれと。天神の御子の。皇后を定め玉ふはじめに。海中なる鰐魚をしも娶り玉へるなとは。あまりおむかしからぬ事ぞ。かゝる傳のなからましかはなと云るも。世にはきこゆめり。鰐ともしも云へは。卑しきものとおもへるにや。海中に住玉ふ。海神の宮の姫御子。御形こそ。鰐とも見え玉はめ。いとも貴き。此滄海原の汐の八百重を知しめす。和多都見大神に坐すよしを。思ひ奉らは。人間の目にこそは。よしや鰐とも。龍ともあらはれ玉はめ。靈異に坐々て。此世間を幽なから。相助け相あなゝひ奉る。海神にまします事は。龗神の龍神にましまして。深山幽谷には住玉ひなから。此世に雨露を施し。造化の功をなし玉ふに。等しき理由あるをも。思ひ合せざる。小き凡人心也かし。されは神代に種々の傳はあるか中にも。瓊々杵尊の。大山祇神の御女等を娶て。皇后とし玉ひ。又此御世に。海神の御女等を。さるへきよしありて。一御代のみならず。二代の皇后としたまふへき。機運のきざし行へき。其始を導ひき奉らんとて。御兄弟の御爭は起り。それより延きて。海邊に至り玉へは。鹽土老翁早く出迎へて。海中の道を敎へ奉りしなりけ

り。この鹽土老翁はた。たゞ人ならず。住吉大神の。現人神とあらはれて。老翁となり。海中の道を敎へ玉ひしは。海神と力を合せて坐ます。貴き神なることは。前段にも述しか如し。是をしも。たゞ物知る神の御名なりとのみ。淺はかに見たる説は。とるへきにあらず。是等は古人の説も。心して見すは。神代の事もたゞあた事とのみなりもてゆくへし。さて右の如く。山海に坐て。世人の目にも見えず。幽冥に坐々神々と申せとも。かくの如くに。天神の御子に仕奉玉ひ。其御子等を。皇后と定め玉ふなと。まことに貴き御事にて。其次の御代神武天皇の御后は。大物主神の御子。又其次御世綏靖天皇御后は。事代主神の御子に坐々も。みなこれ偶然ならさる。天神等の御計なることは。申も更なる御事ともにて。是等は既に。先哲も云おける説とも多し。されは皇后と申奉るは。御血統こそは。山海の神。又國神にこそはましませ。天皇と並ひまして。日嗣御子の御母儀にましませは。いとも貴く。いともかしこき御事なるに。後世には皇族より出玉へる事も。漸々稀に成來て。遂に藤原氏のものとさへなりにしことは。あなかしこ。天神等のさはかり思ひおきて給ひしにも。戻り玉へる御事なりかし。されと今かく成にし御世に當りて。其御定を議し奉るにはあらず。神代には。かくまて皇位の貴く辱きよしを。天神等の示し玉ひし御事を。神代紀に徴し。はた此海宮の段の。今の心にしては。何けなき一小説の如くに。見過し奉らむ世の人の。大凡におもへる心を。驚ろかしおかんとて。此段を注する序かてらに。言擧するものそかし。○海幸は。舊訓に依へし。（山幸のかたも同し）佐知と云ふ言義未思得ねとも。佐伎とも通ひて。（萬葉十一に。蜑治波布とあるは。蜑佐知波布の略なるを。五には言靈能佐吉幡布ともあるにて。佐知佐伎通ひて。同音なることを知へきなり。波布は辭なり。）凡て身の爲に吉事をいふ。（即こゝに幸字を書り。又福字をも訓り。）此にては。海にて諸魚を得るを。海佐知といひ。山にて諸の獸を得るを。山佐知といふ。凡て物を得るは。身の爲に吉事なる故に。幸といふなり。（記傳に。佐知を幸取なりといはれしは。うけられず。）其海の佐知を得給ふを以て。火闌降命を海幸彦と申し。山の佐知を得給ふを以て。彦火々出見尊を。山幸彦と申せるなり。（この事。記又此第三の一書に見えたり。）記傳云。萬葉に得物矢。佐都由美。山能佐都雄。薩雄。又佐豆人。なとある佐都も。佐知と同し。と云り。○幸此云佐知。記傳云。かくあれとも。左知は幸の意のみにはあらず。（幸とのみ心得ては。下に至りて。かなはぬ事あり。其由は其處にいふへし。）と云り。

始兄弟二人相謂曰。試欲易幸。遂相易之。各不得其利。兄悔之。乃還弟弓箭。而乞己鉤。弟時既失兄鉤。無由訪覓。故別作新鉤與兄。兄不肯受。而責其故鉤。

始とは。是より以前をいふ事にて。その原を語るなり。さて彦火々出見尊は。此時既く太子に立給へることを。第二一書に。海神の虚空彦と稱申し。記にも。此人者天津日高之御子。虚空津日高。と申せる

ことあるにて知られたり。通證に。天津日高者。天子之稱。虛空津日高者。太子之稱。と云へり。なほ次々又一書の下にも。云を見るへし。○欲易幸。この幸は即てその幸を得具をいひて。則次に見えたる弓箭鉤なり。さてこの佐知も。海幸山幸の佐知と同し言なから。海幸山幸の幸は。山海にて諸魚諸獸を得るを指て云ひ。此處なるは。其幸を得る具を指して云るにて。（即此紀に。幸鉤幸弓とあり。其事なり。）聊異なり。（さるは記傳云。佐知と云ことを。幸とのみ心得ては。たかふと云こと。此にて知へし。紀に欲レ易レ幸と云れたれとも。幸を易とては。文字のうへ聞えかたし。取レ幸具を易むと云意ならでは。聞えぬぞかし。といはれたり。）さて今其を欲レ易給ふは。いかなる故にか。何事もつねになれば。めつらしからねばか。されと。此は第三の一書に。兄火酢芹命能得二海幸一。故號二海幸彥一。弟彥火々出見尊。能得二山幸一。故號二山幸彥一。兄則每レ有二風雨一。輙失二其利一。弟則雖レ逢二風雨一。其幸不レ忒。時兄謂レ弟曰。吾試欲レ與レ汝換レ幸。弟許諾。因易レ之。時兄取二弟弓矢一。入レ山獵レ獸。弟取二兄鉤一。入レ海釣レ魚。俱不レ得レ利。空手來歸。とある傳そ正しかるへき。（記には。爾火遠理命。謂二其兄火照命一。各相二易佐知一欲レ用。三度雖レ乞不レ許。然遂纔相易。爾火遠理命以二海佐知一釣レ魚。都不レ得二一魚一。亦鉤失レ海云々。とあり。）さて此佐知易のこと。記には。弟命の御方より。乞賜へるなり。此紀は本書及第一一書にては。兄弟互に相語ひて。易給へるなり。右の一書にては。兄命の方より乞賜へるなり。此三傳の中に。兄命の方より乞賜へるそ。此段の終までの趣に。よく叶へりける。なほ其傳には。兄則每レ有二風雨一。輙失二其利一。弟則雖レ逢二風雨一。其幸不レ忒。とあれは。易へてむと所欲る由縁さへしられて。いよいよ明らけし。然れは記の傳へは。紛ひ誤れる物なるへしと。記傳にも既に云れたる。信にさる說なり。○各不得其利。凡て世に生るゝもの。其得たる處得ぬところは。甚く異なるものにて。其幸を相易へからさること。神等といへとも。既に如此し。此に就て重胤云。幸は謂ゆる德と云事にて。各人の生質に。得たる所有を云なり。然れは山幸有は。山神。海幸有は。海神より授け給ひ。依し給へるに依て。其道に取ては。得たること有り。妙にして外より企及はさる事あり。又其道を勉行ひて幸有なと。各々人々に依て。異なる所なり。然るに佗人の上を羨みて。其業を易る時は。決めて幸ならさるは如何と云に。其幸を守るへき神の。守給はさるなり。其は人の其幸有ると云も。一朝一夕の事には非す。生れ出るより。其長するに隨ひて。其には山幸を得させむ。其には海幸を得させむと。其幸を守育てゝ。長し給へるなれは。其業を易るも捨るも。其主を易へ。君を捨るの意味等しき故に。其利を得さる。自然の道と所見たり。と云れたる。さる言なり。○弓箭。これ即幸弓幸矢なり。第一一書に。幸弓といふこと見え。萬葉集に得物矢とあるは。幸矢といふ事なり。○己鉤。本に己鉤鉤とあり。今永享本三島本また其餘の古寫本に。鉤字无に因る。これ即幸鉤なり。記傳云。波理と云は。もと物縫針の名にて。其を曲て釣針と云なり。神功卷に。針を勾て爲レ鉤とあるか如し。とあり。されとおもふに。古物を縫針をは針といひ。魚をつる波利をは。鉤とそいひけん。故記にも。鉤の訓をはみな。知と讀たるをおもふへし。言義はいまた思ひ得す。（然るに記傳に。是を甚く非事のやうに云れたるは。一偏なる言なり。殊に天武紀に。鉏鉤と云人の名さへあれは。いよゝたしかなり。それをもまた。何くれと云れたれと叶はす。また釣の切知也と云れと。それもいかゝ。下に見えたる貧知滅知なとも。貧鉤滅鉤と見るへきなり。）○乞己鉤。記云。於レ是其兄

火照命。（火闌降命の亦御名なることは。上に既に云へり。）乞其鉤曰。山佐知母。己之佐知佐知。海佐知母。己之佐知佐知。今各謂返其佐知之時。其弟火遠理命答曰。汝鉤者釣魚不得一魚。遂失海。然其兄强乞徵云々とあり。（山佐知母云々。海佐知母云々の意は。記傳云。凡ての意は。山幸の弓矢も。海幸の釣鉤も。己々か本より得たる幸なれは。久しく易へ置へきに非す。互に既に試みつれは。今は己々本の如く。返さむとなり。とあるか如し。）○失兄鉤。海中へ失ひたまひしなり。宇志奈布は。令亡といふ言にて。奈布は辭なり。

弟患之。即以其横刀。鍛作新鉤。盛一箕而與之。兄忿之。曰非我故鉤。雖多不取。益復急責。故彥火々出見尊。憂苦甚深。行吟海畔。時逢鹽土老翁。老翁問曰。何故在此愁乎。對以事之本末。

以横刀云々。鍛作は。三代實錄十八に。改饒益神寶。爲貞觀永寶。常乃鑄錢司。路遠妨多爾依天。加太之於山城國葛野郡天。令鑄作云々。と見えたり。類聚國史に。造錢型師とあり。範を爲るなり。（字書型模也。凡鑄式以土曰型。木曰模。金曰範。とあり。）記云。故其弟破御佩之十拳劒。作五百鉤。雖償不取。亦作一千鉤。雖償不受云。猶欲得其正本鉤。とあり。平田翁云。記にては。始に劒を破りて。五百鉤を作り償ひ給へとも。受さりしかは。千鉤を作りて。償給へる趣なれと。此は此本書に。始には別作新鉤と云て。其を受すて。責れる故に。刀を以て。多くの鉤を作れる由なるそ。然るへき理なる。とあり。○盛一箕。倭名抄。箕和名美。説文除糞棄米之器也。とあり。一箕とは。記中卷。毀鼻入鹿魚。既依一浦。の下の傳に。一浦とは。浦に滿たるを云。（俗に浦一杯と云意なり）神代卷に。盛一箕とあるも。箕に充滿たるを云て同し。うつほ物語に。いかき者とも。一山にみちて。大和物語に。一寺求めさすれと。更に逃て亡にけり。（一寺は。寺の内ことことくなり。）源氏物語すまに。一宮のうち。忍ひて泣あへり。蜻蛉日記に一京なともあり。涙を一目浮てとあるも。目に滿るを云へり。と云り。さてまた山蔭云。古語に。一箕に盛ると云ふは。箕に滿ることとなるを。漢文にては。一つの箕に盛にて。意異なり。こゝは古語の意なりと云り。さる言なり。（華牙に。今俗物の多き事を。一箕ほとある。箕てはかるなといふは。古言の殘れるなり。と云り。）○益復急責。華牙云。かくまて物し給ふことをそ。聊も聞入すて。故鉤を責ること。いと理なく。不道き事なり。然はあれと。後世のねちけ人の。成らぬ事を知なから。わさと强に責るやうの意とは異にて。小兒の物を聞わけさることくに。海中へ失へる鉤の。覓よしなき事まてをは思はすて。一偏に故鉤をほしがるは。中々にをさなくて。神代の心なるへし。といへり。さることとなり。（既に纂疏に。作新鉤盛一箕。償之。其較多少。庶幾盈之已也。盛箕言鉤多也。非我故鉤。雖多不取。譬猶小兒不解事而責人。といはれたり。）○行吟海畔。爲むすへなくて。其鉤を失ひ給ひし海畔に。呻吟給ふなり。佐麻與布は。字鏡に。喍出氣息心呻吟也。惠奈久。又佐萬與不。又奈介久。とあり。聲を擧て。泣患ふるさまなり。萬葉二十に。春鳥乃。己惠乃佐麻欲比。記云。弟泣患居海邊之時云々。○鹽土老翁は。已に云るか如く。住吉大神の。現人神となりて。現れ玉へる御名なり。さてそこにも云る如く。老翁とは。たゝ尊みても云稱な

れと。此は實に翁の形を現れて。坐けるなるべし。（帳に。薩摩國頴娃郡枚聞神社あり。そは此段の鹽土神を祭れる社なりとぞ。今世に開聞が嶽と云是なり。）一書に。有一長老とあるも。しかきこえたり。○事之本末は。始終を云ふ。記云。鹽椎神來問曰。何虛空日高之泣患所由。答言。我與兄易鉤。而失其鉤。是乞其鉤。故雖償多鉤。不受。云猶欲得其本鉤。故泣患之。

老翁曰。勿復憂苦。吾當爲汝計之。乃作無目籠。內彥火々出見尊於籠中。沈之于海。即自然有可怜小汀。（可怜。此云于麻師。汀。此云波麻。）**於是棄籠遊行。忽至海神之宮也。其宮也。雉堞整頓。臺宇玲瓏。門前有一井。井上有一湯津杜樹。枝葉扶䟽。時彥火々出見尊。就其樹下。徙倚彷徨。**

老翁曰云々。この老翁。事の本末は。神なからかねて知居れとも。もとより火々出見尊を。助けまつらむとおもひて。形を現はし出來れるなれは。まつかくよそなから。問奉りて。さて其上にて。計らへる也。○偖重胤云。住吉神は。海神と共に。生坐る神なるか。此神は上にも擧る如き。御功共の多在るを。海神には然る聞えも無が如くなれとも然らす。幽と顯との如く。互みに相扶けて。物爲させ給

ふ事にて。共に預給はすと云事無くなむ有ける。其は此段の事を以考るに。彼國より此顯國にて。物爲ることとならむには。海神は。例の幽に立して。鹽土老翁そ。顯には立給ふ可きを。此は顯國より。海中に入らせ給はては。事の整ひ難き事なる故に。尋常とは異りて。鹽土神より。海神の御許に。送參らせられて。其御計らひをは。乞はせさせ給へる者なり。（此に就て思ふに。上にも云る如く。此段は兄弟共に。其幸を相易て。互に利を得さるは。當然の事にて。始より兄は海幸を得。弟は山幸を得て坐しかは。彥火々出見尊に於ては。海神の拘はらせ給ふ可き事に非る故に。殊更に海宮に幸行して。其海神の御計らひを。得させ奉る可く。鹽土神の教奉れるにて。此に妙なる味有る所なり。）と云り。○憂苦。今本苦字なし。今元々集に所引の文に據て補ふ。（永享本には苦字なくて。之字あり。）○爲。記傳云。美多米爾と訓へし。萬葉に御爲と多く見ゆ。古書に奉爲と書るを。然訓ことなり。○無目籠。第一一書云に。以無目堅間。爲浮木。以細繩。繋著火々出見尊。而沈。所謂堅間是今之竹籠也。とあり。第三一書には。作無間堅間小船。云々推放於海中。とあり。（記にも無間勝間之小船とあり。）記傳云。無間は書紀に無目と作る意なり。（間は借字）加津間は。堅津間の約たるにて。書紀には即堅間とあり。（古加多麻とも。加都麻とも云りしなり○武鄕云。かくあれとも。古く加多麻とものに書る。正き證を見す。後の歌に。加多美と云るはあり。そは次に云）こは籠の編る竹と竹との間の。堅く密りて目の無を云り。（中卷に。八目之荒籠。書紀に大目麁籠なと云るは。目の麁を云り。さて加多麻と云を凡て籠の古名と心得るは非なり。許と云そ本より總名にはありける。筥と云も。布多許の切りたるにて。もと蓋のある筥の名なり。これにても。總ての名は許なりしことを知へし。）萬葉に。玉勝間とあるも。此物なり。さて倭名抄に。唐韻云。籠竹器也。和名古。また四聲字苑云。笭箵小籠也。漢語抄云。加太美。とある。賀太美は加多麻の轉りたるなり。（古今集よりして。後の歌なとにも。皆加多美とのみあり。さて小籠をしも。加多美と云けんは。古と違へり。加多麻はもと。大きなるにも。小きにも。云りし名なれはなり。）と云り。さて第一一書に。老翁即取嚢中玄櫛。投地。則化成五百箇竹林。因取其竹。作大目麁籠。內火々

出見尊於籠中。投之于海。（一云。以無目堅間云々。）とあるは。やゝ詳なり。さて大目麁籠とあると。無目籠とあるとは。甚く異なれと。此は共に。たゞ籠をいふ名にて。（大目といひ。無目と云には。こゝに意なく。）其籠を船となしたると。云るまでの傳なり。（大目麁籠にては。船にはいかゞなど云へけれど。其は人の心もて。おもへるものなり。無目籠ならんからに。船にせむことは。人の心よりおもへは。なほあやしきにあらすや。）○內云々籠中。一書に。以細繩繫著云々。とあり。○沈之于海。これも上の一書には。推放於海中。又記には。押流其船者云々。とあり。（此海に沈とあるなとを。疑ふ人あるへけれと。其は海陸ノ道行絶たる。後の世のさまをのみ。おもへる心なり。すへて此段海神の宮のことゝも。神代のことを。よく知らさらむ人は。奇しみ疑ふこと。多かるへし。みな俗意なり。）○可怜小汀。一書に可怜御路。（記には。味御路とあり。）記傳云。甚善道と云むか如し。といへり。小汀も海につきて云るものにて。路と云るに同し。（可怜の義は既云り。）さて沈之于海とあれは。海底にある路なること決し。（かれ一書に。海底自有可怜小汀とあり。）○海神之宮。此宮は海中にある宮なり。一書に。海神豊玉彥之宮とあり。此神は。御禊段に生ませる。底津少童命。中津少童命。表津少童命にます。この三柱神の。一柱とませる御名を。豊玉彥命とも。大綿津見神とも申すなり。（記傳にも云れたる如く。三柱の綿津見神は。阿曇連か祖神に坐よし。上卷に見えて。姓氏錄に。安曇宿禰。海神綿積豊玉彥神子。穗高見命之後也。とあるも。此段の一書に。海神豊玉彥とあるとを合せ見て。かの神なることを知へきなり。又三柱神の。一柱ともなり坐ること。神代にかゝる例多し。既に云へり。）○雉堞整頓。の四字古言によまは。ミカキト、ノヒソナハリ。なと訓へし。（本にタカヽキヒメガキ云々。とよめるなとは。文字につきての訓なり。整頓の訓は。私記によれり。）○臺宇玲瓏。タカトノウテナテリカヽヤケリ。とよむへし。（私記の訓にしかあり。）さて此二句は。海神の宮の。壯麗く大なる殿門なとの狀を。稱へいへるものから。あまり漢文の潤飾過たり。記に如魚鱗所造之宮室とある方。いとうるはしく。甚くきこえたり。○扶疏は。應神紀に。芳草薈蔚。とあるによるに。繁茂なるへし。さて毛は茂の字音ならす。顯宗紀に。厥功茂焉。萬葉二に。石乍自。木工開道乎。なとの茂木工みな同し。また續紀宣命に。牟俱佐加とあるも。茂榮の意。又森といふ名も。木の生茂りたるよしなりとそ。○就其樹下。記には。坐其木上者云々。第一一書に。就樹下立之。一云。傍於杜樹。第二一書に。跳昇其樹。第四一書に。宜下就其樹上而居上之。とあり。○徙倚彷徨。徙倚を與呂煩比とよめるは。仁德紀御歌に。河の隈々。與呂朋譬行くかも。催馬樂に。佐介乎太宇反天。太邊惠宇天云々。奈與呂保比曾。源氏明石卷に。立給ふもあさましうよろほふ。なとあり。夕顏卷には。小家のさまの。傾き倒れかゝりたるをも。よろほひといへり。（徙倚は。字書に。彷徉徙倚なとありて。彷徉猶徘徊也とあり。また彷徨猶徘徊也とも。彷徨往來ともあり。多々受牟は。古今秋下。うりんゐんの木かけにたゝすみてよめる。源氏末摘花。そのあれたるすのこに。たゝずままほしき也。若菜に。庭のたゝすみあるく。言義は立進むか。）

良久有一美人。排闥而出。遂以玉鋺來當汲水。因擧目視之。乃驚而還入。白其父母曰。有一希客者。在門前樹下。海神於是鋪設八重席薦。以延內之。坐定。因問其來意。時彥火々出見尊。對以情之委曲。海神乃集大小之魚逼問之。僉曰。不識。唯赤女（赤女鯛魚名也）比有口疾

而不レ來。固召之採二其口一者。果得二失鉤一。

一美人。海神女豐玉姫なり。○玉鋺。字鏡。鋺。加奈萬利。和名抄器皿部に。金鋺。日本靈異記云。其器皆鋺。俗云賀奈萬利。今按鋺字所出未レ詳。古語謂レ椀爲二磨利一。宜レ用二金椀二字一。記傳云。鋺字はまことにあたらす。椀なり。然れとも古書ともに。皆鋺と作り。凡て古には偏をかへて書る例多くあり。鞍を桉とかき。鉾を桙とかける類也。あやしむへきにあらす。とあり。さて記には玉器とあり。和名抄。同部。盌小盂也。字又作レ椀。弁色立成云。末利。俗云毛比。箋注云。大神宮儀式帳。有二水眞利一。神代紀允恭紀鋺。新撰字鏡。瓯瓱鋺並訓二萬利一。按末利蓋與レ鞠同語。以二其形圓一爲レ名。武烈紀影媛歌云。柁磨暮比儞。彌逗佐倍母理。豐受宮儀式帳云。御水四毛比。萬葉集借二片埦一爲二偏思一。則毛比是盌之古名。源君以爲二俗語一者誤。とあり。凡て飲む水を毛比と云ことは。此毛比より出たる言なるへし。古へは凡て飲む水をは。母比と云へり。記傳云。後世には井より水を汲揚るには。必繩なと着たる。都流倍を用ゐる事なれとも。上代の井は。淺き泉なることも多かりしかは。（今も山里なとのは。しかなり。）盛器を以て。直に汲揚けもしつとおほしけれは。此の玉器も盛器以て。汲にてもあるへく。又汲たるを盛料にても有へし。（次の文に。酌レ水入二玉器一貢進。とあれは。汲揚るのみの器にはあらす。）書紀に。此を玉鋺玉壺玉瓶なと作れたる。皆タマモヒと訓へきなり。とあり。○擧目視之。井のもとに因て。ふと見奉りしなり。第一一書云に。以二玉瓶一汲レ水。終不レ能レ滿。俯視二井中一。則倒映二人笑之顏一。因以仰觀有二一麗神一云々。第二一書に。來將レ汲レ水。正見二人影在二於井中一。乃仰視之云々。第四一書に。當汲二井水一。見二人影在二水底一。酌取之不レ得。因以仰二見天孫一云々。記に。於レ井有レ光。仰見者有二麗壯夫一。以爲二甚奇一云々。とあり。○白其父母。第四一書に。豐玉姫侍者云々。即入告二其王一。（第一一書一云の傳も同し。）とあり。記にも。豐玉姫の從婢水を汲て。火遠理命を見て。豐玉毘賣に申せるを。こゝと第一第二の一書共に。從婢の水汲たることとなくて。豐玉姫の自出來て。水を汲み。火々出見尊を見て。驚て還入たる趣なり。此は第四一書。又記の方まさりぬへし。さて平田翁云。此段の事。本書又第二の一書に。白二其父母一。とあれと。此は記又第二の一書に。白二其父一曰とあるそ。然るへくおほゆ。○希客。神功紀に。希見此云二梅豆邏志一。とあり。愛より出たる語なり。希なるものは。自見愛らるゝゆゑに。しか云るなり。○海神云々。應永本永享本。此に海神先隱竊視レ之。是天神御子矣。於是鋪二設八重席薦一云々。とあり。○八重席薦。第三一書に。鋪二設海驢皮八重一云々。（第四一書には。設二三床一とあり。）記には。美智皮之疊敷二八重一。亦絁疊八重敷二其上一云々。とあり。また記倭建命條にも。菅疊八重。皮疊八重。絹疊八重。敷二于波上一。なと見えたり。なほ萬葉に。このつゝけなる多し。記傳云。皮疊絁疊なとあるを以て見れば。上代には氈茵なとの類をも。凡て多々美と云りしなり。和名抄に。疊和名太々美。（此頃に至りては。疊と云ふは。今世にいふ疊にて。皮絁なとのをは。疊とはいはす。氈茵席なと。おのゝゝ別なり。）八重は。たゝ幾重もと云ことなり。物を重ぬるを。多々牟とも云へは。疊と云名も重ぬるよしなり。（廣き物を。狹く折約むるを。多々牟と云も。折れは重なる故なり。）然れは疊は。上

代には必幾重も重ね敷たる物なり。（萬葉十一に。疊薦隔編數。十二にも疊薦重編數とある。此は薦を幾重も重ね編て。一ツの疊に造るを云り。こはやゝ後の事にて。かの上代の如く。幾重も敷へきを。便よく一ツに編重て。厚く造り成せる物なるへし。上代の疊は。後世の如く厚き物とは見えす。）後世神今食。新嘗祭なとに。神座に八重疊といふを。設けらるゝは。上代の義なり。とあり。さて海神のかく供奉れるは。希客は。皇孫に坐ことを。既く知るなるへし。されと。一書の如く。先誰神に坐すことを。問奉ることなくては。言たらはぬこゝちす。故上の脫文を。此に入てみるへし。○延內。延は本にヒイテ云々と訓れと。私記に井氏以留とよめり。（鎌倉本も同し）第二一書に。迎拜延入。慇懃奉慰。第二一書に。迎入。第三一書に。海神自迎延入。なとあり。（なほ第一一書の下にいへり。）○坐定。本にキシツマリと訓めれと。古訓ともおもはれす。ミマシサタマリテ。なと訓へし。○問其來意。このこと。記には三年住て後に有れとも。紀にては。其來坐せる初に問ひ給へり。一書ともゝ同し。信に此事は。初に先問賜ふへきものなり。○大小の魚は。（本に。トホシロクヒキイヲトモ。私記は。止乎之呂久知比左岐云々。と訓めれと。古訓ともきこえす。故に今は私記院暦本なと。とりましへて。オホキチヒサキイヲトモ。と訓つ。されとまた）波多能比呂母能波多能佐母能とも訓へし。記に宇受賣命段に。悉追聚鰭廣物鰭狹物。以問言。とあると。語のつゝきさへ全同く。又一書に。此をすなはち。悉召鰭廣鰭狹而問之。と記されたるを以て。さとるへし。○僉曰。魚の答なり。○赤女（赤女鯛魚名也）は一書に。赤女或云赤鯛。又一書には。赤女とありて。即鯛魚也と注せり。記には赤海鯽魚とあり。記傳云。仲哀卷に海鯽魚とあるも。和名抄辨色立成云。海鯽魚知沼。とあるとを合せて見れは。赤海鯽魚は。鯛なることと決し。（知沼は。鯛の色灰色きものにて。黑鯛の類なり。和名抄に。知沼と久呂多比とは別なれと。遠からぬ物なり。さて常の鯛は。知沼と形全く同くて。色赤きゆゑに。赤海鯽魚と名るなり。橿を白橿と名る類なり。又仲哀卷なるは。色の赤黑を一にして。海鯽魚を鯛にあてたるものなり。）多比は。和名抄には。崔禹錫食經云。鯛味甘冷無毒。貌似鯽而紅鰭者也。和名太比。と見え。字鏡にも鯛太比とあり。と云り。さて赤女と云るは。此魚の女魚なるを知らせたるものか。又故あるか。○比。記にも頃者赤鯽魚於喉鯁とあり。一書には。赤女久有口疾とあり。記傳云。頃者いかゝ。鈎を呑たりしは。三年前なるへきをや。されは。此は一書に久とあるそ。當りて聞えたる。と云り。○口疾。鈎を呑めりし故に。口を疾めりしなり。記には。於喉鯁。物不得食愁。とあり。（和名抄。唐韻云。鯁魚。刺在喉也。和名乃木。）○固召之。鈎を喰るゆゑとしりて。固に召て。先其失鈎を取得たるなり。されと皇孫命の。めつらしく來坐る事を。歎ひ畏み仕へ奉りて。其鈎をは。とみにも奉らさりけむ。且このこと。記又第三一書の傳へも。皇孫命三年住坐して。還りまさむとし給ふ時のことゝなり。こゝと第二一書の趣は。初めて到り坐せる時の事とせり。其そ正しかるへき。

已而彥火々出見尊。因娶海神女豐玉姬。仍留住海宮已經三年。彼處雖復安樂。猶有憶鄉之情。故時復太息。豐玉姬聞之謂其父曰。天孫悽然數歎。蓋懷土之憂乎。海神乃延彥火々出見尊。從容語曰。天孫若欲還鄉者。吾當奉送。便授所得鈎。因誨之曰。以

此鉤與汝兄時。則陰呼此鉤曰。貧鉤。然後與之。

豐玉姫。記傳云。一書に父神の名豐玉彦とあれは。其によれるなるへし。また容顏の麗しきを。稱へたるにもあるへし。とあり。山城國風土記に。久世郡水渡社。（祇社）名天照高彌牟須比命。和多都彌豐玉比賣命。とあり。（式水度神社三坐。とある社なり。）式。阿波國名方郡和多都美豐玉比賣神社。○經三年。上に比及三年。尙不報聞。なとあるに同しく。こゝも必三年には限らす。年を經ることを。大かたに云るものなるへし。○安樂。豐玉姫を。妃と爲給ふのみならす。海神の慇懃に。仕奉り給ふにより。何となく御心緩みて。一旦は安樂とおもほしめすよしなり。○時復太息。（三島本復字なし。凡そ宜しかるへき。）一書に。數有歎息とあり。記傳云。那宜伎は長息にて。心に思ひ結ほるゝ事あるをりは。長き息の衝るゝを云。（さるは哀き事。憂はしき事なとは。もとよりにて。喜しきことゝ愛きことなとも。凡て心にあまりて。こめかたき時には。長息あり。漢國にても。歎字なと。何れにもわたること。此間と異なることなし。さて其中にも。哀き事憂はしき事なとは。殊に深く心に結ほるゝ物なる故に。後にはもはら。其方にのみ取て。那宜伎と云へは。即て哀み憂ふることにも成れり。）萬葉十三。吾嗟八尺之嗟。又杖不足八尺之嗟。十四に。也左可杼利伊伎豆久伊毛乎。なとあり。これら息のいとゝゝ長き由に。八尺と云り。とあり。記云。於是火遠理命。思其初事而。大一歎云々。（記傳云。思其初事とは。たゝ本國を戀しく所念看なり。大一歎し給ふは。所念すことの淺くて。唯一聲なるにはあらす。此時まて。御心に隱て顯し給はさりしを。三年にもなりて。甚久しきほとに。今は忍ひ得敢へたまはて。思ほえす。出たる一聲なり。一と云るに。其意見えたり。大なる音に依り。豐玉毘賣此長息を聞て。驚き給へるさまなれは。此比賣にも。國思ひ給ふことを。語り給はさりしなり。書紀に。此長息を。數或時なとあるとは。趣異なりとあり。）○從容。

葦牙云。此訓古言にやあらむ。こは漢籍に。從容舒緩貌とありて。於毛牟呂と訓たり。物しづかに。緩らかに物言を云なりと。本居大平いはれたり。とあり。（今もはら。漢籍には舒字をオモムロとよみたり。音義面緩か。面倹。面勝なと。面某と云る例なり。）○所得鉤。本に釣鉤とある。釣字例の衍なり。丹鶴本に无に因る。○陰呼。纂疏に。陰呼謂呪詛之辭也。兄命有得此。則其貧窶何止失幸已哉。と云り。○貧鉤。麻治は麻豆と通音なり。（記傳にも。麻豆志は。本は麻治志にてもあらむ。）といへり。さて貧鉤とは。第二一書に。貧鉤。滅鉤。落薄鉤。第三一書に。大鉤。踉蹚鉤。癡騃鉤。貧鉤。第四一書に。貧鉤。狹々貧鉤。（記に。於煩鉤。須々鉤。宇流鉤。）なとあるか如く。鉤にさる種々の凶名を冠たるは。即ち幸鉤の反にて。不幸事ともを。釣る具と云意。所謂呪詛の辭なり。（第一一書には。可詛言貧窮之本。飢饉之始。困苦之根。ともあり）○與之。記に給其兄とある。記傳に。こは火遠理命を尊崇み。又火照命を賤め惡みて。御兄なれとも。給ふと云るなり。とあり。此に與ふとあるも其義なり。第二一書には。言訖以後手投棄與之。勿以向授。（第三一書に。可以後手投賜云々。ともあり。記にもしかり。第四一書に。三下唾與之。ともあり。）

復授潮滿瓊及潮涸瓊。而誨之曰。漬潮滿瓊。則潮忽滿。以此沒溺汝兄。若兄悔而祈者。還漬潮涸瓊。則潮自涸。以此救之。如此逼惱。則汝兄自伏。

潮滿瓊潮涸瓊。記に鹽盈珠鹽乾珠と作り。記傳云。志本美都多麻。志本比流多麻。と訓へし。（乾(ヒル)は。景行卷に賦(フ)と訓注あれは。比流とは云はす。急居を菟岐于とあると。同格にて。比。布。布流と活用く言の如し。されと布流と活用きし例なけれは。こはなほ比流と活用く言なるへし。古言には。をり〳〵かゝる言もありとあり。○武郷云。居も韋。宇。宇流。とは活用かす。韋。宇。韋流と活く言にて此と同し。）とあり。さてこの二(フタ)ツの瓊もて。潮の滿涸る事は。海神の掌わさなれは。此瓊に彼神の御靈を。託(ツケ)たりしにや。はたもとより。さる奇異しき瓊なりしにや。今知るへからす。記傳云。中卷に振(フル)レ波(ナミ)比(ヒ)禮(レ)。切(キル)レ浪比禮。振(フル)レ風(カゼ)比禮。切(キル)レ風比禮。と云ふ物見えたり。この類なり。（仲哀卷に。皇后泊二豐浦津一。此日皇后得二如意珠ヲ於海中一。と云る事あり。土佐國風土記に。吾川郡玉島。或說云。神功皇后巡レ國之時。御船泊之。皇后下レ島休二息磯際一。得二一白石一。圓如二雞卵一。皇后安二于御掌一。光明四出。皇后大喜。詔二左右一曰。是海神所レ賜白眞珠也。故爲二島名一。とあると。一ツ事なるを。國の異なるは。傳の異なるへし。宇佐宮緣起に。神功皇后干珠滿珠を。龍宮より得玉ひて。三韓をまつろへ賜へる由云へるは。古き傳か。はたかの書紀の如意珠と。新羅の國中へ潮の上りしことゝを引合せて。おしあてに云るか。是もたしかならす。又其二の珠。後に肥前國佐嘉郡河上宮と云に。納まれるよし云り。かくて書紀釋に。元暦之比。宇佐宮監行之時。本宮注文。滿瓊涸瓊二種在二當宮一之由注進之云々。二種瓊已在二當宮一。神功皇后征二伐三韓一之時。就二新羅海潮滿二宮庭一。恐之。定令レ持二此瓊一御(タマフ)歟。然而無二證所見一。と云り。此にもおほつかなき事あり。神功皇后の珠は。新に海中より得たまへるなれは。かの神代の瓊とは。別なるに。神代の瓊の。宇佐宮に在は。何の由緣にか心得かたし。故思ふに宇佐宮に在と云は。神功皇后の得賜へる珠にて。かの肥前國河上宮に納れる珠そ。神代のなりけんを。此と彼と。一ツに心得誤りて。左右にまきれつるにやあらん。かの河上宮と云は。神名式に。佐嘉郡與止日女神社とある是なり。と云り。或書に。豐玉姫を祭ると云るも由あり。さてかの神功皇后の得たまひし玉も。若實に干珠滿珠にて。新羅の國中へ。潮の上りしも。其珠の故ならは。海神の有てる。鹽盈珠鹽乾珠は。今火遠理命に授奉れるのみにもあらす。なほ幾箇もあるものときこえたり。○武郷云。この二珠の事。記傳三十卷にも論あり。今何れとも定めかたし。然るに矢野玄道云。皇后の持玉ひしは。海より今新に得ませる珠にそありけん。二珠の納れる所も。今按名蹟考に。四說をあけたれと。信友說の如く。河上社に在とせる傳や是(ヨ)からむ。と云り。さらは神代の瓊は。宇佐宮に在とせんか。なほよく考ふへし。）萬葉十九に。和多都民能(ワタツミノ)。可味能美許等乃(カミノミコトノ)。美久之宜爾(ミクシゲニ)。多久波比於(タクハヒオ)伎弖(キテ)。伊都久等布(イツクトフ)。多麻爾末佐里弖(タマニマサリテ)云々。とよめり。と云へり。○漬潮滿瓊則。漬字本にツケハとよめれと。明應本に依てヒタサハとよむへし。また本に。則字の上に者字あり。集解本に。傍訓攙入として刪れり。今それによれり。（見林本にも衍と云り。）さて漬と云るは。即瓊を用る法なり。第二ノ一書には。出二潮滿瓊一云々。出二潮涸瓊一云々。（記にも出とあり。）とあれと。下文には出と云むも宜なれと。此所は漬とある方。然るへくおほゆ。（漬とあるも。出とあるも。唯に用法の上のみにて。傳の異なるにはあるへからす。）○逼惱。葦牙云。こゝは兄の責りし鉤を得たまひて。かへし與へ給へは事もなきを。かくたしなめむとするは。始よりの事を。海神に委曲に詔たまへは。兄のさかなき事を。甚く惡みて。かくまては敎へまつりしなるへし。又思ふに。既く弟命の太子に定りたまひけむを。兄の妬みて。故(コトサラ)にさがなき事爲給ふ故に。とかくして。伏へしめむことを。海神の助け敎へ奉りしにもあるへきか。と云るはさることにて。かの鹽土老翁か。ゆくりなく出來れるさまにて。助けまつれるも。今又海神のかく計らひ奉れるも。みな天日嗣の御子と。定り坐る弟命の。困厄玉へるさまを。幽に神なから知しめして。助け仕奉れるなり。但し其事の偶然に出たるか如きさまにみゆるは。是そ顯幽の隔にして。あらはに知らるましく。掟給へるものなるへきことそ。本よりなり。さて此海神の言(ノタマヘ)る言。此處には略きて記せるを。第三ノ一書には。復進二潮滿瓊潮涸瓊二種寶物一。仍敎二用瓊之法ヲ一。又敎曰。兄作二高田(アゲタ)ヲ一者。汝可レ作二洿田(クボタ)ヲ一。兄作二洿田ヲ一者。汝可レ作二高田ヲ一。海神盡レ誠。奉レ助如レ此。と見え。（記には。然而其兄作二高田ヲ一者。汝命營二下田(クボタ)ヲ一。其兄作二下田ヲ一者。汝命營二高田ヲ一。爲レ然者。吾掌レ水故。三年間必其兄貧窮。若恨二其爲レ然之事ヲ一。而攻戰者。出二鹽盈珠ヲ一而溺シ。若其愁請者。出二鹽乾珠ヲ一而活シ。如此令二惚苦一。とあり。）第四ノ一書に又兄入レ海釣(セム)時。天孫宜(タマヘ)下在(テ)二海濱(ニ)一以作(シ)中風招(カザヲキ)上。如此則吾起(テ)二瀛風(オキツカゼ)邊風(ヘツカゼ)ヲ一。以(テ)二奔波ヲ一溺惱(サム)。（第一ノ一書にも。此傳を甚くはふきて出せり。）なと種々の事共見えたり。

及將歸去。豐玉姬謂天孫曰。妾已娠矣。當產不久。妾必以風濤急峻之日。出到海濱。請爲我作產室相待矣。

風濤急峻之日は。いかなるよしにか。（謂順風日と云る說あれど。そは非なり。）下に直冒風波とあれは。風波のある日を待て。物し玉へるにか。强ていはゝ。豐玉姬まことの御體は。一書（又記）に。大熊鰐（本書には龍とあり。是には論あり。）とあれは。海濱に來り坐るには。自ら海中に風濤の起ることゝ。おもはれたり。（龍蛇の類。空中にものする時は。甚しき風雨のある事など。おもひ合すへし。）纂疏に。風濤者諸龍之鼓動也。とあるもよしなきにはあらし。故かくは宣へるものならんか。猶よく考へし。○作產屋。記に產殿とあるも。ともに宇夫夜と訓へし。記傳云。兒の始めて生れたる時の。物をも事をも。宇夫某と云ことゝ。古も今も多し。（今世の言に。凡て物の生れるまゝにて。修りかざれることなきをも。宇夫といへり。）その宇は生の宇と一にて。生れたるを云稱なるへし。とあり。（葦牙云。古へは別に產屋を立しなるへし。今も。產屋のうち。產屋あがり。產屋があけるなとは。つねいふなり。）さてこの產屋に。鵜羽を以て葺たりしこと。下の一書ともに見えたり。拾遺に。天祖彥火尊。聘海神之女豐玉姬命。生彥瀲尊。誕育之日。海邊立室。于時掃守連遠祖天忍人命。供奉陪侍。作箒掃蟹。仍掌鋪設。遂以爲職。號曰蟹守。今俗謂之掃守者。彼詞之轉也。とあるは。この時の事なりけり。（このこと。姓氏錄に異說あり。）さて此御產殿のこと。通證に。重遠云。產屋舊蹟。在日向國那珂郡海濱。號宇止磐窟。宇止即鸕鷀殿也。今按。窟縱橫五丈許。深一町許。東西抱海負山。其山名早日嶺。絶勝之地也。有神祠。所祭六坐。地神五代神。及神武天皇也。玉依姬社在別處。是社司之說。（記傳にも。今日向國那珂郡。宮浦村の海邊に。其御跡と云て。大なる窟あり。鵜殿窟と云。中に社ありて。鵜殿權現と云へり。）とあり。此はよしある傳なるへし。（但し所祭神云々は。後の事なるへし。）○相侍矣。此までの豐玉姬の御言。記にはなくて。於是海神女豐玉毘賣命。自參出白之。妾已妊身。今臨產時。此念天神之御子。不可生海原。故參出到とあり。されと。此は此本文の如く。必歸り坐時に期給ふへきものなり。第三一書に。妾已有娠也。夫天孫之胤。豈可產於海中乎。故當產時。必就君處。如爲我造屋於海邊。以相待者。是所望也。とあるそかなへる。

彥火々出見尊已還宮。一遵海神之敎。時兄火闌降命。既被厄困。乃自伏罪曰。從今以後。吾將爲汝俳優之民。請施恩活。於是隨其所乞。遂赦之。其火闌降命即吾田君小橋等之本祖也。

還宮。（宮。官本モトツミヤ。とよめり。）此宮は。口訣に歸笠狹之宮。とあれとも。なほ高千穗宮とすへし。（此宮の事は次に云）○一。北野本にモハラと訓り。從ふへし。○遵海神之敎。海神の敎へまつりしまに〳〵。兄を逼惱め給ふなり。○厄困。厄困の厄。本に危と作り。今三島本古今顯注所引に依て改む。○俳優

之民。俳優のことは上卷に出。さて此の俳優のさまは。下の一書又記に見えたる。（第四一書に。兄著二犢鼻一。以レ赭塗レ掌塗レ面。告二其弟一曰。云々自レ爾及レ今。曾無二廢絶一。とあるは。溺れし時の種々の態を。委曲に云る傳なり。又第二一書には。從レ今以往。吾子孫八十連屬。恒當レ爲二汝俳人一。亦爲二狗人一。請哀レ之云々。なとあり。記には自レ今以後云々。不レ絶仕奉也。といへり。）即其事にて。溺れし時の種々の態を爲を云なり。職員令に。隼人司正一人。掌下檢二校隼人及名帳一。敎中習歌舞上。隼人司式に。凡踐祚大嘗日。云々其群官初入發レ吠。悠紀入。官人並彈琴吹笛。擊百子拍手。歌舞人等。（彈琴二人。吹笛一人。擊百子四人。拍手二人。歌一人。儛二人。）從二興禮門一參二入御在所屛外一。北向立。奏二風俗歌儛一。主基入亦准レ此。大嘗祭式進二於楯前一。拍レ手歌儛。なと見えし。續紀に。大隅薩摩隼人等。風俗歌儛を奏りしこと。往々見えたり。記傳云。此風俗歌儛も。彼俳優の遺れるにそありけむ。（上代には。全俳優なりしか。後には歌儛の體になれりしならむ。）と云り。○吾田君は。姓氏にて。（此は此氏につきて云言なるが。この小橋君は。即次に云る如く。神武天皇の御世頃の人にて。此頃は未姓を云る例なければ。たゝ地名とすへし。また戸と云るものも。此頃はなかりしことゝ見ゆれは。たゝ其居地の名なとを以て。其處君と尊み呼るか。世々に其稱の傳りて。つひに戸とはなれるなり。）小橋は人名なり。（纂疏に。一云小橋人名也。とある宜し。小橋の下にも。戸を脱せりとして。これをも氏と云説あれど。みなわろし。さて此又地名に因れる名なり。記傳云。阿多は大名にて。其中にある小椅といふ地なるへし。此地物に見えされとも。必然るへし。今此名の地は無きか。大隅薩摩の國人に尋ぬへし。舊事紀に。景行天皇の御子たちを擧たる中に。襲小橋別命。三田小橋別祖と云り。三字一本に兎と作り。何れも誤にて。吾田小橋別なるへし。是も此なると一地名と聞えたり。さて小椅君は。其地をうしはける人にて。即名に負るなるへし。といへり。）さて吾田は。薩摩國の地名なること。上に云るか如し。（地名即て。氏と成れるものなり。）又記に。此を隼人阿多君とあるも。阿多君は隼人なれは。隼人と云るなり。（隼人の事は既に云り。）さて火闌降命は。本書に隼人等始祖也。とあるに因に。廣く隼人の祖と聞えたるに。（こゝにまた吾田君小橋等之本祖と云れたる。いかゝなり。前なるも。此なるも。本書なれは。兼ねて出すへき由なし。此事は既く記傳又山崎等にも。云ひ議れたりき。）分て阿多君祖とも云へるは。隼人の諸姓の中に。殊に顯れて。小橋君妹。神武天皇に。めされたりしよりのことなること。次に云るを考へ合すへし。姓氏錄。右京神別。阿多御手犬養。火闌降命六世孫薩摩若相樂後也。また山城國神別。阿多隼人富乃須佐利乃命之後也。と見え。續後紀承和三年六月。山城國右大衣。阿多隼人逆足。賜二姓阿多忌寸一。なと見えたり。（記傳云。これら隼人の國より上りて。皇朝に仕奉れるか。子孫の京邊に遺り住るなり。右の外にも。大和國に二見首。大角隼人。津國日下部。和泉國に坂合部なと。姓氏錄に見えたり。とあり。）さて小橋といふ人名は。記神武天皇段に。坐二日向一時。娶二阿多之小椅君妹名阿比良比賣一。生二子多藝志美々命一云々。とある人にて。御妃の兄君。御子等の御外戚にてありしかは。自ら其名も聞えて。高かりし故に。この人の名をしも取出て。云々の本祖也。とは云るものなり。（然るに東大寺所藏古文書に。天平寶字三年十一月十四日。笇師散位正八位下小橋公石正。と云人見えたれは。いにしへ小橋君と云る姓も。ありしことは知られたれは。こゝも小橋の下。君字を脱せるにて。吾田君小橋君と二氏也。と云る説もあれど。なほ記に據に。本のまゝにてありぬへし。一本には君字ありと云る校本もあれど。なほうたかはし。）さる例は。神代上卷に。大三輪之神。此神之子。即甘茂君。大三輪君等。又姫踏韛五十鈴姫命。とある。これ五十鈴姫命は。神武天皇の大后に坐て。名高く坐しゝか故に。甘茂君。大三輪君等の外に取出て。御名を出せる事。こゝと同し。又雄略紀に。從二百濟國一逃化來者。自稱名曰二貴信一。又稱貴信呉國人也。磐余呉琴彈壃手屋形麻呂等。是其後也。とあるも。此例と等しかるへし。

後豐玉姫果如二前期一。將二其女弟玉依姫一。直冒二風波一。來二到海邊一。逮二臨產一

時。請曰。妾產時。幸勿以看之。天孫猶不能忍。竊往覘之。豐玉姬方產化爲龍。而甚慙之曰。如汝不辱我者。則使海陸相通。永無隔絕。今既辱之。將何以結親昵之情乎。乃以草裹兒。棄之海邊。閉海途而徑去矣。故因以名兒曰彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊。

玉依姬。名義。玉は御姉の御名のに同しく。依は美稱なり。式。信濃國埴科郡玉依比賣命神社。とあるは。此神なるへし。（かの瓊々杵尊の御母を。まつれるにはあらし。）○將。此紀には。初玉依姬を將て來坐し事。本書一書に見えたるを。記には。初に御姉と諸共に。來坐しことは見えず。後に御子を養奉れる時に。始て參らせ給ふよしなり。（又一書には再來坐せる傳へもあり。）○來到海邊。一書には。豐玉姬自馭大龜。將女弟玉依姬。光海來到。とあり。○幸勿以看之。記云。故入坐產殿。爾將方產之時。白其日子言。凡佗國人者。臨產時。以本國之形產生。故妾今以本身爲產。願勿見妾。とあり。この紀には此事見えず。○猶不能忍。其言の甚奇しさに。見じとおもほしめす物から。猶えあらすて覘給ひしなり。（忍は堪へしのぶこゝろなり）○方產。美佐加理とは眞盛と云義にて。御子生給ふ時に當りて。と云意なり。○化爲龍。一書には。化爲八尋大熊鰐。匍匐逶蛇。（記にもしかあり。）とあり。此に龍に化爲とあるは。傳の異なるかとおもふに。さにはあらすて。鰐を龍と見なしたるものなり。そは平田翁の說に。印度籍に。大海水底有娑竭龍王宮。と云事あり。龍を海底に住む物と云は。印度の古說にも有へけれと。此は論あり。然るは丘谷池澤なとこそ。龍の住處なれ。海水は龍の住處に非す。然るに彼國籍ともに。海底をは彼か掌る所とせるは。最古より誤來れるにて。此は海神はもと。和邇神に坐せは。彼神の奇しき稜威あること。其狀又宮殿の事なと。且々も見聞傳へて。眞龍とは錯たりけむ。其は鰐の類にも種々有りて。中には龍にいと能類たるも在れはなり。神農本經に。鮀と云へる物なと是なり。故後には。此を鼉龍とも言へり。李時珍の綱目に。陳藏器曰。鼉形如龍。聲甚可畏。長一丈者。能吐氣成雲致雨。既是龍類。時珍案。鼉字象其頭腹足尾之形故名。と云へり。神典に八尋熊鰐なと見ゑて。丈長くいと猛きも。其らを見ての說なり。と云れたるにて知へし。（萬葉集なる。家持卿の歌に。雨ふらす日のかさなれは。云々この見ゆる。天の白雲。わたつみの沖つ宮邊に。立わたりとのくもりあひて。雨もたまはね。と詠れたる歌を。平田翁は非なりとして。抑龍神を。海に住て雨を掌るものとせるは。佛書の說なり。と云れたれと。右に引る鼉龍の能吐氣成雲致雨既是龍類。とあるを見れは。海中にも雨をものする神の。いますにこそ。頓に誤なりとは。いひがたかるへし。）○而甚慙之。記傳云。而下に文脫たるへし。と云り。第三一書に。化爲八尋大鰐而。知天孫視其私屏。深懷慙恨。とあるなとによらは。こゝも而字下に。知天孫視其私屏の七字あるへきなり。○如汝不辱我者。本に汝を有につくれり。今は丹鶴本に因て改めたり。（山陰に有不は。不有とこそあるへけれ。とあり。されと有字は。かにかくに誤れるものなり。）○海陸の陸は。玖奴賀の約りたる言にて。即國處の義なり。（西宮記北山抄等に。北陸道をクルカノミチ。また此紀訓にも。クヌガノミチ。又クニガノミチ。又クムガノミチ。又クルガノミチ。とよみたるをおもへは。いつれにも通はしていへりと見ゆ。みな陸字の訓なり。）○永無隔絕。記云。妾恒通海道。欲往來云々。記傳云。通は令登富良なり。此

は海神宮と。此上國との海路を。誰も易く往來して。互に隔絶なく。到るへくするを云。往來は。豊玉毘賣命の御自の事のみにあらす。大凡の世人の事を廣く詔ふなり。○今旣辱之。第四一書には。不レ用二我言一。令二我屈辱一。故自レ今以往。妾奴婢至二君處一者。勿二復放還一。君奴婢至二妾處一者。亦勿二復還一云々。とあり。○以レ草裹レ兒。右の一書のつゝきに。以二眞床覆衾一裹二其兒一云々とあり。此はまことの草なりや。又鵜羽を以て葺草として。産屋を葺しことを。かくも傳たるにて。この草は鵜葺草なりや。詳ならす。○棄。記に生二置其御子一而云々返入とあり。御子をは置て。御自は海神宮に返給ふなり。○閉海途。閉はトチテとよめれと。記によりて。勢伎亙とも訓へし。陸より海へ通ふ道を閉て。再往來ことを。得さらしむるなり。記に塞二海坂一而返入。とあるにおなし。（坂は堺の義にて。海神の國と。此上國との間の。隔ある處を云なり。萬葉九に。浦島子を賦る歌に。海界乎過而榜行爾。海若神之女爾。邂爾云々。とある海界も。此と全く同しことなり。）さて今かく爲給ふより。後には海陸の通ひ。漸々に隔絶て。遂に今の如はなり行しなり。故一書に。此海陸不二相通一之緣也。と云り。（夫木集寶齊。契たにたかはさりせはわたつみの。そこにもひとやゆきかよはまし。）こゝに云へきことあり。海陸通はす成れるは。もとより天神のしか定め玉ひつるにて。幽顯の分るゝ道理による事なれと。人はさることを知る由なければ。今此豊玉姫の御言擧によるものと語傳へしなり。其は彼人命の長からざるを。磐長姫の御誓の御恨言より。しかなりしものぞと。語傳へしと同し。この事はそこに委しく云るを。こゝに思合せて知へし。大凡に見過すへき事にあらす。○因以名兒。上に産屋作る事も。鵜羽を以て葺しこともなければ。すへて此神の御名義。何の由とも通ぬかことし。されは因以名と云ること。こゝに由なし。後に誤りし文とも見えねは。此は漢文に改むる時。あまり省き過て。かゝるさまにはなりけむかし。（但し上にも云る如く。以レ草裹レ兒とあるを。鵜草なりとする時は。此文もよく聞えたり。）○彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊。記には。天津日高日子波限建鵜葺草葺不合命とあり。御名義。彦も武も美稱。波瀲は波の打寄る際なり。和名抄に。韓詩注云。一溢一否。曰レ渚。和名奈木左。とあり。（名義は浪凪か）一書に。以二眞床覆衾一。裹二其兒一。置二之波瀲一。（記にも於二其海邊波限一。以二鵜羽一爲二葺草一。造二産殿一。とあり。）鸕鷀草葺不合は。一書に。彼海邊産屋。全用二鸕鷀羽一爲レ草葺レ之。而甍未レ合時。兒即生。とあり。此の由を以て。如此名け奉れるなり。記傳云。俊成卿の古來風體抄に。此御名をうのはふきあへすのみことゝ書きたり。（鵜葺草を。うのはとあるは。わろけれと。）不合を阿閉受と云る甚宜し。必古き據そありけん。是に從ひて訓へし。阿波世受を約めて。阿閉受と云は古言なり。さて凡て屋を葺には。此方彼方の軒より葺上りて。棟にて葺合せて。終ることなる故に。葺終るを。葺合すとは云なり。（うかやを水鏡に。うのかやとしるせるは。むかし然もよみたりしにや。）とあり。さて此御名拾遺には。彦瀲尊とのみもあり。かくて第三一書に。既兒生之後。天孫就而問曰。兒名何稱者當可乎。對曰。宜レ號二彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊一。言訖乃涉レ海徑去。とあり。又皇孫本紀に。初豊玉姫命別去之時。恨言既切。云々誕二生彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊一。次武位起命。（大和國造等祖）と見え。また此前文に。遣二女弟玉依姫命一。以來養。即爲御生二一兒一。則武位起命。ともあり。此二傳ともに。舊事紀を記せりし比まて。傳はりし古書を採て。記せるなるへけれと。餘に照し合はすへき傳なくて。姉弟何れとも。御母は定めかたけれと。亦子なることは一の

傳なるへし。（されど疑はしきよしあり。さるは武位起命まことに天孫の御子ならは。姓氏錄に。其子孫を天孫の部に入へきに。地祇部に入たるいかゞなり。）但し玉依姫命は。後に葺不合尊の后と成玉へれは。火々出見尊の御し玉へる説は。謬なるへし。（さて神武紀なる。椎根津彦と云人は。この武位起命の子なる事。國造本紀に見えたるを。かの御卷に引て云ることあり。）

後久之彥火々出見尊崩。葬日向高屋山上陵。

久之。記に。日子穗々手見命者。坐高千穗宮。伍佰捌拾歲。とあり。高千穗宮は。記の白檮原宮段の初にも。坐高千穗宮而云々。とあれは。彼御世まて。御世々々。此宮に坐々しなるへし。（されど。神代に高千穗宮と申すは。大隅日向の内に。處々にありて。一處にあらしと云る。或人の考は。さることゝおはゆるを。尚よく考へき事なりかし。）抑瓊々杵尊。高千穗峯に天降坐て。其より笠狹之御崎に。宮敷坐せりし也と。上に見えたる如くなれは。此高千穗宮と申すも。即彼笠狹御碕なる宮なるへく。おもはるれと。此は別にして。（笠狹御碕は薩摩國なり。）高千穗山に近き地の。宮名なるへくおほゆ。さて其高千穗は。風土記に云る。日向國臼杵郡智保鄉なるにはあらて。諸縣郡なる霧島山の地なり。（此山を高千穗峰と云しこと。既に云り。）此宮の蹟は。式。大隅國姶羅郡鹿兒島神社。今も國府鄉にありて。彥火々出見尊を祭ると云り。高千穗宮は。此御社の邊に在し事。彼神官等か古記に見えたるよしなるは。さることなるへし。（なほ此事は。下の陵の下に云へし。）かゝれは。初瓊々杵尊は。笠狹御崎なる宮に坐々しを。火々出見尊に至て。この高千穗宮に遷り坐しゝにこそはありけめ。さて又伍佰捌拾歲とあるに附て論あり。さるはまつ神代の年數のこと。記にかく見えたる外は。更に見所なければ。（神武紀に。自天祖降跡以逮于今。一百七十九萬二千四百七十餘歲とあるは。三御代の總ての年數なれとも。此は後人の攙入なること。その御卷の注に。委く云るを見るへし。）いかにとも。今知へからぬか如くなれとも。よく思ふに。大己貴少彥名神世は更にもいはす。皇御孫命の御天降坐る頃とても。いと〳〵長く。幾百千歲と限知られす坐にけむ事は。神代の御蹟を。考奉りても知られたり。さるを彥火々出見尊。坐高千穗宮五百八十歲。と記に見えたるは。始て年數の知られたるか如くなれと。これも實數にはあらす。其は重胤說云。彥火々出見尊に。五百八十歲と云も。五百は五百箇御統。五百箇眞坂樹。千秋長五百秋之水穗國。又萬葉に五百萬千萬神。又五百夜。又五百代小田。なと云ふ五百にて。數百と云義なり。八十は八十神。八十人。八十年。なと云にて。此も數十と云事也けるに。例して思ふに。數百數十歲と云事にて。限れる數量には非る如く聞ゆれは。實に瓊々杵尊より。御三代の年數は。古より知られさりし也けり。若是を實數と云てむには。葺不合尊なとは。其より近く御坐せは。傳るへきに。然らぬを以ても。右は唯大凡の數にて。吾田笠狹宮より。高千穗宮に。遷都の事御坐し御事を云むとて。其宮に數百數十歲。御坐し由を書せるのみにこそ有けれ。其實は此に久之と有に。意味は然して異らさりける者なるそかし。と云れたる。此說誠に然るへし。○日向高屋山上陵。式に日向高屋山上陵。彥火々出見尊。在日向國。無陵戶。とあり。記には。御陵者即在其高千穗山之西。と其方角を記されたり。さて今世高屋陵と申傳ふる所。大隅國内に二所あり。（上の一卷に出たる竹屋は。薩摩國阿多郡にて。此とは異也。まかふへからす。）一所は。肝屬郡内浦鄉北方村。國見嶽

の巓に在といひ。（和名抄に。肝屬郡に鷹屋郷あり。）又一所は。始羅郡（近世始を姶に誤て。シラと唱ふるは。非なる事論なし。）滞邊郷麓村の北方。神割（カミワリ）岡に在と云り。（或説に。此岡亀割岡と云しを。近き頃神割と改めたるなりと云り。よく尋ぬへし。）薩摩國人白尾國柱の神代山陵考。後醍院眞柱の神代三陵志には。國見嶽を御實跡（ミコトノミアト）と定めて。其考證を擧たれとも。國見嶽は高千穂山（今云霧島山なり。）の南に當りたれは。古事記に西と有るに叶はす。且其距離も甚遠し。（直徑十里許ありと云り）神割岡は高千穂山の西に當りて。方位記文に叶へるか上に。距離も近し。（直徑三里許ありと云り）是に依て同國人田中頼庸。高屋山陵考を著して。先輩の説の允當ならさるを辨し。彼神割岡是實の御跡なるを論したり。二所ともに。確たる徴證はあらぬよしなれとも。近き頃滞邊村なる方に依て。作れる山陵勘文あり。其大概を取捨して云はゝ。此山陵は。大隅國始羅郡滞邊郷麓村なる。鷹屋神社の北方。神割岡と云ふ地に在て。其絶頂の上は。圓形なして。高さ直立の度數。凡十四五間許もあるへく。半腹より下は。漸々に廣らかにして。麓の周りは十町はかりもあるか。低き岡山。畝々（ウネ〳〵）立ち列りて。其間に神割岡は。一際高く秀て立り。さて高千穂山は。正東の方に當りて。遠く聳えたり。土人の説には。距離直徑二里餘なるへし。とも云り。かくて山陵の西南。六七町許の處に。高屋谷を初めて。崎森村の高野。國府郷小田村の高野。加治木郷の高井田村。なと云地名も。遺りぬれは。古の鷹屋郷は。かの滞邊加治木の郷より。國府小田村の邊までを。係たる兆域なること。思ひ辨ふへし。さて鷹屋郷は。和名抄に肝屬郡に載たるを。今始羅郡の滞邊。加治木。國府。小田村の邊を。古の鷹屋郷と定むる由は。抄に此大隅國八郡名次。互に錯りて。地形に相合はさる上に。始羅郡なる四郷と。肝屬郡四郷と。前後相錯れりし證あり。そは其四郷の見えたる内に。鹿屋は今現に肝屬郡の中央にあるにて。其序の相錯れりし事を思ひ定むへし。（武郷云。なほ此餘にも云る説もあれと漏しつ。必竟は肝屬郡なる鷹屋は。始羅郡なるか錯（マギ）れたらむ。と云傍證のみなれはなり。）况て國府郷なる鹿兒島神社も。此山陵の南方。直徑二里許の地に在て。式にも載られし。國内第一の大社なるか上に。祭神さへ日子穂々出見命に坐ませは。此大御世に。天下知しめしゝ。高千穂の大宮地は。決めて御社の邊なる事は。彼の神官等か古書にも。記してあるは。言ふも更にて。太古よりおしなへて。山陵は。其大宮處を距る事。遠からぬ例なれはなり。神割岡南六町の處に。鷹屋神社あり。此近き村里の鎭守として。齋かれ坐り。宿昔は此の絶頂に。宮敷まして。鷹屋大明神と稱へ奉りしと。土人の口碑に云傳ふ。正保六年の棟札に。神殿造營成功の始末を記せり。今も土人は悉く。御（オ）鷹屋樣と言ぬものなけれは。これも舊くより。山陵の號に言ならへるまゝに。後には御社の稱にも。轉れるものと知るへし。さて紀にも式にも。山上とあることは。山のへと訓む例にて。山方山邊なと云と同例なれは。此高屋郷中。今の滞邊のあたり。岡山多き地なれは。うちまかせて。高屋山邊とは記し傳へたるなり。さて又かの國見岳を。高屋陵ならむと云説は。今より百八十年前。元錄年間に。或者の云出たる臆説にて。慥かに聞傳へたる事あり。且高千穂の南方にあたりて。古傳の方位に叶はされは。論するまでもなく。滞邊と雖も。是そ確証と取出へき節は見えされとも。頼庸の論辨する所。實に爭ひかたくもあり。（これまて勘文大略なり）と云へり。今はこの滞邊

村なる方。高屋山陵と御定に成たる由なり。吾等もとより地理にも暗けれは。今何れを是とも定めかたけれと。姑く公の御定に従ひて。猶後の考を待になむ。さて此陵は。大隅國なるを。日向とあるは。上に云る如く。上代には大隅薩摩まてかけて。日向國と云しことありつれはなり。（神武紀に。日向國吾田邑とあるも。可愛山陵の可愛も。みな地名なるを以ても知るへし。）

日本書紀通釋卷之二十一

飯田武郷謹撰

一書曰。兄火酢芹命能得海幸。弟彦火々出見尊能得山幸。時兄弟欲互易其幸。故兄持弟之幸弓。入山覓獸。終不見獸之乾迹。弟持兄之幸鉤。入海釣魚。殊無所獲。遂失其鉤。是時兄還弟弓矢。而責己鉤。弟患之。乃以所帶横刀。作新鉤。盛一箕與兄。兄不受曰。猶欲得吾故幸鉤。於是彦火々出見尊不知所求。但有憂吟。乃行至海邊。彷徨嗟嘆。時有一長老。忽然而至。自稱鹽土老翁。乃問之曰。君是誰者。何故患於此處乎。彦火々出見尊具言其事。老翁即取嚢中玄櫛投地。則化成五百箇竹林。因取其竹。作大目麁籠。内彦火々出見尊於籠中。投之于海。一云。以無目堅間爲浮木。以細繩繋著火

々出見尊而沈之。所謂堅間是今之竹籠也。

不見獸之乾迹。獸を取得ぬことはさらにもいはす。獸の踏たる迹をたに見す。となり。乾迹は乾れたる迹にて。獸の居らぬのみならす。踏たる迹たになきをいふ。○猶欲得吾故幸鉤。故字本に之と作り。今は永享本に依る。記に云。猶欲得其正本鉤とあり。記傳に。猶は左右に償ふを聽すして。其は猶不欲といふ意より。云る言にして。押てひたふるに乞意になるなり。（俗言に是非とも。ざう有ても。と云意になるなり。さて物語文なとに。物を彼此といろ〳〵に。試み考へて。他は何れも宜しからす。猶此こう宜しけれと。終に一に思定むる處に云る猶も是也。）又云字の上にある意として。猶云と見ても通ゆ。（其時は。よのつねの猶なり。）と云り。○甕中玄櫛。甕は物を入れて。從者に持せもし。（大國主命。八十神の帒を負ひ。供人となり給ひしこと。記に見えたり。）自らも持ありくものなり。今もぬさ帒。はなかみ帒なと云る。古の遺風なり。玄櫛いかなる櫛にや。たゝ色の黒きのみを云るか詳ならす。さて櫛を投しかは。五百箇竹林となりしこと。上巻伊弉諾尊の櫛を投たまへは。筍成しに同し。（また上に。吾田鹿葦津姬の御子產給ふ時。其所棄竹刀終成竹林。といふことあり。）○大目麁籠は。目のあら〳〵と。大きなる籠也。記中巻に。取其伊豆志河之河島之節竹而。作八目之荒籠。とあり。さて加都麻と云を。凡て籠の古名と心得て。この麁籠をさへに。阿良加都麻と訓は非なり。麁きをかつまとは云へきよしなし。許と云ぞ。本より總名にはありける。（此事已に上に云り）○浮木は。船なり。第三一書に。無間堅間小船とあるに同し。源氏物語に。いくたひか行かふ秋を過しつゝ。浮木に乗てわれ歸るらむ。とあり。和名抄楂又作査。水中浮木也。和名浮木。とあり。（こは水中の浮木とあれは。船にはあらす。佛經に。大海中。盲龜値浮木孔。とある浮木に同し。孝德紀に。越國言。海畔枯査。向東移去。沙上有跡。如耕田狀。と云ることあるも。船には非す。）○以細繩繫着。道路の間。その籠の中より。離れ出さらしめむが爲なり。○所謂堅間云々。堅間の竹籠なることは。昔も今もいとよく知られたるを。かく注せるは。後人の書入なるへし。或校合本に。禁本此十字作小字とあり。さては本文ならぬこと。いよ〳〵あきらけし。（縣居翁云。蓋後人攙入宜刪。と云へり。）

于時海底自有可怜小汀。乃尋汀而進。忽到海神豐玉彥之宮。其宮也城闕崇華。樓臺壯麗。門外有井。井傍有杜樹。乃就樹下立之。良久有一美人。容貌絕世。侍者群從自內而出。將以玉壺汲水。仰見火々出見尊。便以驚還。而白其父神曰。門前井邊樹下有一貴客。骨法非常。若從天降者。當有天垢。從地來者。當有地垢。實是妙美之。虛空彥者歟。一云。豐玉姬之侍者以玉瓶汲水。終不能滿。俯視井中。則倒映人笑之顏。因以仰觀有一麗神。倚於杜樹。故還入白其王。

海神豐玉彥。名義。豐は稱辭。玉はかの潮滿瓊潮涸瓊を有てるによれる。御名なるへし。姓氏錄に。

右京神別。安曇宿禰。海神綿積豐玉彦神子穗高見命之後也。また八太造。和多罪豐玉彦命兒。布留多摩乃命之後也。といふこと見えたり。重胤云。布留多麻は振玉にて。瑞珠盟約章に瓊響瑲々と云か如く。又豐玉彦命。豐玉姬命。玉依姬命なとの。玉なるが。此は玉を以唯稱奉るならず。實に玉を以。奇異なる神業を成し給ふ事。海宮章を以知へし。と云り。○侍者。記に此を從婢と書り。又欽明紀に從女。遊仙窟に婢。また侍婢なと。みな然訓り。言義は。記傳に。前子等等の意なるへし。（幣を省き。古眞を切て加と云ふ。）天皇の御前に候ふ臣等を。前つ君と云と。意はへ似たり。子等とは女を云ふ古言なり。萬葉の歌に多し。（子等とは。一人をも云へは。眞多知と異なること妨なし。）と云り。今按ふに。眞子等の意なるへし。眞子は。今の俗によき子と云ふか如く。此も豐玉姬の從女の。みな容貌よきを云るなるへし。萬葉十九に鶯之宇都之眞子可母。二十に宇都久之氣麻古我弖波奈禮云々。これ眞子と云例なり。○汲水。今本玉水とあるは衍なり。延喜本。丹鶴本。永享本。纂疏本。其他の古本に依て删る。○一貴客。客は佛足石歌に。麻良比止とあり。希人の意なり。後にはまれひとゝ云り。○天垢地垢は。舊訓に依へし。（又延喜本北野本明應本の訓に。垢をカタチとよめり。これもあしからす。又秘閣本にはアマノカホと訓り。）重胤云。迦本は名義氣表なり。氣を迦と云。香に同し。萬葉二香青。五に迦具濔岐なと。青にも黑にも。上に迦の言を冠て云は。青にまれ。黑にまれ。其色の甚しき時は。其氣韻の出て。邊りも青く黑くみゆはかりなるか故に云て。香の語と本一なるなり。人の面を迦富と云も然り。人身の氣即表に出てみゆる故の名にて。迦は香に同し。（垢字玉篇に。不潔也塵也。とあれと。こゝは文選に。垢俗と云ることあるなとに借有ならん。垢俗とは染付たる自然の俗と云意か。）○妙美は。眞奇愛の義にて。稱美辭なり。萬葉集に花細名細なとよめる。細の意みな同し。○虛空彥者歟。天より降れる神にもあらす。地より來れる神にも非すと云るより。其天と地との中間なる。虛空彥にますにやあらむと云て。虛空をいと貴きものに云る意なり。記に爾海神自出見云。此人者。天津日高之御子。虛空津日高矣。といへることあり。（また鹽椎神來問曰。何虛空津日高之泣患云々。また今天津日高之子。虛空津日高。爲將レ出ニ幸上國ニ云々。なともあり。）此は記傳に。谷川氏云。天津日高者。天子之稱。虛空津日高者。太子之稱。と云り。信然るへし。其故は。先邇々藝命。穗々出見命。鵜葺草葺不合命。みな天津日高と申せる。これ天津日嗣所知看せるうへの大御稱なり。かくて此は穗々手見命。いまた皇太子にて。坐ほとなるか故に。天津日高之御子と申せり。（此にては。天津日高は。此尊の稱にはあらす。）さて其を虛空津日高と稱す所以は。虛空は。天と地との中間なる故に。天津日高に亞て。僔み申す御稱なるへし。（常に通はして。天をも蘇良といひ。虛空をも阿米と云ことも多きは。地よりいへは。虛空も天の方なれはなり。故世の言には。上を蘇良と云こともあるなり。）神功卷に。於レ天事代。於レ虛事代云々。これ天と虛空とを。別言へる例なり。然るに此に。從レ天降者。當レ有ニ天垢一。從レ地來者。當レ有ニ地垢一。實是妙美之。虛空彥者歟。とあるは。いたく異なれとも。虛空彥と云稱。又虛空を天と地との間に取れるなとは。此に似依れることとなり。（書紀の意は。天垢もなく。地垢もなしと云て。虛空を殊に勝れたる意に取れるものなり。然れは記の虛空津日高も。その意かともいふへけれと。記には天津日高と申す。至て尊き御稱ありて。其御子とあれは。其に亞る御稱なること論なし。然れは虛空を。天と地との中間にとれることは同くて。其中間を亞るかたに取ると。勝れたる方に取れると異なり。）と云れたるかことし。○一云云々。此は侍者はかり出て。水を汲しなり。記の趣もおなし。○終不能滿。いかなるよしにて。水の滿かたかりしにか。詳ならす。（次に試み云り）○倚於杜樹。山蔭云。こは古事記また次なる一書の

如く。皇御孫命は。杜樹上に登りて坐せりし故に。豐玉姫其影の。井水に映れるを見給へるなり。然るを倚とあるは。いかにそや。もし樹に倚て坐したらむには。水底の影よりさきに。まつ直に其御形をこそ見奉るへけれ。影を見て。始て知たるはいかゝ。さる事あるへくもあらす。擧レ目視レ之といひ。仰覩といへるも。水の影を見て。樹の上を仰き見たるにてこそ穩當なれ。と言れつるは。さる言なり。

○白其王。王は海神を指て云るなり。記にも我王と書り。（記傳云。彼美と云に。王字を書るは。佛書の海龍王を思へるにや。こは皇國を離れて外なる域なれは。王と云ましきにも非るか如くなれと。なほ古文には。かゝる處には。いかゝなる文字遣なり。と云れたり。）さて此處。記には。豐玉毘賣之從婢持二玉器一將レ酌レ水之時。於レ井有レ光。仰見者。有二麗壯夫一。以爲二異奇一。爾火遠理命見二其婢一。乞レ欲レ得レ水。婢乃酌レ水。入二玉器一貢進。爾不レ飮レ水。解二御頸之璵一。含レ口唾二入其玉器一。（この紀に。汲レ水終不レ能レ滿。とあるも。同しさまの事と見えたり。）於レ是其璵著レ器。婢不レ得二離璵一。（記傳に。如此玉を御口に含まして。唾出し賜ふは。いかなる由にかあらむ詳ならす。若くは玉を器に著て。離れさらしむる術にやありけむ。神代にさる類の術をり〳〵見ゆ。さて然此玉を器に著て。離れさるへく爲玉ふは。必海神の女に見せ玉はむとなり。其は此玉尋常の玩の玉とは。遙に絶れて。美麗きをみて。凡人に非ることを知しめむための御所爲なるへし。なほよく〳〵考へきことなり。と云り。）故璵任レ著以進二豐玉毘賣命一云々。爾豐玉毘賣命思レ奇出見。乃見感。目合而白二其父一云々。とあり。これによりて按ふに。水を滿しめ給はさるは。さる術を爲給ひて。海神女の奇み驚きて。出見給はむことを。おほしての御所爲にもあるへし。

於是豐玉彦遣レ人問曰。客是誰者。何以至レ此。火々出見尊對曰。吾是天神之孫也。乃遂言二來意一。時海神迎拜延入。慇懃奉レ慰。因以二女豐玉姫一妻之。故留二住海宮一。已經二三載一。是後火々出見尊數有二歎息一。豐玉姫問曰。天孫豈欲レ還二故郷一歟。對曰。然。豐玉姫即白二其父神一曰。在レ此貴客意望欲レ還二上國一。海神於是惣二集海魚一。覓二問其鉤一。有二一魚一。對曰。赤女久有二口疾一。或云二赤鯛一。疑是之呑乎。故即召二赤女一見二其口一者。鉤猶在レ口。便得レ之。乃以授二彦火々出見尊一。因教之曰。以レ鉤與二汝兄一時。則可詛言。貧窮之本。飢饉之始。困苦之根。而後與之。又汝兄涉レ海時。吾必起二迅風洪濤一。令二其沒溺辛苦一矣。於是乘二火々出見尊於大鰐一。以送二致本郷一。

遣人問曰。第三の一書にては。侍者の事もなくて。至二海神之宮一。是時海神自迎延入。とあり。また本書には。延内之とあり。第二の一書には。迎入とあり。此は共に自迎へ給へりや。人して迎へたりや。詳ならぬを。こゝに遣レ人云々とあるは。異なる傳なり。また第四の一書には。豐玉姫の侍者云々。入告二其王一曰云々。海神聞之曰。試以察之。乃設二三床一請入。於レ是天孫於二邊床一則拭二其兩足一。於二

中床。則據其兩手。於內床。則寛坐於眞床覆衾之上。海神見之。乃知是天神之孫。とあり。○迎拜。記傳云。拜と云は。推古卷に。烏呂餓彌弖。菟伽倍摩都羅武。とある。（私記に。訓拜爲乎加無。言乎禮加々無也。といへり。）呂を省ける言にて。身を屈めて。匍伏よし也。萬葉三に。四時自物伊波比拜。（伊發音也）とあると。同二に。鹿自物伊波比伏管。三に十六自物膝折伏なと。あるとを合せて。其狀を知へし。（今世俗には。宜賀牟と云は。たゞ掌を合すことゝ心得たるは。佛法の拜より云る非ことなり。又尊むへき物を。見奉ることを。宜賀牟と云も。中昔までは無きことなり。）さて吾徒長瀬眞幸か云。上代の拜禮の義は。今世俗人の禮爲ると云爲狀の如く。俯て頭を下けて。兩手を衝て。拜しゝなるへし。一書に。彥火々出見尊海宮にして。云々於中床則據其兩手と見え。推古紀十二年の詔に。凡出入宮門。以兩手押地。兩脚跪之。越梱則立行。と見え。漢ふみ魏志の皇國傳にも。傳辭說事。或蹲或跪。兩手據地。爲之恭敬。と云り。此らを見るに。手を據を。敬ひとしたりしこと知られたり。然るに續紀に。文武天皇慶雲元年正月始て。停百官跪伏之禮。とあり。是よりそ朝廷の拜は。漢風になれりけん。然れとも。同四年十二月の詔に。往年有詔停跪伏之禮。今聞內外廳前皆不嚴肅。進退无禮。陳答失度云々。宜自今以後嚴加糺彈。革其弊俗。使歸淳風。とあるを見れは。上代よりならひ來し禮の。止かたかりし也。官人等すら然れは。況て民間の拜は。制もなくて。今に至るまて。上代のまゝに。兩手據地跪伏す拜の。傳はり來ぬるにて。かの笏を持て。起居して拜むは。中々に後に。漢風をまねひ玉へるもの也。今の民俗の拜そ。上古の拜みにはありける。と云り。まことに然ることゝおほゆ。（然るに今世も。神を拜むさまは。かの漢風に近きは如何と云に。そは昔より。僧ともの佛を拜むさまを。敎へたるまゝに。其より神を拜むにも。移りたるものなり。今も賤きものは。神をも。合掌て拜むを以て知へし。）○白其父神。本に其字なし。今安倍本に因て補ふ。○上國。記傳云。海神宮は海底にして。此御國は上なるか故。如此云なり。鎭火祭詞に。吾名妹能命波。上津國乎所知食倍志。吾波下津國乎所知牟止申弖。此は豫美國にて申給ふ御言なるか故に。此現國を上國と詔へり。豫美も。根國底國と云て。下方に在れはなり。とあり。○或云赤鯛。この四字永享本になし。通證重遠說に。註一本也とあり。（纂疏本には。赤女下に分注としていだせり。）さもあるへし。（記傳云。赤鯛とあるも。即よの常の鯛にて。黑鯛の類もあるに對へて。赤字は添たるものなりとあり。なほ鯛の事は上に云。）○授彥火々出見尊。此彥字あるへくもおほえす。と山陵に云り。○因敎之曰云々。此言すこしゆくりなく聞ゆ。上文の海神於是下に。謂火々出見尊曰。天孫若欲還鄕者。吾當奉送乃。と本書にある如くなる文あらまほし。○貧窮之本云々。皆詛言也。本始根と。同し言をかくかへて言へるは文章なり。（纂疏に。貧窮謂無衣。飢饉謂無食。困苦謂疾患。とあるは。鑿說なり。）○迅風洪濤は。第四一書に。兄入海釣時。天孫宜在海濱以作風招。風招即嘯也。如此則。吾起瀛風邊風。以奔波溺惱。とある傳を。甚く省きたるなり。平田翁もはやくしか云れたり。さて此一書は。潮滿瓊潮涸瓊の事は。本よりなかりしものなるへし。故迅風洪濤を起すとあるそ。即それにあたれる。○令其沒溺辛苦。嘉禎本其字なし。（沒溺を秘閣本私記には。オホヽシと訓るも古言なり。下にもあり。）この一書は。かくのみありて。詛言のしるしありし事。又風濤を起てくるしめしことをは。總て略きて記せり。○乘於大鰐。第三一書。又記には。一尋鰐とあり。こゝと異なり。

先レ是且レ別時。豐玉姫從容語曰。妾已有身矣。當以二風濤壯日一。出二到海邊一。請爲レ我造二産屋一以相待之。是後豐玉姫果如二其言一來至。謂二火々出見尊一曰。妾今夜當レ産。請勿レ臨之。火々出見尊不レ聽。猶以レ櫛燃レ火視之。時豐玉姫化二爲八尋大熊鰐一。匍匐逶蛇。遂以レ見レ辱爲レ恨。則徑歸二海鄕一。留二其女弟玉依姫一。持二養兒一焉。所三以兒名稱二彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊一者。以下彼海濱産屋全用二鸕鷀羽一爲レ草葺之。而甍未合時兒即生上焉。故因以名焉。上國。此云二羽播豆矩儞一。

以相待。本に相字无。今中臣本安倍本に因て補へり。○以櫛燃火。此は平田翁も云れたる如く。伊弉諾尊の黄泉國にて。ありし事の紛なるへく所思れは。餘の傳々に。此事のなき方然るへし。○化爲八尋大熊鰐。熊字こゝにはいかゞ。舊事紀になし。さらは衍ならむも知かたし。八尋は甚大きなる鰐なり。さて鰐に化爲坐るは。記に以二本國形一産生。とある則これなり。かゝれは記傳にも云れし如く。海神は皆實の形は魚なるを。人に交る時。假に人の形と。化爲居玉へるものとみえたり。されは魚ともを集へて。鉤のことを問給ふ時も。人の形になりて集ひたりけむもしるへからす。下に見えたる一書にも。海神所レ乘駿馬者。八尋鰐也云々。とあるも。人に見ゆる時は。馬の形に化りて。見えしものにあるへし。○匍匐逶蛇。（逶字本に透に誤る。環翠軒本及類史には逶迤に作る。記には委蛇とあり。記傳云。字は委蛇とも。逶迤とも。なほさまぐに作て。義も種々ある中に。說文に。斜去貌とあるなとや。こゝには近からむ。母許余布に用ゐたる意は。蛇なとの行貌に取れるなるへし。）記傳云。文選江賦に。神蜧蝹蜦。と云る蝹蜦（注に行貌）をも。モコヨフと訓り。うつほ（樓上巻）に。逃て仆れもこよひつゝいけは。源氏（葵巻）に。大臣はえ立もあかりたまはす。かゝる齡の末に。若く壯の子に後れ奉りて。もこよふことゝ耻泣給ふ。なとあり。さて此は。匍匐逶蛇をは輕く見へし。唯鰐に化給へる形狀を云るのみなり。とあり。○留女弟玉依姫。本書また餘の一書ともに。はしめに將來たまへることあるを。こゝに其事見えす。されとこゝに。留二玉依姫一とあれは。本より將來たまへる傳なり。されと記には。然後者雖レ恨二其伺情一。不レ忍二戀心一。因下治二養其御子一之緣上。附二玉依姫一而獻レ歌。（第三一書に。留二女弟玉依姫一以來養者也。とあるは同事なから。此は二度來坐るなり。）とありて。此時來坐せりとする方然るへし。○用鸕鷀羽。記傳云。鵜は上に出。此鳥羽をしも。葺草に用られし事。いかなる故にかありけむ。書紀釋に。今按鸕口喉廣。飮二入魚一。又吐二出之一。容易之鳥也。是以象二産生平安一。令レ葺二此羽於産屋一者歟。と云り。かゝる故にもやあらむ。（漢籍に。此鳥不二卵生一。口吐二其雛一。故産婦執レ之易レ生。と云ることあり。或は不二卵生一と云は妄說なり。そは鵜鳥なりともいへり。）○爲草。記には葺草を加夜と訓り。記傳に。凡て加夜と云は。此字の如く。屋を葺く草を云へる名なること。上なる鹿屋野比賣神の處に云るか如し。たゝ古名と心得るは非なり。と云り。

一書曰。門前有一好井。井上有百枝杜樹。故彦火々出見尊跳昇其樹而立之。于時海神之女豐玉姫。手持玉鋺。來將汲水。正見人影在於井中。乃仰視之。驚而墜鋺。鋺既破碎。不顧而還入謂其父母曰。妾見一人在於井邊樹上。顏色甚美。容貌且閑。殆非常之人者也。時父神聞而奇之。乃設八重席迎入。坐定。因問來意。對以情之委曲。時海神便起憐心。盡召鰭廣鰭狹而問之。皆曰不知。但赤女有口疾不來。亦云口女有口疾即急召至探其口者。所失之鉤立得。於是海神制曰。儞口女從今以往。不得呑餌。又不得預天孫之饌。即以口女魚所以不進供御者。此其緣也。

百枝杜樹は。枝葉の多きを云ふ。湯津杜樹といふにおなじ。○人影在於井中。記には。於井有光とあり。彦火々出見尊の樹上に坐す影の。井の水にうつりて。見えたまふなり。○鋺既破碎。本居翁說に。既は盡の意なり。（古事記序に。已因訓述者云々。繼體紀に。全壞。萬葉十七に。天下須泥爾於保比底。布流雪乃。出雲風土記に。既礒。これらのすてにも。みな盡の意なり。）と云へり。○其父母。其字本になし。永享本にあるに依る。○容貌且閑。美夜備は。紀中に風姿。また藻字なとをよめり。宮振の義なり。（布理の約。備なり。）邊部にむかへて。宮都の人の姿の麗はしきより。云ることばなり。（比奈備は。即鄙振なり。後には田舍ひとも云へり。）○殆は。記傳云。殆は富登富登と訓へし。（下の登を濁るはわろし。）萬葉三に。吾盛　又復將變やも　殆に。寧樂京師を不見か成なむ。七に。三幣帛取神の祝かいはふ杉原。燎木伐　殆之國手斧とらえぬ。十に。保等穗跡妹に不相來にけり。十五に。還りける人來れりと云しかは。保等保登死き君かと思ひて。なと有言の意は。邊々にて。其近き邊まて至る意なり。と云れたり。こゝも天孫のいと貴く坐て。尋常の人の如くは坐さず。ほと〱神人に近かるを。云るなり。○乃設。永享本設上數字あり。○赤女云々。此はもと口女とありしを。本書また上の一書にならひて。赤女とは寫誤れるなるへし。次の文には口女とのみあれはなり。さて亦云口女云々は。一本によりて。又後人の注せるならむと。記傳にいはれしはさる說なりけり。さて口女は。下の一書に。口女即鯔魚なりとあり。名義。此魚口疾あり。また口より鉤を出せるより。名に負へりしものとみえたり。伊勢風土記云。桑名郡市部礒海上多口女。而商民賓之。中古以來。有夢想之事。而備熱田之神膳。其魚大者如鯉。細鱗長口。味尤美也。とあり。此魚のこと。第四一書の下に云へし。○所失之鉤。本に鉤字の上に針字あり。いまは丹鶴本延喜本琅翠軒本安倍本に依て削る。山蔭にも云れし如く。終に不償失針といふ事のあるを以て。後の人さかしらに

加へたる非事なり。（又按ふに。釣字の誤りにもあるへし。さるにても非なる事は同し。）○制。記本の訓。セメテとあれと。私記又北野本に。イサメテと訓り。禁制の義なり。従ふへし。○儞。記に須佐之男命の。大穴牟遅神を罵りて。意禮（オレ）為㆓大國主神㆒亦為㆓宇都志國玉命㆒（ト）云々是奴也（コヤツヤ）。とあり。記傳に。意禮は人を賤め罵（ノル）稱なり。記中白檮原宮段に。兄宇迦斯をも罵りて云（ヒ）。日代宮段に熊曾建をも云り。書紀に。右の兄宇迦斯を云るを。爾と云て。此云㆓飫例㆒とあり。又神代下卷敏達卷（ノ）なとに。儞（オレ）とも作り。（儞は爾と同しと。字書にあり。）枕冊紙に。田植る女の謡へる歌に。郭公（ホトヽキス）ヨ。意禮（オレ）よ加夜都（カヤツ）よ。意禮鳴てそ。我は田に立。（此も女心に。田に立労を苦て。郭公を詈たる詞なり。中昔の軍記なとに。人を罵りて。夜意禮（ヤオレ）と云こと多し。是も夜は呼出す辭。意禮は此と同し。又今俗言に罵て。起（タツ）をたちおれ。行（ユク）をゆきおれ。なと云も。たておれゆけおれにて。こゝのおれなるへし。然るを轉して。又たちおつた。ゆきおつた。なとも云り。又今世の俗言には。自意禮と云。人を罵に己（オノレ）とも我とも云は。いにしへと相反（カヘサマ）なり。）とあり。○餌。神功紀に。取㆑粒為㆑餌。倭名抄畋獵具に。四聲字苑云。餌和名恵。以㆑食誘㆓魚鳥㆒也。とあり。（平田翁云。餌は鳥獣にのみ云言には非す。實は人にも云し言と聞ゆ。其は今も吐を惠都伎。嘔を加良惠都伎と云は。十清説の如く。餌衝の義なれは。人の食物をも。餌と云ること著なり。また和名抄に。揚氏漢語抄云。屠兒屠㆓牛馬肉㆒。取㆓鷹鷄之餌㆒義也。和名惠止利。とあるは。今昔物語に餌取と書たる義なり。契沖云。俗に穢多とかきて。ゑたと云は。此惠止利を訛りて。終に俗字を作れるなるへし。）○不㆑得㆑預㆓天孫之饌㆒。皇御孫命の大御饌の御贄に。勿なりそとなり。葦牙云。此魚の餌を呑し故に。天孫の辛苦ましゝかは。天津神の御子の。悪み給ふへければなり。と云れたるか如し。○即以口女魚云々。こゝにかくあるに依て考るに。此段本書一書ともに。赤女とも口女とも。両やうに傳へたるうちに。赤女また鯛魚なとあるは。すへて誤りにて。口女とある方正しき傳なり。さるは信友説に。此魚諸國の進御。また御饌の料なとにも。す

へて載られす。其他古書ともにも。然る例見えたることなし。と云れたるにて明けし。また赤女とあるは。記傳にも言れたる如く。鯛の事なるを。此魚は天照大御神の御食にさへ奉りて。此所の事實に。叶はされはなり。（通證に。頂還云。赤女及口女。至㆑今不㆑供㆓天子御饌㆒云。とあるはうけかたし。）○不進供御。本に供字なきは。既く脱たるものなり。今は舊事紀に従て補へり。永享本には御供とあり。○此其緣也。此段に就て重胤の委き説あり。其は記猨田毘古神段に。於是送㆓猨田毘古神㆒而還到。乃悉追㆓聚（オヒアツメ）鰭廣物鰭狭物㆒以問言。汝者天神御子仕奉（ラン）耶之時（ヤトイフ）。諸魚皆仕奉白（ムトス）之中。海鼠（コ）不㆑白。爾天宇受賣命謂㆓海鼠㆒云。此口乎不㆑答（コタヘヌ）之口（トテ）而。以㆓紐小刀㆒拆㆓其口㆒云々。と云事あり。そもそも四神出生章一書。保食神の件に。稲穀は更なり。毛麁毛柔。又鰭廣鰭狭の類。其神の身より化出しかは。天照大神喜之曰。是物者則顯見蒼生可㆓食而活㆒之也。とある。大命御坐て。實に蒼生の。食て世に活存（イキナカ）らふへき物とこそ。定掟させ玉へりしに。其魚共の仕奉らむと申さはこそ有め。仕奉らしと申たりとて。止給へらむには。皇祖天神より。天神御子の大御食國と為て。事依奉らせ玉へる。験無きに至れるを以て。此時の天鈿女命の御心の程を。測奉るへき者なり。此は甚假初なる事の狀には見ゆれとも。海神にも相議らして。然政こたせ御坐ける也けり。さるは。此段なる海神の制（オキテ）を味ふるに。不㆑得㆑呑㆑餌と云は。餌を呑て人に釣るゝか。中々に彼か身には。甚しき事と見え。天神御子の饌に預奉り。人の食用と成る事は。彼か本意となる事にて。此を人に譬へて云はゞ。呑㆑餌は。食祿を得るか如く。饌（ケ）と成は。勤仕を全く為るに。等しき道理有ることゝ所

見たり。是天鈿女命と。海神と相謀坐て。定させ玉へるならむ。と云所以なり。偖天宇受賣命の御言に。天神御子仕奉耶とは。記傳に。此は皇御孫命の大御饌の御贄に成なむや。否やを問なり。萬葉十六に。爲レ鹿述レ痛哥に。佐男鹿乃。來立嘆久。頓爾吾可死。王爾吾仕牟云々。又爲レ蟹述レ痛歌に。葦河爾乎。王召跡何爲牟爾。吾乎召良米夜云々。とある此等も。御贄に成を云り。と云れたり。されは此に魚共を追聚めて。天神御子に仕奉むやと。問せ玉へるも。魚物と成ては。日々の贄と成り。人の食物と成が。彼か天神御子に仕奉れるにて。稻穀の大御食に炊かれて。食れ奉るに。其義同しき事。云も更なり。故こゝに。海神制曰。儞口女。從レ今以往。不レ得レ呑レ餌。と有は。魚を罰して。餌を呑へからすと。掟玉へるなり。餌を呑む事能はさる時は。人に釣るゝ愁なきに似たるを。魚の爲には。其釣鉤に罹らさる事を。限なき不幸とする事なる證是なり。次に不レ得レ預二天孫之饌一とは。此に天鈿女命の。定させ玉へるか如く。天神御子の御贄と成て。仕奉る事は。魚と成て。生來れる身の幸なる事と見えて。此に罰して。其饌に預る事勿らしめ給へり。然れは魚の心に成ては。人の食物と成て。命を終む事。草木に花の咲て。實と成れるに異ならすなん有ける。然る時は。元正天皇の大御世より以降。胡神を好信せ給ふ御心進ひに。天下の漁獵を禁止めさせ玉ふ詔勅を。時々に下給へるは。かの天鈿女命の掟置せられしとは。表裡なる御政にして。皇祖天神より。授奉らせ玉へる御食津物を。御自廢らさせ玉へる御所業にて。皇威の衰させ玉ふ御端とこそは。成にたりけれ。と云れたる。尤なる論なりけり。この說にて。此海神の御言よく聞えたり。

及二至彥火々出見尊將歸之時一。海神白言。今者天神之孫。辱臨二吾處一。中心欣慶。何日忘之。乃以二思則潮溢之瓊。思則潮涸之瓊一。副二其鉤一而奉進之曰。皇孫雖レ隔二八重之隈一。冀時復相憶而。勿二棄置一也。因教之曰。以二此鉤一與二汝兄一時。則稱二貧鉤滅鉤落薄鉤一。言訖。以二後手一投棄與之。勿以向授。若兄起二忿怒一。有二賊害之心一者。則出二潮溢瓊一以漂溺之。若已至二危苦一求レ愍者。則出二潮涸瓊一以救之。如此逼惱。自當臣伏。

辱。續紀三十二。天下百姓能。念良麻久毛。耻志賀多自氣奈志。靈異記。我願以レ何潛二天女一云々。注潛なとあり。俗に云勿體なし。恐多きなと云ことはにあたれり。又續紀二十七。晝夜不レ退之天。護助奉侍乎見禮波。可多自氣奈彌奈毛念須。又累レ世而仕奉麻佐部流事乎奈母。加多自氣奈美。伊蘇志美思坐須。これらは俗に云へるにちかし。○中心欣慶。本に慶を處に作るは誤なり。今永享本祕閣本を始め。諸古寫本ともに從て改む。○思則潮溢之瓊云々。この言の意は。葦牙に。おもふまゝに潮

の溢涸る意の名なるへし。直指に。思則是如意之義也。なといへる。いさゝか言たらす。今思ふに。思則云々は。潮を溢しめむとおもへは。其意の如くに潮滿ち。涸しめむとおもへは。即て潮涸る瓊と云意か。さらはこれ如意の義と同しきなり。（さてこの潮滿潮涸は。いまた瓊の名にはあらす。徒に潮の溢涸る瓊と云ふよしなり。）○八重之隈。こは大己貴命の御言に。於百不足八十隈將隱居矣。とある八十隈と同し。（八十隈の解は已に云り）此國土と。海中とは。幽顯の隈あるをいふ形容詞なり。古今集。白雲の八重にかさなるをちにても。思はむ人に心へたつな。（おのれ始には。隈は海の誤にて。八重之海ならむかとおもひしかと。さにはあらし。）○滅鉤。落薄鉤。保呂布と云言。佛足石歌に見ゆ。保呂煩須は令滅亡なり。言義。保呂は保呂々。波良々。なとの保呂波良と同く。散る義なり。集聚れるもの丶散々になるは。いと凶き意なり。於登呂布の於登は落なるへし。（落薄は落魄に同し。落魄は志行衰惡之貌とあり。）纂疏に。人先貧而後亡家失地。而後落薄失業而已。とあり。○後手投棄。後手のことは上卷に出。手をうしろの方へまはして。物するをいふ。こゝは詛言をいひ負せて。其惡しきことに向ふを。忌むなるへし。（纂疏に。後手詛厭人也。俗所謂天逆手也。兼俱說に。今も人を咒詛する符なとをは。後手に棄之そ。我身におはぬそ。反吊なとをも後手に棄之は。再來らさるそ。と云り。）一書には。三下唾與之。とあり。○求愍者の訓。何とかや俗の樣にきこゆ。宇禮比麻哀佐婆と訓へし。身の憂を人に告るを云なり。記に愁請の二字を書れたり。

時彦火々出見尊。受彼瓊鉤。歸來本宮。一依海神之教。先以其鉤與兄。兄怒不受。故弟出潮溢瓊。則潮大溢而兄自沒溺。因請之曰。吾當事汝爲奴僕。願垂救活。弟出潮涸瓊。則潮自涸。而兄還平復。已而兄改前言曰。吾是汝兄。如何爲人兄而事弟耶。弟時出潮溢瓊。兄見之走登高山。則潮亦沒山。兄緣高樹。則潮亦沒樹。兄既窮途。無所逃去。乃伏罪曰。吾已過矣。從今以往。吾子孫八十連屬。恒當爲汝俳人。亦爲狗人。請哀之。弟還出潮涸瓊。則潮自息。於是兄知弟有神德。遂以伏事其弟。

兄怒不受。鉤をかへし給ふことの遲きを。怒れるにもあるへし。○奴僕。夜都古とは。君より臣下を親み云稱なり。（奴僕と書るは。本義に非す。）次の御言に。如何爲人兄而事弟耶。とあり。此辭の解既に云り。○沒山。私記に山乎以留と訓るよろし。（秘閣本も同し）しかよむへし。（樹も同し）山また樹の梢までも。潮の滿て。山も樹も潮に沒るなり。（但し北野本には。沒をイタルと訓り。さらは山にと訓へし）○窮途は。逼迫なり。山又樹も潮に沒りて。今は逃去るゝかたなく。せまれるをいふ。○子孫八十連屬。次の一書に。生子八十連屬とあり。敏達紀に。子々孫々。

古語云。生兒八十綿連。とあるに依て訓へし。（高橋氏文に。阿禮子孫乃八十連屬ともあり。）記傳云。宇美能古と云へる訓。正くは萬葉二十に。宇美乃古能伊也都藝都岐とあり。此は子孫の末か末までとかけて。云時の稱なり。とあり。○俳人は。態人なり。本書に俳優之民とあるそれなり。記に。故至レ今其溺時之種々之態。不レ絶仕奉也。と云る。其態とは。令隼人司に。掌下撿二挍隼人及名帳一敎中習歌儛上。と有て。即歌儛の事なるを。併せ考ふへき者也かし。と云り。○亦爲狗人。本に一云狗人とあるは誤なり。舊事紀（皇孫本紀）に依て。かく改めつ。さて狗人は。記に爲二汝命之晝夜守護人一とある。守護人と同し事なること。記傳にも云れたるか如し。狗人といへるは。狗に代りて吠るよりの稱なること。次に云るを見るへし。○請哀之を。私記に由留志太末倍と訓り。（北野本も同し）其方よろし。⊙潮涸瓊。本に潮字なきは例にたかへり。今は永享本北野本類史及諸古寫本ともに依る。

是以火酢芹命苗裔諸隼人等。至レ今不レ離二天皇宮墻之傍一。代二吠狗一而奉事者也。世人不レ債二失針一此其縁也。

諸隼人等。隼人のことは。上に云り。諸とは隼人に種々の品あるを云。記傳云。そも〳〵隼人は。大隅薩摩の國人なること。上に云るか如し。さて朝廷に召れて。仕奉れるか。永く留りて。京近き國の人になれるも。子孫までなほ隼人と稱て。其職に仕奉れりしなり。隼人式に。凡番上隼人二十人。有レ闕者。取二五畿内及近江丹波紀伊等國隼人一。とあるこれなり。又諸國隼人とあるも。右の國々のを云なり。又大衣と云は。右の近き國々の隼人の中にて。二人を擇みて。補たるものなり。隼人式に。凡大衣者。擇二譜第内一。置二左右各一人一。大隅爲レ左。阿多爲レ右。敎二道隼人一云々。とみゆ。大隅阿多とは。其國の人を云にはあらす。先祖の出たる地を以て。近き國なるをも。大隅隼人。阿多隼人と別ち云なり。又番上隼人と云は。本國よりかはるかはる。上仕奉る者なり。職員令義解に。隼人者分番上下。一年爲レ限。とある是なり。續紀二十五に。大隅薩摩等隼人相替ると云こと見ゆ。又今來隼人と云は。番にはあらて。本より新に上りて。永く留りて。京畿に住居する者なり。此は妻子をも率て上る故に。女もあり。式に見ゆ。凡今來隼人給二時服及鹽一云々。また今來隼人身亡者。擇二取畿内隼人一充レ之。二十人爲レ限云々。など式に見えたるは。此も中昔には。人數定まり有て。召上せられしと見えたり。諸儀に吠聲を發るは。今來隼人の職なり。とあり。（なほ此外に。隼人のこと。委く云れたり。今は略きて出せり。）此等の類を。諸隼人とはいへるものなり。○不離天皇宮牆之傍。記に晝夜守護人とあるは。此文にあたれり。（職員令に。衛門府督一人。掌二諸門禁衛云々及隼人門籍門牓事一。とあり。）記傳云。抑この火照命は。隼人の祖に坐て。此守護の事。後まで隼人の職なり。隼人司式に。凡元日即位。蕃客入朝等儀。官人二人。史生二人。率二大衣二人。番上隼人二十人。今來隼人二十人。白丁隼人一百三十二人一。分二陣應天門外之左右一云々。今來隼人發二吠聲一三節。（蕃客入朝。不レ在二吠限一。）其官人著二當色横刀一。大衣及番上隼

人。著常色横刀。白赤木綿耳形鬘。自餘隼人。皆著大横布衫。（襟袖著兩面襴）布袴（著兩面襴）緋帛肩巾。横刀。白赤木綿耳形鬘。（番上隼人已上。横刀私備）執楯槍。並坐胡床。また凡遠從駕行者云々。其駕經國界及山川道路之曲。今來隼人爲吠。また行幸經宿者。隼人發吠云々。また凡今來隼人。令大衣習吠。左發本聲。右發末聲。惣大聲十遍。小聲一遍。訖更發細聲二遍。また凡威儀所須。横刀一百九十口。楯一百八十枚。枚別長五尺。廣一尺八寸。厚一寸。頭編著馬髪。以赤白土墨。畫鉤形云々。（隼人の執る楯に。鉤形を畫とある。此も失たる鉤を索りし故事を。後世まで示さむためなるへし。鉤字を本に釣に作るは誤なり。）など隼人の職掌なほ委く見えたり。萬葉十一に。早人名負夜音灼然とあるも。吠聲をよめるなり。なほ貞觀儀式などに。元日また踐祚大嘗などのをりの。隼人の儀みえたり。右に引る式の文の如し。抑隼人の京に上りて。仕奉りし事の見えたるは。若櫻宮段に。所近習墨江中王之隼人名曾婆加理。と云あり。次に書紀に。大初瀨天皇の崩坐し時に。隼人晝夜陵側にて。哀號て。物も食すて死ける事あり。（天武天皇崩坐し時。大隅阿多隼人。誄を奉りしこと書紀にみゆ。）天武天皇十一年七月。大隅隼人と。阿多隼人と。朝廷にして相撲しこと。持統天皇九年五月にも。隼人の相撲を觀はしゝことなどあり。さて清寧天皇四年。欽明天皇元年。齊明天皇元年など。隼人衆を率て内附しこと。（こは畿内に移り住しことなどを。内附と記されたるか。漢籍に内附と云は。彼國に服ひ附ことなり。なほ隼人の入朝し事。續紀にもをりをり見ゆ○武鄕云。これ今來隼人のもとならん。たつぬへし。）大寶二年養老四年など。隼人を征討たまひし事も。續紀に見えたれは。叛きしこともありしにこそ。とあり。（政事要略。養老四年豐前守宇努首男人將軍。大御神奉請。大隅日向兩國向。招隼人殺。大神託宣云々。縁起云。養老三年己未。大隅薩摩兩國隼人等謀叛。擬打傾國家之間。同四年庚申。公家被祈申當宮之時。神託我行而可降伏者。中略。行幸彼國云々。）○代吠狗。後に朝廷の大儀に。隼人の狗吠して。奉仕る（所謂狗人なり）ときには。狗は假面を被る例そ。おほしき事あるを以ても。（この事は。此古語拾遺に。隼人の狗人となりて。仕奉りし狀の。おもひやらるゝ證あるを。こゝにいはむとす。其は大和國添上郡奈保山の。元明天皇の陵。土人王塚といへり。今其わたりの字を。大奈閇山と云。其陵邊に建てたる。犬石と呼ふもの三基あり。これ自然なる石の面を平らけて。狗頭の人形を陰穿たり。頭は狗の假面なるへし。身中みな貫き裝束て。狗の狀を爲せりと見ゆ。按ふに。こはそのかみ朝廷の大儀に。隼人の狗吠して。來仕るときには。狗の假面を被る例なりけるから。即て其像を石に摸して。陵域に殉へ置しめ給へるものなるへし。此犬石も。遺詔によりて立られしものなるへし。されは此犬石の像を見て。そのかみ隼人の狗人となりて。仕奉りし姿をおもひやるへし。と云り○武鄕云。この御陵の事。今昔物語三十一卷に見えたり。大奈閇山は處たがへり。）此時の事に據れりし事知られたり。○奉事者也。按るに。後世まで。天皇の御牆のもとをさらす。隼人の職業は。則守護と俳優と二つなり。（俳優のことは上の一書に云り。）然るを本書には。爲汝俳優之民。とのみありて。守護のことなく。（第四一書もおなし）記には。火照命の能美の言には。たゞ守護人とならむとのみありて。俳優のことなく。下にはまた俳優の方のみを云て。守護の事をいはす。此は記傳にも云れし如く。互に脱たるものなり。然るに。此一書には。常爲汝俳人亦爲狗人。とあるは。守護と俳優と二を並へ擧たる傳にて。宜しきはもとよりなれと。なほこゝに。不離天皇宮墻之傍。代吠狗云々。とのみにて。わさをきの事見えさるは。なほこれも。言足はぬ傳なり。この事第四一書の下にも云り。見合すへし。○世人云々。俗に人の。針を失ひたるを償ることを忌は。此故事によれる事そとなり。（信友云。わか古鄕の若狹國にて。竈部どち他の物をとりて。餘物をもて償ふをきゝ入れぬとき。拭いても否々。洗うてもいやいや。故の針もどせと。唱ひ慣へり。かの鉤を徴りたまひし。古語とそきこえたる。世人不償失針。此其緣也。とあるには背きたる凶語なから。然る神世の古事の。竈部の口に。傳はりたるいとめつらし。といはれたり。）さてこゝに。針とあるは。もの縫針なれと。釣鉤と同類なれは。しか云るものとみえれり。

一書曰。兄火酢芹命能得海幸。故號海幸彦。弟彦火々出見尊能得山幸。故號山幸彦。兄則每有風雨。輙失其利。弟則雖逢風雨。其幸不忒。時兄謂弟曰。吾試欲與汝換幸。弟許諾因易之。時兄取弟弓矢。入山獵獸。弟取兄鉤。入海釣魚。倶不得利。空手來歸。兄即還弟弓矢。而責己鉤。時弟已失鉤於海中。無因訪獲。故別作新鉤數千與之。兄怒不受。急責故鉤云々。是時弟往海濱。低佪愁吟。時有川鴈嬰羂困厄。即起憐心。解而放去。

幸彦。　彦は稱辭なり。記云。火照命者爲海佐知毘古而。取鰭廣物鰭狹物。火遠理命者。爲山佐知比古而。取毛麤物毛柔物。○其幸不忒。本に忒を惑に作るは誤なり。秘閣本鎌倉本嘉禎本北野本等に依て改む。○欲與汝換幸。御弟の幸の。風雨にも忒はぬを。羨み妬みましてのことなるへし。○取兄鉤。今本釣鉤とある例の衍なり。今秘閣本嘉禎本丹鶴本三島本永享本に因る。○責己鉤。本に一鉤字例の衍れり。今延喜本丹鶴本に據る。○急責故鉤云々。山蔭云。この云々の字なくてよろし。○低佪は。

頸低なり。又宇良夫禮とも訓へし。萬葉集に。君にこひ之奈要浦觸。また浦觸而ものなおもひそ。などあり。憂はしく物思ふ人のさまなり。（楚辭に悵々をウラフレとよめり。惡說とあり。古今集にうらひれとよめるは。音便に轉る也。按に。ウラフレのウラは憂。フレは振にて。其憂ふる狀を云辭ならんか。憂はウラ‖ウルウ‖レと活くへし。）○川鴈嬰羂。川鴈のことは既に云り。羂は和名抄畋獵具に。蹄。周易云。蹄者所以得兎也。云々。師說和奈。字鏡には。罥。繫也挂也。和奈。と見ゆ。（罥は。罥字にて。羂と同し。）名義。或說に輪繩の意なるへし。一說に輪網なるへしと云り。とあり。（守部云。經死をワナクと云るも。輪索くにて。クはその輪索にかゝれる狀をいふ。頂にかくるをウナク。殺にかくるをカツラク。と云る類なり。）○即起憐心。莖牙云。此命の鳥獸を取て。たのしと爲給ふ御心以て。放去給ふはいかゝと思ふ人あるへきか。其は世人の心を以て喩るへし。今も野山に獵して。鳥獸を殺ことを娛しとすれとも。須臾も飼なつけたるを殺さむは。心よからす思ふは。人の心の常なり。こゝは飼たるにはあらねと。羂に嬰りたれは。おのれと逃るへきすへなけれは。他の惠を待つ外なきが。あはれなるなり。これ人の心は。更にも云はす。鳥獸なとにも有りと見えて。昔物語にも。人の苦瀨に落たるを。鳥獸の助けめくみしことなともあるなり。といへるはさる論なり。

須臾有鹽土老翁來。乃作無目堅間小船。載彦火々出見尊。推放海中。則自然沈去。忽有可怜御路。故尋路而往。自至海神之宮。是時海神

自迎延入。乃鋪ニ設海驢皮八重一。使レ坐ニ其上一。兼設ニ饌百机一。以盡ニ主人之禮一。因從容問曰。天神之孫。何以辱臨乎。一云。頃吾兒來語曰。天孫憂ニ居海濱一。未レ審ニ虛實一。蓋有レ之乎。

須臾有鹽土老翁。葦牙云。記に裸菟の身の皮を。風に吹さかれて泣伏るを。大穴牟遲神のたすけ給ひしかは。其菟の靈幸はへまつりて。八上比賣を得給ひしことありし如く。此鳥の靈さきはへ奉りて。鹽土老翁の出來て。助けまつりし如くきこゆ。と云れたるはさる言のやうなれと。上にも云る如く。鹽土老翁。此時の本末をかねて。よく知りて。助け奉らん爲に。故に出來れるものなるへけれは。こゝは。かの菟の段とは。聊異なるへし。○無目堅間小船。記にも。無間勝間之小船とあり。記傳云。此は必しも。船の形に造れりとにはあらし。何物にまれ。乘て水を行ものを。船とは云るなるへし。一書に。以ニ無間堅間一爲ニ浮木一。とあるも同し。和名抄。唐韻云。艇小船也。釋名云。一二人所レ乘也。揚氏漢語抄云。艇乎夫禰。とあり。○彥火々出見尊。本に彥字なし。今永享本に據て補。○可怜御路。この言已に云り。記にも味御路とあり。記傳云。此に御路と書る。これ美知の本義なり。（此處にのみ。此記にも書紀にも。道と書すして。御路としも書る所以は。まつ常にはたゝ知とのみ云へきにも。美知と云てけちめなけれとも。美知はもと道をほめて。御てふ言を添たる名なり。かくて。此處は甚迫なる由をいふ處にて。美といふ言用有て。重きか故に。本義の隨に書なるへし。）といへり。○海神自迎。此一書には。門前の井のことなし。省きしものにや。又もとより。なかりし傳にもあるへし。○海驢皮八重。記に。美智皮之疊敷ニ八重一。亦絁疊八重敷ニ其上一。とあり。海驢は。記傳云。釋に海馬也と注し。（海馬は漢名なり。本艸に。陳藏器曰。海驢海馬等皮毛。在ニ陸地一皆候ニ風潮一則毛起。）口訣に。海驢之皮在レ陸。而潮滿則自起レ毛。とのみ云て。其ものゝさまは云はす。建長八年百首。衣笠内大臣。我戀はみちの寐流れ寤やらぬ。夢なりなから絶やはてなん。（夫木集に出。）紀國人の云。今紀の海に。阿志加と云ものあり。そこにて昔より。字には海馬と書來れるよし。日高郡の海中に。阿志加島と云島のあるに。年毎の秋冬のころ。多く來て岩上に睡り。又波上に浮ひなからも。熟く睡りて。寤ることの遲きものなり。大きなるは。長さ一丈斗なるものあり。足はなくて。水搔の如くなるものあり。此物西國の海にもあるなり。和名抄に。葦鹿（武鄕云。按毛群部獸名に入れたり。日本後紀弘仁元年のところを見れは。獸皮の如くみゆ。箋註にあり。）と云物を載て。本文未詳としるせり。思ふに是海驢なるへし。と云り。（或人阿志加は。本草綱目に。海獺とある物なり。と云り。）或書には。山東志曰。海驢出ニ文登海中一。常於ニ秋月一。登レ島產乳。其皮製爲ニ雨具一。水不レ能レ潤。今按に。海中に登騰と云ものあり。岩屋の内に上り。よくねふる物なり。皮は馬具に用ふ。其首馬に似て。大きさは小馬許なり。これ海驢なるへし。陸奥松前蝦夷。又國々の海邊にも。稀にあるなり。と云り。（本草綱目に。東海島中出ニ海驢一。能入レ水不レ濡。）又或人の云。今も北海に海驢あり。其皮潮滿れは柔に。潮涸れは枯る。今も敷皮にするなり。と云り。右の説ともの中。何か正しく美智に當るへく。（かの紀國人の云る阿志加と。或書に云る登騰とは。一物の地によりて。名の異なるか。はた別物か。なほよく尋ぬへし。相遠からぬ物とは聞えたり。）今世にも。美智と云名の遺れる地はなき

や。尋ねて定むへし。とあり。（利根川圖志云。下総國銚子浜に茶鹿島あり。島は岸より四五町許はなれて。小島二ツあり。年中海獺此島にあがる事。二三十或は八九十。多き時は二三百匹にも及ぶ云々。一説に。海獺の大なるものを。蝦夷にてトヾといふ。又紀州の阿志加は海驢なるへし。といへり。ミチとトヾとは同物なり。海獺と海驢は同類にして別物なり。形ち海獺より大にして。體は痩せ。其毛淡茶色にして。左右の鰭は海獺よりは短し。これをもて異とす。と云り。）○盡主人之禮は。主人の訓は。萬葉二十安路自とあり。さて主人となりて。客を饗する（俗に亭主ぶりするを云）をも。阿留自すと云ること。中古の書ともに見えたり。されと古語のさまともきこえねは。こゝは本の訓のまゝにてあるへし。韋夜は敬。また恭字なとをよめり。またうや〳〵しとも云り。○吾兒。こは何といふ神にか。名も傳はらす。記に。綿津見神之子。宇都志日金拆命あり。また上に引る。姓氏録安曇宿禰條に。豐玉彦神之子。穗高見命といふあり。（また八太造條に。布留多麻命といふ御子もあり。）されと。それらの神とも定めかたし。

彦火々出見尊具申事之本末。因留息焉。海神則以其子豐玉姫妻之。遂纏綿篤愛。已經三年。及至將歸。海神乃召鯛女探其口者。即得鉤焉。於是進此鉤于彦火々出見尊。因奉教之曰。以此與汝兄時。乃可稱曰大鉤。踉䠙鉤。貧鉤。癡騃鉤。言訖則可以後手投賜。

纏綿は。親昵の意なり。（字鏡集にムツマヤカと訓り。綢繆も同し。ムツマカは。ムツマヤカの略なり。ミヤヒヤカを。ミヤヒカと云におなし。さて其ヤカは辭なり。）○海神乃。山蔭に。海神の下に云々とあるへきなり。言たらすといへり。○召鯛女。かくては鯛女の鉤をのみたるは。海神の既にしれりしか如くなれと。此は本書一書ともに譲りて。省けるものと見えたり。異なる傳にはあらし。○汝兄。嘉禎本汝字なし。○大鉤。記に淤煩鉤とあるこれなり。大は借字なり。（記には淤煩とある。煩は濁音なれとも。此記にては。ホは清て訓むへし。いづれにてもおなし。萬葉なとに清濁通してかけり。）記傳に。此言は萬葉巻々に。鬱悒と云こと多かる是なり。四巻に。朝居雲乃鬱なともあり。明らかならさる意なり。これを假字には。意保々斯久なと。保には多く清音の字を用ゐたり。（五巻。十一巻。十四巻。十六巻。）然るに又十七には。於煩保之久と。濁音にも書り。（清ても濁りても。云る言なるへし。）又おほつかなし。（此も常には。煩を濁るを。萬葉八巻十巻なとには。於保束無と清音の保を書たり。）おほろなとも。明らかならぬを云て。本同言なり。（又かの鬱悒を。イブカシとも。イブセシとも訓義ある。これらの伊布も。於煩と通ひて。おほゝしくと本は同し。於と伊と通ふは。於伎と伊伎との如し。さて此いふかしいふせしの布も。常に濁れとも。萬葉には多く清音にかけり。）又おほろか。おほよそ。おろそか。おほかた。なとも。委曲ならぬを云へは。本は明らかならさる意にて同し。淤富とのみも云り。さて此の淤煩は。愁思ふことのありて。心の晴せぬ意なり。（心を晴らすことを。明らむと。萬葉なとに云れは。晴せぬは明らかならさるなり。）○踉䠙鉤。須々美膩と訓へし。（本にスヽノミチとよめるは。まつ此訓注に。踉䠙之鉤此云須々美膩とある之字は。纂疏本。口訣本。類聚國史一本。活字本。延寶本。永享本なとになけれは。衍なること決し。さるをいかにしてか。之字の攙入たりしより。注の須々美膩とあるにも。能字を書き加へて。スヽノミチと為しものなり。）さて須々美膩とは。記に須々鉤とある。記傳に。師の冠辭考に。盛八燎須酒師競云々。すゝしきそひとは。壯士ともの心の進みすゝきて。身もしらす競をいふ。古事記に。須々鉤とあるを。神代紀に踉䠙鉤と書たり。是もすゝろく意なり。又古事記に。美人驚而立走。伊須々岐伎とあるも。立走すゝろきたるなり。後の書にすゝろそゝろなと云るも是なり。と

あり。又須佐之男命の於勝佐備云々。とある。師説に。佐備は須佐備なり。とある此によくあたれり。須佐と須々と同くて。かの須佐備は。進み荒ふるなれは。こゝの須々も。進みすゝろきて。荒ふる意なり。（玉篇に。踉蹡欲行貌と注し。又蹡急行也とも注し。又字書に。踉高蹈也とも。又跳踉蹡蹡貌。なとも注せり。すゝみすゝろく意に近き字なり。又字鏡に。猖獗須々乃彌とあるも。荒ふる意に近し。又獗は蹶なるへし。○武鄕云。字鏡に須々乃彌とある乃字も。此紀の注の訓より。採て記せるものなるへし。決めて一の音にはあらし。）○凝駃鉤。（本に。駃を駿に作るは誤なり。今秘閣本纂疏本及類史等に據て正せり。）記に宇流鉤とあり。言義は記傳云。此の字の意なり。（駃も。字書に疾也。と注せり。）又景行卷に失意とあるなとも。同言ならむか。（俗言に。うろたゆ。うろく。うるむ。なと云言も。同言の轉れるなり。又水の寒からさるを。ぬるしと云も。うるしと通へり。物を塗物を。うるしといふにて知へし。又俗に。鈍きことを。ぬるしといふも。宇流の意なり。）とあり。（萬葉集に。愚人をウルケキヒトとよめる。ウルも同音なり。）さて此紀にては。須々美。于樓該。と活用云るを。記には。須々。宇流。と皆二音に齊へ云り。さるは此の四の言。皆本は用言なるを。記にはみな體言になせるなり。凡て用にも體にも云言は。用の時は。下に活く辭を加へ。體の時は。其を除くこと多くして。（用言に。は渡ると云を。體言には。海と云。用言には。歌ひ歌ふと云を。體言には歌と云類なり。）かの意保々志久。なとは用言なるを。此には體言に大といひ。此紀に須々美と云るは。用言なるを。記には體言に須々と云り。此差別をよく心得へし。○投賜。本に投を授に作れり。今は纂疏本。丹鶴本。及延喜本。永享本。熱田本に從て改。

已而召集鰐魚問之曰。天神之孫。今當還去。儞等幾日之內。將以奉致。時諸鰐魚。各隨其長短。定其日數。中有一尋鰐魚。自言一日之內。則當致焉。故即遣一尋鰐魚。以奉送焉。復進潮滿瓊潮涸瓊二種寶物。仍教用瓊之法。又教曰。兄作高田者。汝可作洿田。兄作洿田者。汝可作高田。海神盡誠奉助如此矣。時彥火々出見尊既歸來。一遵海神教。依而行之云々。

儞は。爾に同し。○將以奉致。將字下に。作字ある本はあやまりなり。活字本秘閣本永享本安倍本に。無によりて削るへし。○隨其長短云々。記に。召集和邇魚問曰。今高之天津日御子。虛津日高。爲將出幸上國。誰者幾日送奉而覆奏。故各隨己身之尋長。限日而白。とあり。○一日之內云々。下の一書に。八尋鰐云々策之曰。吾者八日以後。方致天孫海宮。唯吾王駿馬。一尋鰐魚。是當一日之內。奉致云々。とあり。記傳云。八尋鰐は。八日を經て行路を。一尋鰐魚は一日に行なるは。纂疏に。短者身輕而行駛。長者身重而行遲。とある。この故にや。されと此は鰐に限れることにや。異魚もなへて然にや。（よのつねの例を以て思へは。大なるそ速なるへきに。却て小きか速きは。鰐は實に然る物にや。よく尋ぬへし。）隨己身之尋長。限日而白。とあれは。長き短きに隨て。速き遲きけちめあるなり。又一書には。乘火々出見尊大鰐。以送致本鄕。とあるは。小きと大なると。異なる

傳なり。とあり。記に上文に次て。中一尋和邇白。僕者一日送即還來。故爾告二其一尋和邇一。然者汝送奉。若渡二海中一時。無レ令二惶畏一。即載二其和邇之頸一。送出。故如レ期。一日之内送奉也。とあり。○當致。三島本致を到とあり。○高田。記傳云。萬葉十二に。水乎多上爾種蒔とよめり。地高くてよく燥く田なり。○洿田。窪み卑くて。水多き田なり。さて此ところ。記云。兄作二高田一者。汝命作二下田一。其兄作二下田一。汝命營二高田一。爲レ然者。吾掌レ水故。三年之間。必其兄貧窮云々。とあり。此はこれらの事を略きて記せり。（次に。其後火酢芹命日以襤褸。とあるに。これらのことを含めり。）掌レ水は。天下を知る。國を知るなどの知にて。水を保有ち掌りて。心に任すを云り。兄若高田を佃らは。吾旱して水を有らせじ。又下田を佃らは。雨多くふらせて妨けむ。となりと。記傳に云れたるか如し。さるは雨露を零する事は。龗神の掌給ふわさ。其本の水をしれるは。水神罔象女神の。掌給ふ事なるを。今海神の吾掌レ水とあるは。いかにと云に。海は水を貯ふる處なれは。爾も言へるものと見えたり。（なほいはゝ。木は木神句々廼馳神の掌給ふなれと。山神山祇神も。木を掌給か如し。山は木を生すところなれはなり。此事は既にも云り。）上古には。かく尊き際の人等も。佃る業を營ませ玉ふに附て。重胤云。此を以見れは。天神御子と申せとも。供御の御田は。御自營らせ御在し坐けるなり。崇神天皇四十八年に。活目尊以二夢辭一奏言。自登二御諸山之嶺一。繩絚二四方一。逐二食レ粟雀一。と見えたる。此は夢辭にては有れとも。當昔猶皇子等と申せとも。農作の事を爲させ御坐し坐しから。然る事も有し者なりけり。又古事記玉垣宮段に。又問二其后一曰。汝所堅之美豆能小佩者誰解。答白。旦波比古多々須美智能宇斯王之女。名兄比賣。弟比賣。茲二女王淨公民。

故宜レ使也。と見えたる。此は正しく開化天皇の曾孫と坐す。女王に御在し坐せとも。公民と申給ひけり。と云れたるにて。他の國とは。異なるいはれある事を思へし。○遊海神教。今本海字を脱せり。永享本北野本によりて補ふへし。○云々。本に云々字なきを。今は嘉禎本。又永享本等に依て補ふ。

弟時出二潮滿瓊一。即兄擧レ手溺困。還出二潮涸瓊一。則休而平復。其後火酢芹命日以襤褸而憂之曰。吾已貧矣。乃歸二伏於弟一。先レ是豐玉姬謂二天孫一曰。妾已有娠也。天孫之胤豈可レ產二於海中一乎。故當產時必就二君處一。如爲レ我造二產屋於海邊一。以相待者。是所望也。故彥火々出見尊已還レ鄕。即以二鸕鷀之羽一。葺爲二產屋一。甍未及合。豐玉姬自馭二大龜一。將二女弟玉依姬一光レ海來到。時孕月已滿。產期方急。由レ此不レ待二葺合一。徑入居焉。

弟時出潮滿瓊云々。休而平復。此二十二字。本に其後火酢芹命云々。歸二伏於弟一。の下に出せり。今は纂疏本講述鈔本及禁本ともに從て。文を改め正せり。○擧手溺困。この事次の一書に云。○襤褸は。形體の憔悴るゝを云。或は寠をよめり。また漢籍の訓に。ヤツ〳〵シと云詞もあり。それより轉りては。

殊更に身を卑くもてなし。或は衣服など。あらぬものに。きなしたるをもいへり。物語文に多くみえたり。こゝは三年之間其兄貧窮。とある如く。いと貧しくなりて。形容の憔悴れ枯槁るを云なり。されは衰ふる義なり。○吾已貧矣。記傳云。高田を佃れは雨多くて。毎も稔を得すして。貧くなりたまひしなり。○可産於海中乎。記云。於是海神之女豊玉毗賣命自參出白之。妾已妊身。今臨二産時一。此念。天神之御子。不レ可レ生二海原一。云々。とありて。先に期りたまへる事なし。されと。平田翁もいはれし如く。必す歸り座時に期り給へきものなり。○造産屋於海邊。本に産字なし。永享本嘉禎本に依て補へり。（山崎にも。産字脱たるへし。とあり。）○覆未及合。本に屋覆とあるは。産屋の屋字の層りたるものなるへし。熱田本塙本類史に。屋字无に從るへし。記傳云。凡て屋を葺には。此方彼方の軒より。葺上りて。棟にて葺合せて。終る事なる故に。葺終るを。葺合すと云なり。とあり ○取大龜。記に椅根津日子か。乘二龜甲一。爲レ釣乍。打羽擧來人云々。といふことあり。○光海來到。この事上卷神光照レ海の下に云り。○産期方急。記に不レ忍二御腹之急一。とあり。記傳云。はや御子生坐むとする。御腹のこゝちにて。産殿を葺終るを。待間も堪かたくなり給へるなり。と云り。○徑入居。居字丹鶴本に屋とあり。

已而從容。謂二天孫一曰。妾方産。請勿臨之。天孫心二怪其言一竊覘之。則化二爲八尋大鰐一。而知二天孫視其私屏一。深懷二慙恨一。既兒生之後。天孫就而問曰。兒名何稱者當可乎。對曰。宜レ號二彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊一。言訖乃涉レ海徑去。于時彦火々出見尊乃歌之曰。飫企都鄧利。軻茂豆句志磨爾。和我謂禰志。伊茂播和素邏珥。譽能據鄧馭鄧母。亦云。彦火々出見尊。取二他婦人一。爲二乳母湯母及飯嚼湯坐一。凡諸部備行以奉レ養焉。于時權用二他婦一。以乳二養皇子一焉。此世人取二乳母一養レ兒之緣也。

從容。岩本倘賢云。此の從容字いかゝと云り。然る言なり。○視其私屏。加伎麻美は。記傳云。垣間見なり。後の物語書なとにも多き言にて。其は必しも垣の間ならねとも。物の隙なとより。竊に見るをいへり。（加伊麻美と云は。垣の伎を例の音便に伊と云るにて。やゝ後のことなり。故今は正きに就て。加伎と訓つ。萬葉十に垣間とあり。）○兒名何稱云々。記の垂仁の段に。天皇の后沙本毘賣命に詔へる御言に。凡子名必母名。何二稱是子之御名一。爾答曰。今當下火二燒稻城一之時上而火中所レ生。故其御名宜レ稱二本牟智和氣御子一。とあり。記傳云。凡て子の名をは。其母の命しこそ。神代よりの禮なりけり。とあり。○乃歌曰。こゝに上の一書に云へる。憶企都茂播の歌の入るへきを。混れて瓊々杵尊の御歌となりて。上に出たること既に云るか如し。さてこゝに出たる。飫企都鄧利の歌は。異時に贈らせ給ふとすへし。（記には。こゝの贈答の御歌とも。反さまに出して。この飫企都鄧利の歌をは。阿軻娜磨廼の歌の。報歌とせり。此はさもあるへし。）○飫企都鄧利。奥

津鳥なり。奥に住鳥を云て。鴨の枕詞なること。野つ鳥雉。家つ鳥鶏。島つ鳥鵜。なとの例の如し。○軻茂豆久志磨爾。於鴨着島なり。記傳云。此着は清音なるへき處なるに。度も豆も。（記には度と有）濁音なるは。古の音便にて。かゝる例多し。（武郷云。かくあれとも。此豆はなほ清音によむへし。例あり。）さて着は寄と云むに同し。（船なとの寄をも。着と云り。又手着と手寄と。同きをも思へ。）島の海神宮を指て詔ふなり。かくて鴨着と云までは。たゞ島と云名に係て。つゞけたる序のみなり。此海神宮に。鴨の寄と云には非す。さて海底にある海神宮をしも。島とよみ賜へるは。海路を經て到る處なる故に。海表にある。尋常の島に准へて詔へるなり。と云り。○和我謂禰志。記傳云。契沖云。我率寐しなり。妹を率て寢たりしなり。古事記雄略天皇御歌に。多斯爾波韋泥受。また韋泥弖麻斯母能。（また萬葉十四十六にもあり。）みな率て寢るなり。と云り。凡て率とは。身に副へ附るを云て。（ゐてゆくは。身にそへて行なり。ひきゐは。引從へて身に添るなり。）率寐は。身に副附て寐るなり。とあり。○伊茂播和素邏珥。妹者不忘なり。妹とは。豊玉姫を指て詔ふなり。記には。伊毛波和須禮士とあり。（記傳云。邇にても忘は忘れしなり。凡てかく言の活く處は。五音の轉用定まれる格ありて。漫には通はし云者に非す。其轉用に從ひて。忘も轉るものなれはなり。然れは忘れじを忘らじと云も。通音の故にはあらす。別に一の活用にて。常にわすれ。わする。わするゝと。活用く格には非す。わすらん。わすり。わするなと。活用く格なり。古然る例あり。隱も常にはかくれ。かくる。かくるゝと活用くを。古くはかくらん。かくり。かくるなと。多くいへり。これらと同し。後世にも。一言の二種に活用く例あることなり。といへり。）○譽能據鄧馭鄧母。記傳云。契沖云。世の盡なり。世の限の意なり。萬葉二十に。多知之奈布。伎美我須我多乎。和須禮受波。與能可藝里爾夜故非和多里奈無。此意に同しと云り。萬葉二に。夜者毛夜之盡。晝波母日之盡。十七に。久奴知許登其等夜麻波之母。之自爾安禮登母。（これら。夜のかきり。晝のかきり。國内の限りにと云意也。）貫之集に。櫻花散ぬ松にもならはなむ。色こ

とく〳〵に見つゝ世を經む。是は色のあらむ限と云意なれは。此と正しく同し。さて余は人の生涯を云世にて。御自の御齡なり。（右の萬葉二十なる。貫之集なる皆おなし。）凡ての人の命の間を。世と云こと。常多しと云り。（或人云。與波比は。世間にて。生の間の意。世は天地の間。節は竹葦等の。節と節との間を云なれは。我生の間を。世とのみ云も。なほ同意なり。といへり。）記には母を邇とせり。○亦云。これより奉養といふまて三十字。下の以乳養皇子焉の上にあるへきを。後に前後になりたるにやあらむ。と葦牙に云れたるは。決て然る言なり。○取他婦人。本に他字なきは。脱しゝものなり。今は類史官本纂疏本見林本に依て加へつ。○乳母。纂疏に。謂以乳哺兒者とあり。記傳云。淤毛と云は。兒を養育す事をする婦人を。凡て云稱なり。其中に乳母は。殊に主とある者なる故に。唯に淤毛とのみ云なり。又親母も。主と養育す者なる故に。淤母と云なり。（親母を淤毛と云は。養育す方に就て云稱なり。たゞ親母の古名と。心得るは委しからす。）さて親母を淤毛と云て。母字を然訓故に。乳母の淤毛にも。やかて其母字のみを書は。古字に拘らさりししわさなり。乳母をたゞ淤毛と云る例は。萬葉十二。緑兒之爲社乳母者求云。乳飲哉君之於毛求覽。（是は乳母と書たれとも。必たゞオモと訓へきこと。末句に淤毛とあるにてしるへし。）悔毛老爾來鴨我背子之。求流乳母爾行益物乎。と見え。孝謙天皇の御乳母。山田宿禰比賣島と云人を。續紀二十萬葉二十に。山田御母とあり。和名抄に。乳母。日本紀師說女乃於止。言妻妹也。事見彼書。唐式云。乳母和名米乃止。辨色立成云。嬭母。今按即乳母也。和名知於母。とあり。○湯母。纂疏に。掌湯藥之人とあり。兒に湯を飲ましむる婦なるへし。○飯嚼。纂疏に。嚼飯哺兒者とあり。飯をも口に嚼み和らけて。食はしむるなるへし。○湯坐。（三島本に坐下人字あり。雄略紀に湯人と書り。）纂疏に。洗

浴兒者とあり。記に取御母定大湯坐若湯坐宜日足奉とあり。記傳云。湯坐は子に湯を浴する婦と通えたり。其にとりて。恵と云義も。坐字をかける由も。いかならむ。未思ひ得す。（若くは由須恵なるを。由須を切て由なれは。由恵と云か。若然らは。兒を湯中に坐る由にて。然るにや。なほさたかならす。）と云り。（姓氏錄に。大湯坐若湯坐と云る姓あり。大若は。大小と云むかことし。と記傳に云り。）○諸部。上の種々の婦人ともをいふ。○于時。皇子を養まつる時になり。○櫟用他婦。本に他字下に。姫字あるは衍なり。今は活字本纂疏本秘閣本其他の本等に。なきに從る。さて櫟と云るは。纂疏に。養子之道。母自乳者是禮也。然後世亦有用他婦。故擧其始也。とあり。（直指に。用他婦。非正理。故曰櫟。なともあり。）○此世人云々。本に人字を脱したり。今は丹鶴本に從る。御母の海神宮へ。かへり給ふによりて。櫟にかくものし給ふが。世に乳母を取て。兒養すことの始なりと云なり。

是後豐玉姫。聞其兒端正。心甚憐重。欲復歸養。於義不可。故遣女弟玉依姫。以來養者也。于時豐玉姫命寄玉依姫。而奉報歌曰。阿軻娜磨廼。比訶利播阿利登。比鄧播伊珮耐。企弭我譽贈比志。多輔妬句阿利計利。凡此贈答二首。號曰擧歌。海驢。此云美知。踉蹡鉤。此云須須美膩。癡騃鉤。此云于樓該膩。

端正を。紀中多く伎良々々志と訓り。端麗。閑麗。佳麗。姝妙。端嚴なとをも然訓り。（萬葉九卷に。其姿之端正爾。とあるもしかよむへし。）靈異記にも。端正岐良々々之とあり。言義は淸良々々しなるへし。（物語文なとに。貌の麗はしきを。ケウラと云るも。淸らの轉音にて同じ。）記傳に。キラ〳〵シと云を。佛像より出たる言には非るか。と云れたるは。俗に物の光をキラ〳〵シ。と云に思ひまかへたるなり。○於義不可。始何見たまひしことを。恨みまして。人やりならす。自本國に歸り坐して。今更に參出給はむこと。有ましき事と思ほすなり。○遣女弟玉依姫。御姉の返去坐し時に。共に返去坐けんを。今又更に參らせ給へるなるへし。山蔭云。上に將女弟玉依姫來とありて。さて渉海徑去といふ處に。此姫をも將て去坐るよしをいひて。こゝは來養の上に。還字。もしくは復字なと。あらまほし。さて又女弟といふこと。上に既にあれは。こゝにはなくてあるへし。と云り。○豐玉姫命。山蔭に。命字こゝにのみあるは。何の由にか。又此字を下へつけても。命寄とつゝかむことといかゝ。と云り。さることなり。（次の一書にも。豐玉姫命自抱而去。とあれは。例なきにはあらねと。なほいかゝなり。）○寄。山蔭又云。寄字も。託もしは屬なとの字にてこそ有へけれとあり。されと。もとのまゝにてもありぬへし。延喜本に。依に作るはまされり。さて記に。因治養其御子之緣。附其弟玉依毘賣而。とあり。記傳云。附はことつくるなり。萬葉二十に。常陸さし行む雁もか吾戀を。しるして都祁豆妹にしらせむ。古今集に。吹風に誂へつくる物ならは。此一本はよきよといはまし。伊勢物語に。宇都の山に至りて。云々修行者遇たり。云々京に其人の許にとて。書かきてつく。なとある都久と同し。さて此處の趣は。豐玉姫

御自らは。本國に遐去給ひしかとも。御子を。此國に遺置奉り給へる故に。其を治養奉らしめむために。御弟の玉依姫を。此度參らせ給ふ。其便に附給へるなり。記の趣と同しかるへし。○奉報歌。記には献歌とあり。記傳云。當時文字はなけれは。後世の物に書て。其を献る如くには非す。たゝ御口傳へに。奏し賜ふを云なり。（宰は。御言持にて。いと古き稱なり。然れは御言を持とも云むには。口して白す歌をも。献るといひつへし。又後に物に書て。贈ること出來ての世の詞を以て。献るとは云傳へたるなるへし。）とあり。さて此御歌。聞二其兒端正一云々。によりて。よみたまへる歌とも通えす。又上の報歌とも通えす。此は守部の云れし如く。上の瓊々杵尊の詠玉へる。憶企都茂幡の御歌の。報歌なるか。まかひて。飫企都鄧利の御歌の。報歌となりしものなり。其よし憶企都茂幡の御歌の下に。委くいひおけり。記云。爾豐玉毘賣命云々。雖レ恨二其伺情一。不レ忍二戀心一。因下治二養其御子一之緣上。附二其弟玉依毘賣一而。献レ歌之。其歌曰。として此歌を出せり。此正しき傳なり。○阿軻娜磨廼。赤玉之なり。○比訶利播阿利登。光者有となり。記には。この二句。阿加陀麻波袁佐閇比迦禮杼。とあり。（赤玉は。緒副雖レ光なり。）○比鄧播伊珥耐。人者雖レ言なり。記には斯良多麻能とあり。（白玉之なり。）○企弭我譽贈比志。君か光儀なり。君は夫君。火々出見尊を申し給へるなり。志は助辭なり。○多輔妬句阿利計利。貴有けりなり。この貴は。記傳にも云れし如く。多は發語にて。太占。太祝詞。太幣等の太てふ賞言にて。凡て美く好きを云。尊卑の尊も。其賞愛中の一にはあれと。後に其一方に偏りしなり。萬葉に春花之貴在等。催馬樂に安名多不止。介不乃太不止左也。なとよめる。皆美く佳き意なり。一首の意は。赤玉の光甚美好ありと。人皆はいへとも。君か御光儀は。それよりも。なほ勝りて美好し。と云て。夫君の御光儀を。戀慕ひ奉る御意なり。○擧歌。此は後に樂府にて。諷ふ時。律呂の調子に隨て。低昂ある。その擧歌に用ゐしなり。記下卷遠飛鳥宮段に。夷振之上歌とあり。記傳云。夷振は上卷に見ゆ。上歌は。神代卷に擧歌と見え。神樂採物歌に。諸擧と云あり。上に後擧歌と云あり。下に片下と云有。此らを相對へて思ふに。皆其歌ひさま。音振に依て負たるなり。（然るを。擧歌の注に。琴疏に可二擧而唱一之歌也。とあるは。おしあてのみたり說也。又梁塵愚按抄に。諸擧の注に。歌のふしなりとあるは。さもあるへきを。次に第一句を略して。第二句を三かさねて。うたふを云り。とあるは心得す。）○踉蹡鉤。本に之字あるは衍なること。上に云るか如し。（能字も。後の攙入なるへき事。已に云り。）○癡騃鉤。本に騃を駿に誤れり。（上に云り。）

一書曰。兄火酢芹命得二海幸利一。弟火折尊得二山幸利一云云。弟愁吟在二海濱一。時遇二鹽筒老翁一。老翁問曰。何故愁二若此一乎。火折尊對曰。云々。老翁曰。勿二復憂一。吾將計之。計曰。海神所レ乘駿馬者八尋鰐也。是竪二其鰭背一。而在二橘之小戸一。吾當與二彼者一共策之。是時鰐魚策之曰。吾者八日以後。方致二天孫於海宮一。唯吾王駿馬一尋鰐魚。是當二一日之內一。必奉レ致焉。故今我歸而使二彼出來一。宜レ乘レ彼

入海。入海之時。海中自有可怜小汀。隨其汀而進者。必至我王之宮。宮門井上當有湯津杜樹。宜就其樹上而居之。言訖即入海去矣。

海幸利山幸利。この海山。諸本互に誤れり。今は水戸本。又集解に。據熱田本改。とあるに依て。改め訂せり。（但し永和古寫の熱田本にあらす。序に云。集解に熱田本とて引るは。今現る熱田本とは。往々異なるところあり。別本か。または引あやまれるか。知かたし。）○計曰。永享本計字なし。○海神所乘駿馬。此は鰐なるを。かく云は。すへて乘行ものを。宇麻といへるにや。（無目堅間小船。などある例をも思へし。）又此は。鹽土老翁の。いま皇御孫命に白すは。此國土にての事なれは。この國土のさまに取なして。馬とは語りなしゝにもあるへし（此國土にては。乘行ものは。馬を旨とすれはなり。さて次に。鰐魚の我王駿馬一尋鰐魚云々。と言へるも。皇御孫命に白す辭なれは。なほ上國の目につきて。我王駿馬と云るは。ともに妨なかるへし。）○堅其鰭背。（背。集解に據纂疏本脊に改めたり。然るへし。儀禮少儀曰夏右鰭。鄭玄曰鰭脊也。疏曰鰭謂魚脊）波多のことは。上卷に云り。○橘之小戸。上卷に出つ。この傳にては。皇御孫命の海宮に幸坐しは。日向の橘の小戸の海中なりとなり。いと珍しき傳なり。（上に云る。當國那珂郡に。鵜殿窟とて。產殿の遺跡。現今に存れるをも。考へ合すへし。）○共策。永享本策下之字あるよろし。○往而見之。葦牙云。見之とあるに。老翁と鰐と策しこと。こもるへし。と云り。○鰐魚策之。此は皇御孫命を。海宮に奉致日數を白すのみならす。海に入まして。海神の宮に至り坐ることまてを。鰐魚の策り云るは。異なる傳なり。これも始に。老翁と共に策りしことならむ。○乘彼入海。記傳云。一尋和邇に乘せる

は海神宮より。還坐す度のことなるを。此一書の傳は。其宮へ幸行すをりのことゝせり。とあり。○井上。韋能辨と訓へし。和名抄に。河內國（志紀郡）に井於。甲斐國（山梨郡）に井上と云鄉名ありて。共に井乃倍とあり。（式に大和國平群郡猪上神社。萬葉七に井上。これらも地名なり。）井のほとりなり。○就其樹上。記にも其木上とあり。記傳に。この上は下に對ふ上なり。（井上の上とは異也）次に登其香木とあるにて知へし。といへり。こゝも其意なり。

故天孫隨鰐所言。留居相待已八日矣。久之方有一尋鰐來。因乘而入海。毎遵前鰐之教。時有豐玉姬侍者。持玉鋺當汲井水。見人影在水底。酌取之不得。因以仰見天孫。即入告其王曰。吾謂我王獨能絕麗。今有一客。彌復遠勝。海神聞之曰。試以察之。乃設三床請入。於是天孫於邊床則拭其兩足。於中床則據其兩手。於內床則寬坐於眞床覆衾之上。海神見之。乃知是天神之孫。益加崇敬云々。

豐玉姬侍者。こゝに海神之女と云へきことを。あるへきなれとも。省きて記せるなり。○謂我王獨能絕麗

云々。我王は。海神を指て云るなり。記云。有レ人座二我井上香木之上一。甚麗壯夫也。益二我王一而甚貴。とあり。記傳云。此益二我王一とは。此婢の心に。常に綿津見神をのみ。甚貴き物に想居によりて。云る辭なりと云り。こゝも其意なり。○設二床一。口訣に。試設二三床一者。以二禮容一察二神慮一也。とあるか如し。○邊床は。直指に下床也。とあり。俗に下の間なり。○拭其兩足は。未レ詳。口訣に拭レ足者畀レ之也。（爾雅釋詁拭濟也。）とあれと。いかゝなり。强て按に。拭增韻拭揩也。揩博雅摩拭也。とあるによらは。足を高く擧けす。席に摩り附つゝ。靜かに歩み給ふさま。物を拭ふか如きより。形容せる辭なるへし。（この說によらは。拭はスリと訓へきか。例なとなきか考へし。）又按ふに。拭は跪字の寫誤にはあらさるか。さらは跪二其兩足一とありしなるへきか。推古紀に。凡出二入宮門一。以二兩手一押レ地。兩脚跪レ之。とあるか如く。邊床にして。まつ御足を跪くを云か。（比邪麻豆久は。地に膝を突て。屈まり居るにて。敬ふさまなり。故雄略紀に。跪禮をヰヤヒテとよめり。）次に中床にして。御手を押し給ふは。即以二兩手一押レ地なり。皇御孫命の御禮容の。次序ありしさまを。云りしものなるへし。（岩本尙賢云。拭は式また軾なとの字にはあらしか。式は論語注に。式車前橫木也。有レ所レ敬則俯而憑レ之。字彙に。乘而俛レ首致レ恭曰レ式。蓋取レ憑レ式也。又與レ軾同。とありて。軾はヒザツキとよみて。名目抄には膝突と云り。小半疊のうすへりなりと云れは。軾をヒザツキとよめるも。かの憑レ式ときは。首を俛せ。膝を突くより。出し訓なるへけれは。その訓を假りて。軾二其兩足一と書しものならんかと云り。この考もすてかたし。字形もいと近けれはなり。）なほよく考ふへし。○中床は。中の間なり。○據其兩手。今俗に云兩手を突くことなり。そは兩手のひらを以て。疊を押すか如く見ゆるに因て。兩手をおすとは云るなり。（手印をオシテと云るこれなり。）さて然するを禮とする事は。上古よりの習なること。こゝにかく見えたるか如し。（魏志なる皇國傳に。傳レ辭說レ事。或蹲或跪。兩手據レ地。爲二之恭敬一。とあり。）○內床。直指に上床也とあり。上の間なり。○寬座。阿具美

は足組にて。此卷の上に。踞字をよめり。（今も足組み居ることを。安坐すといへり。寬坐と意同し。）重遠云。至二內床一則尊極矣。故天孫直爲二己座一而不レ疑。とあるはさる說なり。○乃知是天神之孫云々。其禮容の尊嚴なるさまを見奉りて。常人ならすとおもひて。天神の御子に坐すことを知れりと云り。

海神召二赤女口女一問之時。口女自レ口出レ鉤以奉焉。赤女即鯛魚也口女即鯔魚也時海神授二鉤彥火々出見尊一。因敎之曰。還二兄鉤一時。天孫則當二言汝生子八十連屬裔貧鉤狹々貧鉤一。言訖三下唾與之。又兄入レ海釣時。天孫宜下在二海濱一以作中風招上。風招即嘯也如此則吾起二瀛風邊風一。以二奔波一溺惱。

赤女即云々。（鯛魚。本に赤鯛と作り。永享本に赤字なし。さて類史擬本官本に魚字あり。今は其本ともに依て鯛魚とせり。）この十二字。纂疏本には。赤女口女の下に。細注として出せり。此は後人の攙入なるへけれは。細註なるそしかるへし。（さるは。赤女の鯛魚なるよしは。本書の下に已に見え。また口女の事も。上の一書に出たれは。そこにこそ注すへきを。さはあらて。こゝに注せるも。ことわりなし。）信友か比古婆衣云く。この十二字。並ての例に似す。もしくは。後人の注の攙りたるならむか。然るにても。古本ともにもありて。古き說なること。疑なけれはとるへし。さて鯔は。本草和名に。鯔似レ鯇。（或人云。鯇を和名抄に。阿米に當られたるは誤なり。鯇はミともミゴヒとも云ふに當れり。和名抄に。鯇文字集略云。鯇鯉屬也。漢語抄云美。とあり。鯇を阿米

（に當て。別物とせられたるは誤なるへし。といへり。）而大頭也。出二崔禹一。和名奈與之。また和名抄に。孫愐切韻云。鯔魚名也。遊仙窟云。東海鯔條。鯔讀二奈與之一。靈異記にも。鯔の訓を名吉と注せり。本草綱目に。鯔生二江河淺水中一。似レ鯉身圓。頭偏骨軟。性喜レ食レ泥。と云へり。俗に菩良又伊勢鯉ともいへり。川に生れて。海にも入りてすむ物なるか。川に在るほとこそはあれ。海に入りては。いかに餌を誘ひても。さらに鉤呑ふ事なく。もとより尋常の魚ともの如く。はか〱しく餌を食ふことなしとそ。腹内なへての魚どもとは異様にて。衘たちたるものゝ中には。たゝ泥或は水苔の如きものゝみ多し。此魚延喜式諸國の進御。また御饌の料なとにも。すへて載られす。其ほか古書ともにも。然る例見えたる事なし。（はやく野必大と云人の著はせる。本朝食鑑に。鯔魚江海處々有レ之。小者江河淺水中亦生。云々狀圓頭扁。背黑肚白。性喜食レ泥。而未レ聞レ食レ餌者。故不レ能レ釣レ之。若捕レ池通レ潮。以畜レ之者食レ餌云々。俗所レ謂夕食レ鯔化爲レ塊是也。といへり　○因に赤女のことを考るに。鯔の類に。目と昼の朱みたるかあるを。しくちといへり。江戶わたりにては。メナダといふ。永久百首に。俊賴卿。しくち曳くあこの濱屋に云々。とよみたまへる是なり。出羽の秋田わたりにては。鯔をシロメといひ。しくちをアカメといふ。シロメの腹内に。鮞の滿てあるをとりて。干かためたるを唐墨といふ。アカメには鮞あらすと。その國人かたれり。このアカメといへる。決て古名の遺れるなるへし。但し紀に赤鯛魚也。と書るは。漢名に當てたるなれと。其當否はおほつかなし。さてしくちと云は。口女の口朱きよしにて。朱口と云か約まりたる。古きさとひことにもあらむ。いつれにも。口といふ言由ありてきこゆ。）此魚をなよしといふは名吉の義にて。（運步集に。名吉。伊勢鯉。）かの不レ得レ預二天孫之饌一。即以二口女魚一所三以不二進御一者。此其緣也。とある古事を忌々しみ。此を食料とするうへに。言忌して名吉と呼かへたるものなるへし。（出羽の秋田わたりにては。ミヤウケチとも云とそ。名吉と斉く字音の訛れるなり○土佐日記元日の條に。今日は都のみそおもひやらるゝ。こゝのへのみかどの。しりくめなはの。なよしのかしら。ひゝらきら。いかにそとそいひあへる。とあるは。そのかみかの口女の喉の。鉤のために。痛み疼きたる古事によりて。元日にかの魚の頭と。杠谷樹を。宮門に挿れたりしなるへし云々。さてひゝらきとしもいふは。棘さきの刺の。人の身に觸るれは。疼痛く由にて。名にも負せたるへけれは。口女の鉤のために。喉のひゝらきたるによそへたる例にて。其は火々出見命の海神宮に幸して。かの失ひ玉ひし鉤を得て。上國に還幸ましゝ賀儀なるへし。隼人式に見えたる。隼人の威儀に須ゐる楯に。鉤形を書し例なるも。隼人は火酢芹命の苗裔なれは。元祖の徵鉤の事によりて。辛苦られて。自伏たまへる故實を。表せるなるへし。神代紀に。此時の古事によりて。隼人等か狗人となりて。宮門を衛り。また俳優して。仕奉る例となりし由の。みえたるにも。おもひ合すへし。）と云り。なほよく考へし。○彦火々出見尊。この一書にては。こゝも火折尊とあるへきなり。○八十連屬裔。本に裔を之裔二字に誤れり。今は丹鶴本明應本林氏校本に從て。改め正せり。○狹々貧鉤。狹々は小き事にて。いよ〱惡きさまに。言を重ねていへる詛言なり。○三下唾。これも呪詛のわさなり。後手に投賜。とあるに同し。○入海釣時。本に釣字鉤に作る誤なり。今嘉禎本類史本に依て改む。○風招。風招は。風を招くわさなるへし。（招くの意は上卷に云り。）○風招即嘯也。嘯は風の起ることとは。伊弉諾尊の吹撥之氣に。風神の生坐ると同義なり。（漢籍に虎嘯而風起なとあるも。風招のわさを。虎の知れるにこそ。さて思ふに。此五字纂疏細註とせり。後人の竄入なるへし。次に弟居レ濱而嘯之時。とあるを思ふへし。嘯はウソフクとのみ云れと。宇鏡に宇曾牟久とも註せり。字書に嘯蹙レ口而出レ聲。とあるにて意を得へし。竹取に。うそをふきあふきをならす。ともあり。）○以奔波溺惱。此一書また潮滿瓊潮涸瓊のことなし。第一一書と同しく。吾起二瀛風邊風一以云々。とあるそ。其ことにあたれる。

火折尊歸來。具遵二海神教一。至二及兄釣之日一。弟居レ濱而嘯之。時迅風忽起。兄則溺苦無レ由レ可レ生。便遙請レ弟曰。汝久居二海原一。必有二善術一。願以救之。若活レ我者。吾生兒八十連屬。不レ離二汝之垣邊一。當レ爲二俳優

之民一也於是弟嘯已停。而風亦隨息。故兄知二弟徳一。欲二自伏辜一。而弟有慍色。不與共言。於是兄著犢鼻。以レ赭塗レ掌塗レ面。告二其弟一曰。吾汚レ身如レ此。永爲二汝俳優者一。

具遊海神教。本に海字を脱せり。平田氏校本の一本に依て補へり。○至及兄鈎之日。及字本に乃とあるは誤なり。鎌倉本北野本直指本等に従て改む。（鈎字。本鈎に作るも誤なり。今は類聚國史の本による。）○必有善術。迅風の起るを。弟命の風招し給ふゆゑとは知らすて。風を息る術を。知給へらは。いかて救ひ給へ。と言ふなり。○不離汝之垣邊云々。第二一書に。不レ離二天皇宮墻之傍一。代二吠狗一而奉事者也。とあるに同しけれとも。爲二俳優之民一也。とあるは事たかへり。そは上にも云る如く。不レ離二汝之垣邊一は。所謂狗人にて。（記に守護人とあり。）狗に代り吠て。守護仕奉るをのたまへる御言。また俳優之民とならんとのたまへる方は。御守のかたにあらねは。不レ離二汝之垣邊一とは異なり。上にも云る如く。此時の事。狗人と俳人と二つなるかまきれて。一に傳はりしより。かくはまかへるなり。なほ第二一書のもとに云へりしことゝも。考合すへし。○風亦隨息。隨字本に遀に作る。それもあしからねと。丹鶴本に隨とある方。今少しまされるは。其に依りつ。○欲自伏辜。丹鶴本願とあり。辜は秘閣本北野本に事に作れり。上にも例あれは然るへし。○弟有慍色。始よりの事をおもほすに。すへて兄の無道さがなかりしより。甚くわひしき目見給へれは。急に御心の解たまはぬなるへし。○犢鼻。倭名抄裝束部に。史記云。司馬相如著二犢鼻一。韋昭曰。今三尺布作レ之。形如二牛鼻一者也。唐韻云。衳小褌也。楊氏漢語抄云。毛乃之太之太不佐岐。一云水子小褌也。とあり。雄略紀。天武紀。萬葉集に。みな犢鼻を多不佐岐とよめり。新撰字鏡には。褌をもよめり。（形如二牛鼻一とあれと。下學集には男根如二犢鼻一とあり。）谷川氏云。今も上總に此語殘れり。承久記に。佐々木か宇治川を渉りしに。裸になり。たふさきはかりをかけてと見ゆ。今の旅股引の類なるへし。とあり。中昔の書に。手綱といひ。また腐帶とも。下帶とも云たる。これ同物なり。名義詳かならす。袖中抄に。褐の尻を後ろより前へ引たふさきて云々。と云ことあれは。たふさきは。たふさくと云用言を。體にいひなせる辭なるへし。（和名抄云。褌方言注云。袴而無レ跨。謂二之褌一。音昆。須萬之毛能。一云知比佐岐毛能。箋注云。舊跨作レ跨。諸本同。今從二原書一改。無レ跨謂二袴之無一レ近レ足之處一也。原書卷四云。無レ襠之袴謂二之褌一。郭注云。袴無レ跨者。即今犢鼻褌也云々。新撰字鏡。褌訓二志多乃波加萬一。蓋當時既有二今袴一。著二之内衣上一。故呼レ褌爲二下袴一。然猶未レ失下謂レ褌爲二波加萬一之稱上也。とあり。）さて犢鼻を著るは。素膚になりたるを云なり。○以赭塗掌塗面。赭は赤土なり。萬葉集に。爾布能麻曾保乃伊呂爾低氏。また赤曾保舟なといへり。掌は手之裏なり。（またタナソコとも云へり。）さてかく面に。赭を塗りて。さまをかふるは。賤しきわさの限りなるへし。（今俗にも。恥辱見することを。顏に泥を塗るなといふめり。）また掌に塗るは。面を塗むとして。自らの掌の塗られたるを云か。また故に掌を塗れるか。○汚身如此。これにて肌赤になり。赭を塗るは。尋常の辱に非さる事を知へきなり。

乃擧足踏行。學其溺苦之狀。初潮漬足時則爲足占。至膝時則擧足。至股時則走廻。至腰時則抱腰。至腋時則置手於胸。至頸時則擧手飄掌。自爾及今曾無廢絶。

擧足踏行。記傳云。こはまつ惣てを云るにて。初潮云々より。飄掌と云ふまて。その種々の狀態なりといへり。これ即隼人の俳優の始なり。○學其溺苦之狀。これ俳優の狀なり。さるは葦牙に。たゝ爲俳優之民。とのみにては。猶弟命の御心とけ給はぬ御氣色なれは。今其溺れ苦める狀を學ひて。生兒八十つゝきに。忘れずかく仕奉らむと。申し給ふなるへし。と云れたり。○足占。纂疏に。謂不安足於一處。とあるは。據ありて云るにや。おほつかなし。今按ふに古足占といひて。足にて占ふ占方のあるか。今足を擧て苦む狀の。おのつから其足占を爲さまに似たるより。譬喩ていへりしものなるへし。さて其占は。萬葉十二。月夜好門爾出立足占爲而。往時禁八妹二不相有。また四。月夜爾波門爾出立夕占問。足卜乎曾爲之行乎欲焉。とあり。考云。まつ歩の數を定置て。歩の奇偶もて。合不合を知ること。今人のするには異ならしか。と云り。また續古今集に。（別。權中納言定賴。）行き行かす問はまほしきは（一本聞かまほしきは。）何方に。踏定むらむあしうらの山。（細川玄旨法印。九州路の記に。かならすの旅の行へはよしあしも。問はてふみゝるあしうらの山。この山丹後國熊野郡にあり。）とあり。（信友か正卜考云。この占合さまも。詳ならぬを。あしうらの山の歌詞によりて。推考るに。俗に童子なとのする趣にて。まつ歩きて。踏止るへき標を定めおきて。さて吉凶の辭をもて。歩く足に合せつゝ踏わたり。標の處にて。踏止りたる足に當りたる辭を以て。吉凶を定むるわさにもやあらむ。さるはこゝも。もはら道路なとにて。爲へけれは。岐神に申してするなるへし。萬葉集に。夕占と足占と。兩度せし趣にきこゆるをも思合すへし。但しりの萬葉集に。足占と寄るは。歌詞の調によりて。アウラとよむへけれと。アシウラなりと云り。）

○則擧足。水の足に漬るを。苦みての狀か。○走廻。前の一書に。兄走登高山。則潮亦沒山。兄緣高樹。則潮亦沒樹。兄既窮途。無所逃去。とある時の狀なり。○抱腰。本に抱を捫に作る。（字書に捫持也）纂疏に。捫腰謂以手持腰也。と云へり。又按に靈異記中（第一條）に。沙彌摩頭捫血悕哭。と云事もあり。是もよしあり。されとなほ。丹鶴本に抱腰とある方勝りたれは。今はそれに從りつ。（持も抱も同しさまなれと。抱とあるかた。水のつきてすへなきさまに見ゆめり。）○至腋時。本に時字なし。丹鶴本永享本北野本に依て加へつ。○置手於胸。此は心得かたし。若くは游くさまなとを云るにか。（纂疏に。置手於胸者。以心胸煩悶也。環翠の說に。心が逼くなるほとに。手を以て胸にあつるか。とあり。）○擧手飄掌。纂疏に。飄掌以掌拍水也。とあり。溺るゝ時の體にて。なにとも爲むかたなき時のわさなるへし。（ひろかすは。ひるかへすなり。字鏡に颺を。ヒロゴルと訓り。）○曾無廢絶。記に。故至今。其溺時之種々之態。不絶仕奉也。とあり。記傳に。彼弟命の鹽盈珠を出し賜へる時。溺れ苦みたりし狀態を。令似行ふを云。然子孫に至るまで。この狀態を奉仕るは。此時に伏辜奉りし事を。長へに忘れぬよしなり。と云り。されと熟考るに。此時の種々の御態は。後の隼人らか。此時の狀を學ひ似せて。俳優につくりし態を。（上に引る令。また式に見えたる。隼人の歌舞ぞ。）語傳へしものなるへし。其はこゝ（この時のことの殘りなりける。）神代に回らして。火闌降命の爲給ひし狀態なりと。に見えたる。種々の御態の中に。著犢鼻。以赭塗掌塗面云々。なとの御態よ。いかに俳優ならんか